

令和5年3月定例会

# 南伊豆町議会会議録

令和5年 2月21日 開会

令和5年 3月14日 閉会

南伊豆町議会

令和五年  
三月  
定例会  
会

令和五年  
三月  
定例会  
会

南伊豆町議  
会  
議  
録

南伊豆町議  
会  
議  
録

## 令和5年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（2月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○施政方針、予算編成方針並びに行政報告	4
○副議長の選挙	14
○下田地区消防組合議会議員の選挙	16
○一般質問	17
横嶋隆二君	17
黒田利貴男君	34
比野下文男君	45
宮田和彦君	59
○散会宣告	71
○署名議員	73

### 第2号（2月22日）

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	77
○出席議員	77

○欠席議員	7 7
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	7 7
○職務のため出席した者の職氏名	7 7
○開議宣告	7 8
○議事日程説明	7 8
○会議録署名議員の指名	7 8
○一般質問	7 8
清水 清 一 君	7 9
漆 田 修 君	9 0
○報第 2 号の上程、説明、質疑	1 0 8
○議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議第 6 号～議第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8

○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議第32号～議第43号の一括上程、委員会付託	148
○散会宣告	149
○署名議員	151

### 第 3 号 (3月14日)

○議事日程	153
○本日の会議に付した事件	153
○出席議員	154
○欠席議員	154
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	154
○職務のため出席した者の職氏名	154
○開議宣告	155
○議事日程説明	155
○会議録署名議員の指名	155
○議第32号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	155
○議第33号～議第35号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	158
○議第36号～議第39議号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	161
○議第40号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	164
○議第41号及び議第42号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	165
○議第43号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	166
○予算決算常任委員会正副委員長及び議会運営委員会委員長の辞任について	167
○予算決算常任委員会正副委員長及び議会運営委員会委員長の選任について	168
○議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	168

○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
○南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙	179
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	179
○閉議及び閉会宣告	180
○署名議員	181

令和5年3月定例町議会

(第1日 2月21日)

## 令和5年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年2月21日（火）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針、予算編成方針並びに行政報告
- 日程第 5 南伊豆町議会副議長の選挙
- 日程第 6 下田地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 7 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	5番	谷正君
6番	長田美喜彦君	7番	稲葉勝男君
8番	清水清一君	9番	漆田修君
10番	齋藤要君	11番	横嶋隆二君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君

地方創生室長	勝 田 智 史 君	地域整備課長	飯 田 満寿雄 君
商工観光課長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健康増進課長	山 田 日 好 君	福祉介護課長	高 橋 健 一 君
教育委員会 教育事務局長	佐 藤 由紀子 君	生活環境課長	高 野 克 巳 君
会計管理者	佐 藤 禎 明 君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	廣 田 哲 也	係	長	内 藤 彰 一
--------	---------	---	---	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和5年3月南伊豆町議会定例会を開会します。

---

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎開議宣告

○議長（谷 正君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

会議に先立ち、加畑毅議員から、令和5年2月11日付で辞職願が提出され、議長において許可しておりますのでご報告いたします。

また、加畑議員の辞職に伴い、第2常任委員会委員に清水清一君、議会運営委員会委員に稲葉勝男君を、議長において選任、補充しましたので、併せて報告いたします。

なお、第2常任委員会は、本日の本会議終了後に委員会を開催し、南伊豆町議会委員会条例第8条第2項の規定により、副委員長を互選し、結果を報告願います。

なお、新しい議会構成表は、第2常任委員会副委員長の選任後に作成、配付いたします。

なお、商工観光課長はここに来ておるんですが、所要がありまして、その対応で遅れていることをご報告いたします。それが解決しましたら、直ちに議場に入る予定でございます。よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎会期の決定

○議長（谷 正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの22日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（谷 正君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和4年12月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

---

◎施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長（谷 正君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

本日ここに、令和5年南伊豆町議会3月定例会が開催され、新年度当初予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針とともに、予算の概要を申し述べますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症は、これまで長期にわたり感染拡大の波を繰り返し、医療体制の逼迫や社会経済活動へ甚大な影響を及ぼしてまいりました。

これに加え、ロシアのウクライナ侵攻といった深刻な国際情勢や円安によるエネルギー価格の上昇、物価高騰などで社会全体に閉塞感が漂い、少子高齢化の進行とも相まって暮らしの安心感と安定感が失われております。

こうした難局を乗り越えるため、これまで培った経験と知恵を生かし、大きく落ち込んだ地域社会の活力を一日でも早く回復させるため、実効性のある施策を通じて、町民の安全・安心な暮らしを取り戻すことに全力で取り組んでいかなければなりません。

昨年12月の閣議決定を経て発表された「令和5年度経済財政運営の基本的態度」によれば、今後の経済財政運営に当たっては物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていきとしており、重点分野については、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進し、民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化を進め、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションといった成長分野の大胆な投資を促進するほか、サプライチェーンの再構築・強靱化、企業の国内回帰など、国内での「攻めの投資」と輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強靱化を図るとともに、経済安全保障の推進と食料安全保障及びエネルギー安全保障を強化するとされております。

また、こども・若者・子育て世帯への支援等の少子化対策・こども政策の充実、新時代リアリズム外交の展開や「国家安全保障戦略」に基づく防衛力の抜本的強化など外交・安全保障環境の変化への対応、地方活性化に向けた基盤づくり、防災・減災、国土強靱化等国民の安全・安心の確保など「経済財政運営と改革の基本方針2022」に沿って重要政策課題に取り

組み、その成果を地方の隅々まで届けると結んでおります。

我が国では本格的な人口減少、少子高齢化に加え、東京圏への一極集中により過疎地域の人口減少は加速度を増しており、人口構造の変化を背景とした社会保障費の増加はもとより、公共交通手段の確保や、医療、福祉分野をはじめとした担い手の確保、集落機能の維持、活性化といった課題に加え、社会生活基盤の劣化や地域経済の停滞等による税収減など財政悪化も懸念されております。

これらに加え、コロナ禍における経済低迷や社会情勢の変化、物価高騰なども相まって、地方自治を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、極めて憂慮される事態であります。

このため、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えつつ、まちづくりの指針である第6次南伊豆町総合計画に基づく施策を着実に進め、町民ファーストの町政実現に向け、誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって、皆様の支えとなる施策の推進に努めるとともに、政策の選択と集中による重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながら、その歩みを確かなものとすべく、令和5年度における主要施策の概要並びにその方向性について所信を申し述べます。

施政方針。

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることと決定し、医療や社会活動に関する制限措置の緩和など具体的な検討が進められており、コロナ禍からの脱却に向けた大きな転換が図られようとしています。

令和5年度に向けては、ウィズコロナを念頭に、アフターコロナも見据え、引き続き町民ファーストの町政実現に向け、誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって皆様の負託にお応えするとともに、今後ますます行政資源が限られていく中で、絶えず中長期的な財政状況を把握し、不測の事態にも柔軟に対応でき得る「ふるさと寄附金」等の財源確保や財政調整基金等の充実をもって、健全経営に最大限の配慮を図りながら、事務事業の選択と最適化を推し進め、安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

現下においては、ウィズコロナにおける感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが求められており、国・県の感染症対策及び経済対策等の動向に的確に対応するとともに、第6次南伊豆町総合計画の基本構想、目標に掲げる施策のほか、南伊豆町過疎地域持続的発展計画の着実な履行をもって、町民の皆様にご賛同いただけるまちづくりを推進し、全ての町民が住みやすく、次世代を担う子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町を目指し、職員一同「ワンチーム」として総力を結集し、誠心誠意取り組むとともに、引き続き

「子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実」を基軸とした町政運営に邁進してまいります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

子育て支援。

子供たちは「町の宝」であり、この宝を守り育むための子育て環境の充実と子育て支援は本町の最重要施策であります。

少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしていることから、若い世代が将来に希望と展望を持てるよう雇用の安定を図り、結婚、妊娠、出産、子育てに対する切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するなど、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現していかなければなりません。

このため、令和5年度においても、子育て支援、教育環境の整備を推進するとともに、高校生の通学バス助成制度、こども医療費助成制度、インフルエンザ予防接種助成事業、出産祝金制度、結婚新生活支援補助金など、各種支援策の着実な実施に努めてまいります。

加えて、国の出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と出産・子育て応援給付金として妊娠時に5万円、出産時に5万円を支給する出産・子育て応援事業を新たに創設し、定住促進、少子化と地域課題の解消に取り組んでまいります。

また、こども園の教育、保育施設使用料の無償化に向けては、課題の精査とこども園の管理運営状況などを検証しつつ、本町に即した制度設計とすべく、早期具現化に向けた検討を重ねているところであります。

岸田首相は年頭の記者会見で、「少子化問題は、これ以上放置できない待ったなしの課題だ、異次元の少子化対策に挑戦する」と述べ、本年4月に発足する「こども家庭庁」に対し、政策を体系的に取りまとめさせる考えを表明しており、経済的支援の強化や子育てサービスの充実、働き方改革の推進など、こども政策の強化策が検討されておりますので、今後の動向に注視しながら、令和6年度からの完全無償化を目指してまいります。

国が推進するGIGAスクールについては、パソコン等の機器整備のほか、普通教室、特別教室へのWi-Fi環境整備も完了し、校舎内全ての教室において効率的な高速通信環境が整いましたので、授業での活用の幅も広がるものと期待をしているところであります。

引き続き地域活性化企業人制度により派遣されるICT教育アドバイザーの専門的なサポ

ートをもって、教職員のICTスキルの向上と効果的な授業への活用を通じ、児童生徒が積極的に取り組める質の高い授業づくりを期待しております。

また、外国語教育については、外国青年誘致事業JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)を引き続き任用し、さらなる充実を図ってまいります。

さて、全国各地で少子化が加速度を増す中、児童生徒数の減少や規模縮小に起因する学校の統廃合、通学区域の変更あるいは小中一貫校の創設など、地域性を活かした各種対策が講じられており、賀茂圏域においても中学校の再編の動きは顕著であります。

本町においては、令和3年6月に、南伊豆町学校教育環境整備委員会から「中学校統合については速やかに1校に統合されたい」との答申の下、統合準備委員会を設置し、協議を重ねておりますが、令和5年度からは「学校運営検討部会」、「通学方法検討部会」、「学用品・PTA組織等検討部会」を設置し、詳細な検討に入っております。

観光・地域産業の振興。

新型コロナウイルス感染症拡大による旅行消費の低迷に加え、ウクライナ侵攻など社会情勢の変化や物価高騰なども相まって、観光事業者の経営環境は極めて深刻な状況下にあることから、観光需要喚起策の継続的实施など、実効性の高い対策が求められております。

このため、秋の伊勢海老まつり期間並びに来春のみなみの桜と菜の花まつり期間における特典つき宿泊割引キャンペーンなど強力な誘客施策を引き続き実施するほか、ユネスコ世界ジオパークの再認定を契機とした「美しい伊豆創造センター」を核とする広域的な誘客宣伝やジオサイトのPRなど、様々な誘客促進策を強力に推進し、町内経済の回復に向けた実効性ある施策を推進してまいります。

また、田園回帰志向の高まりによる新たな人の流れを的確に捉え、サテライトオフィスやワーケーション事業を核とした関係人口の拡大と多様な人材の確保による町内産業の多様化や育成など、地域に与える様々な波及効果を地域産業の活性化や持続的な地域経済の発展につなげるよう注力してまいります。

福祉・防災の充実。

我が国全体では、長期にわたる人口減少、少子高齢化社会が進み、今後もさらなる高齢化が見込まれる中であって、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続的に受けられるよう、地域包括ケアシステムをより推進することが極めて重要であると考えられます。

高齢化率が県内でもトップクラスである本町においては、高齢者の買物支援や外出の際の

「足」の確保が喫緊の課題であります。

このため、「元気なシニア」が「支援を必要とするシニア」を支える助け合いの仕組みづくりを構築し、本格的に事業展開をしているところではありますが、高齢者ニーズにも配慮したさらなるサービスの充実を図るため、移動支援と生活支援の一体的な実施に向けた体制整備に取り組み、早期事業化を目指してまいります。

また、心身の多様な課題に対応するためには「きめ細やかな支援」が必須であることから、高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業展開を推進するほか、さらなる健康長寿社会の実現に向けた各種福祉サービスの提供に努めるとともに、地域包括支援センターを中心とした介護予防や高齢者相談窓口の充実に加え、多様な支援やサービスによって高齢者の暮らしを支えるまちづくりを推進し、「地域全体で支え合い、高齢者が自分らしく暮らし続けることができるまち」の実現を目指してまいります。

さて、近年の災害は、大規模な地震や線状降水帯による記録的な豪雨、大型台風、大雪などの様々な自然災害が全国各地で毎年のように発生し、多くの人命や財産が失われております。

本町に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、行政に課せられた最大の使命であり、安全・安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためにも、防災・減災対策の強化が求められており、これらの取組を迅速に推進することが喫緊の課題とされております。

このため、大規模災害に備えた避難所用資機材、非常用食料や飲料水等の備蓄品の拡充のほか、コロナ禍における感染症対策にも配慮した資機材やマスク、消毒薬といった衛生用品の備蓄に加え、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の下、地震、津波に特化した避難路、避難地整備などにも鋭意取り組んでまいります。

また、伊豆縦貫自動車道河津下田道路の河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジ区間が間もなく開通いたしますが、同区間の開通により極めて大きな時間短縮効果が発揮され、観光を主体とする地域活性化や救急医療活動に加え、災害時での緊急輸送路の機能向上が期待されるなど、全線開通に向け、大いなる期待が膨らむ思いであります。

引き続き国土交通省や地元選出国會議員、県會議員への要望活動を積極的に展開し、道路整備の必要性とその緊急性を強く訴えてまいりますので、本議会からの力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和5年度の町政運営に対する基本的な考え方と概要を申し述べましたが、現下に

においては、コロナ禍や物価高騰対策など、出口が見えない困難な状況の下で、引き続き厳しい1年となることが想定されております。

このため、今後もなお一層の行財政改革に取り組み、町民の皆様と同じ目線で、同じ方向を見つめ、我が町南伊豆町のさらなる発展を目指し、全力で邁進してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

予算編成方針。

先般発表された月例経済報告によれば、我が国の経済は「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」、先行きについては「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」との基調判断であります。

政策の基本的態度においては、足元の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を迅速かつ着実に実行するとしており、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていくとしております。

また、昨年12月23日には、一般会計の総額を114兆3,812億円とする令和5年度予算案が閣議決定され、防衛費が大幅に増加する中であって、好調な税収による国税の法定率分の増加のほか、税収上振れに伴う繰越財源の活用により、地方交付税の総額は前年度を上回る水準が確保されております。

新型コロナウイルス感染症は人々に大きな不安と価値観の変化をもたらし、日本社会は新たな日常への対応が求められるなど、社会の仕組みそのものが大きく変わる転換期を迎えております。

加えて、国際情勢の緊迫化による原油高と円安による物価高騰は、地域経済に大きな影響を及ぼしていることから、町政運営においても、ウィズコロナ、アフターコロナ社会における新たな日常に適応する必要があり、町民が何を望むのか常に想像力を働かせ、行政として何をすべきなのか、何が必要なのかを見極め、効率性、有効性、緊急性の視点も踏まえた施策の実行に努めなければなりません。

長期化するコロナ禍や原油価格、物価高騰等により、主要産業である観光業の低迷は深刻で、急速な人口減少と相まって、町税の伸びは期待できず、約7割を依存財源に頼らざるを得ない現状からも、財政状況は依然として厳しい状況にあるため、国・県の動向に十分留意し、将来を見据えた中長期的な財政ビジョンが強く求められております。

以上のことから、第6次南伊豆町総合計画における主要課題を踏まえ、基本構想、基本計画に掲げる各種目標、政策を着実に推進し、時代の変化を捉えながら、活力ある地域社会の実現に向け、地域を経営するという発想の下、地域力の強化に努めるほか、政策の選択と集中をもって、重点化を図り、限られた財源の中で地域資源を最大限に活用し、施策、事業の進捗状況を的確に捉えた中で、今後の施策展開に反映させることが極めて重要となります。

さらに、住民満足度を重視した効率的、効果的な行政運営が強く求められていることに鑑み、常に歳出削減、費用対効果、平準化等を念頭に、政策の選択の最適化に努めるものであり、具体的な施策、事業等においては、多様化、複雑化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境などを的確に把握し、適切な予算配分に努めたところであります。

結びに、円滑な町政運営に資するための財源確保に向けては、町税等の適正なる賦課徴収に加え、国・県支出金や町債のほか、主要財源である地方交付税及びふるさと寄附金等を堅実に見込み、一般会計に係る予算総額を、前年度比1.6%減の51億1,700万円としたほか、一般会計、8特別会計及び3公営企業会計の総額で、前年度比1.3%増の90億1,598万2,000円といたしました。

これら各事業の詳細については、令和5年度一般会計及び特別会計予算書並びに当初予算に係る主要事業説明書をご確認いただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計別予算総額及び一般会計歳入予算に係る前年度との比較は次表のとおりであります。

以上をもちまして、令和5年度の施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

令和5年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、令和4年12月定例会以降、主な事項について行政報告を申し上げます。

#### 1. 第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会。

令和4年12月3日、静岡市において、第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催されました。

午前10時、県庁前を一斉にスタートし、同市清水区清見瀉公園を折り返し、県営草薙陸上

競技場をゴールとする12区間、42.195キロメートルのコースで行われ、「市の部」23市27チーム、「町の部」12チームの合計39チームの代表選手が、郷土の期待を背負い、「たすき」をつなぎました。

本町チームでは、例年の練習開始時期を1か月ほど前倒しして、7月上旬から5か月にわたる練習を積み重ねてきましたが、その結果として町の部で6位入賞、これにあわせて、人口1万5,000人未満の市町の中で1位となり、「ふるさと賞」も初受賞いたしました。

選手一人一人が日頃の練習成果をいかに発揮したことはもちろんであります。最終選考に漏れた小学生が、最後の練習日まで参加し、チームの士気を高めてくれるなど、参加者全員で勝ち取った結果と、大変誇らしく感じております。

今大会も感染症対策のため、沿道での応援自粛や草薙陸上競技場への入場制限もありましたが、ご尽力を賜りましたご家族や関係者の皆様、テレビの前で熱く力強い声援を送っていただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

## 2. 令和5年南伊豆町二十歳の集い。

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。

このため本町では、例年実施している成人式の名称を「二十歳の集い」に改め、令和4年度において二十歳を迎える若者を対象とした式典を挙行いたしました。

穏やかな晴天のもと、りりしいスーツ姿や、あでやかな晴れ着姿の69名のご参加を受け、来賓には、議長、副議長及び恩師の先生方をお迎えし、恩師の方々から懐かしいエピソードなども披露されるなど、穏やかな心むす式典となりました。

式典終了後には久しぶりに再会した友人や先生方との写真撮影、にぎやかな会話の様子なども散見いたしましたが、二十歳という節目を捉え、生まれ育った大切なふるさとを再認識する場となれば、主宰者としても大変幸いに存じます。

保護者並びに議員各位におかれましては、長引く新型コロナウイルス感染症対策のため、本式典へのご臨席をご遠慮いただきましたが、この場を借りてお詫びを申し上げます。

## 3. 伊豆半島ジオパーク再認定。

「ジオパーク」は地球の成り立ちを知る上で、世界的にも重要な地形や地質がある地域をユネスコが認定するもので、伊豆半島ジオパークは平成30年4月に認定を受けております。

ユネスコでは、令和4年12月16日、国内6か所で実施した「ユネスコ世界ジオパーク」再認定審査結果を公表し、伊豆半島ジオパークは再認定を受けました。

これら審査においては、約190名のジオガイド活動やジオパークを情報発信するビジター

センターの整備状況などが高く評価されたものであります。

本町では、現地審査の10月13日に2名の審査員が石廊崎オーシャンパークを訪れ、南伊豆ジオパークビジターセンター内での活動報告や、本町ジオガイドによる石廊崎ガイドツアーを体験していただきました。

当日は荒天のため石廊崎先端には行けませんでした。灯台に関する質疑などからその関心の高さがうかがえるなど、再認定の手応えを感じた次第であります。

一方、ジオ組織内における意思決定に関する女性の数が少ないことが課題に挙げられ、次回認定までの改善点とされております。

本町においては、再認定を契機として、町内ジオサイトの適正なる管理運営に努めつつ、「美しい伊豆創造センター」を核とした組織的な保全活動を推進するほか、「伊豆はひとつ」のスローガンの下、さらなる連携強化に邁進してまいります。

商工・観光振興の取組。

#### 1. ふるさと寄附の状況。

令和4年12月末現在の寄附件数は1万4,686件で、寄附総額2億1,274万8,000円となり、前年対比16.9%の増となりました。

主な要因として、これまで新型コロナウイルス感染症による行動制限などで苦戦していた「ふるさと感謝券」が回復してきたことや、有力なポータルサイトへの参入や寄附サイトでの検索強化対策、他の自治体による優良返礼品の調査、研究、ふるさと寄附に特化した地域おこし協力隊員の活動などのほか、何よりも町内事業者様の前向きな取組があつてこそその成果と考えております。

今後においても、感染症への対応は、いまだ不透明な状況であります。さらなる寄附拡大に向けた魅力ある返礼品の創出、ソーシャルメディアの活用や各種誘客キャンペーンなどを介した実効性の高い広報活動の推進に努めてまいります。

#### 2. 第25回みなみの桜と菜の花まつり。

本年は行動制限のない中で、2月1日から「第25回みなみの桜と菜の花まつり」が開催されました。

昨年に引き続き、地方創生臨時交付金を活用した宿泊特別割引キャンペーンで500人分を準備したほか、日野菜の花畑に「菜の花迷路」や写真撮影スポットも新たに設置するなど、さらなる誘客に努めているところであります。

桜の見頃は2月下旬と予想いたしますが、菜の花畑では黄色いじゅうたんを敷き詰めたよ

うな圧巻の風景を醸し出しており、感染対策や規制等の全くない通常開催となり、観光事業者の方々にとってはまさに「桜咲く春の訪れ」となりましたが、現状に満足することなく、これまで以上の誘客を目指し、盤石な体制で臨んでまいりたいと考えております。

### 3. 観光施設の入り込み状況。

令和4年1月から12月までの町内観光施設等の入り込み状況は別表のとおりであります。

分野別では主要観光施設で16万7,013人、前年対比で110.4%となり、宿泊施設では12万3,511人で前年比143%、温泉施設では7万9,771人で前年対比133%と、全ての施設で前年を上回りました。

これらは、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和や全国旅行支援の再開に加えて、本町の独自企画である伊勢海老まつりクーポン事業などが奏功したものと分析しております。

詳細は別表にお示しのとおりでありますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、令和5年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長（谷 正君） これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（谷 正君） 日程第5、南伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（谷 正君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番議員、黒田利貴男君及び2番議員、宮田和彦君を指名します。

投票用紙を事務局より配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（谷 正君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

なお、公職選挙法第68条の2は準用されませんので、同一の氏または名のみを記載した投票は無効とします。

したがって、案分票はないものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（谷 正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔氏名点呼 投票〕

○議長（谷 正君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

黒田利貴男君及び宮田和彦君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（谷 正君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票数 9票

無効投票 1票

有効投票のうち、比野下文男君 8票

横嶋 隆二君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。これは、有効投票数の4分の1でございます。

比野下文男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（谷 正君） ただいま副議長に当選されました比野下文男君が議場におられます。

本席から、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

新副議長は就任の挨拶を登壇の上、お願いいたします。

〔副議長 比野下文男君登壇〕

○副議長（比野下文男君） このたび、議員各位の皆様より副議長に就任させていただきまして、ありがとうございました。

議長を補佐し、議会の公正かつ円滑な運営と、町政の推進に努めてまいります。今後、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、私の挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

---

#### ◎下田地区消防組合議会議員の選挙

○議長（谷 正君） 日程第6、下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

下田地区消防組合議会議員に宮田和彦君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した宮田和彦君を、下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました宮田和彦君が消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました宮田和彦君が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第7、これより一般質問を行います。

---

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（谷 正君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従いまして、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

昨年暮れからコロナ第8波が急速に拡大して、地域経済にも大きな影響を与えております。施政方針の中でもこうしたことに言及されておりますが、こうした問題、根本的な問題は様々ありますけれども、今回の質問は第一に、地域経済活性化のため、独自対策と最低賃金引上げ・社会保障の充実をが1番目です。

2つ目は、10月に南伊豆町に設置された株式会社JETのERS、急速発酵乾燥装置です、プラントが稼働しておりますが、この実証経過と今後の展望についての質問であります。

3つ目は、それらと前段の現状とも関連して、再生エネルギーと資源循環のまちづくりの展望、これについて質問を行います。

まず第1番目、地域経済活性化のため、独自対策と最低賃金引上げ・社会保障の充実をであります。

前段に、この数年の間、コロナの発生以前から、私はこの場から日本の労働者、働く人々の賃金が国際比較でも30年も賃金が上がっていない、こういうことを言うておりましたが、昨年の夏以降、大手のメディアでもテレビでもこうしたことが、賃金が上がらない国ということで報道が堰を切ったように出てきております。30年という一世代分の賃金がどこかにいってしまっている異常な事態であります。

こうした下で、コロナが3年を経て、昨年の暮れから第8波が襲ってきて、今もその拡大、影響は進行中であります。こうした中で、昨年やはり夏以降、ロシアのウクライナ侵略をはじめとして、物価高、エネルギー、灯油等々の物価高も含めて、小麦粉等々の高騰も含めて、約2万弱の品目の値上げがされる、昨年来の物価高、地域経済、家計に大打撃を与えております。

年明け、昨年の暮れから1月にかけては、気温の大幅な落ち込み、寒波の襲来で2月になってからスーパーのレジに並んでいる途中とか、あるいは金融機関の窓口でも、電気代がものすごくかかったよと、去年の同じ時期が1万数千円だったのが倍以上きたよ、もう悲鳴というか、諦めというか、あきれというか、そういう状態が聞こえます。

南伊豆町は、こうしたコロナ禍の中で、1月末に第5弾が終わりましたが、100%のプレミアム商品券を第5弾まで打って、地域経済、町民生活、家計を支えてきたわけですが、こうしたことを評価しながらも、今の町民生活、地域経済の状況に関してはさらなる対応が必要だというふうに思いますが、この点どのように考えられるか、ご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のプレミアム付商品券の発行に向けては、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する中で、コロナ禍で疲弊する町内経済へのカンフル剤として事業展開し、これまでに計5回にわたり実施してまいりました。これらの取組は町内事業者をはじめとして、消費者である多くの町民からも賞賛の声をいただいているところであります。

このような中であって、直近の国の方針においては、5月以降には5類への移行なども示されているなどのことから、コロナ禍からの脱却に向けた大きな転換が図られようとしており、今後においては従前のような手厚い経済対策は縮小傾向に向かっていくと推測されます。

このような状況を踏まえ、新年度予算編成においては、伊勢海老、桜まつりでの宿泊助成やクーポン券の発行などの継続を見込んでおりますが、国からの新たな支援策などが示され

た段階で、商品券発行事業をはじめとする各種経済支援に躊躇なく取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 政府が感染症の扱いを5類に引下げるということを言っております。連動してそういう感染症2類での支援策がなくなるということでもありますけれども、やはり現状と照らして、政府に対して、コロナ8波の影響や物価高の問題に関して、やはりそれ、政府に対して強く、町村会等々通じて意見を上げていってほしいと。

この点に関しては、次の項目でも深刻な少子化・地域経済の立て直しを図るためには、最低賃金を時給1,500円レベルに上げることが必要だという、このことは、経団連の一部でも、経営者団体連合会、ほかの経済同友会等々の中でもそういう声の一部で上がっております。大手の企業でやっても中小企業ではなかなかそこまでいかない、それに対しては、やはり政府が中小企業に対して下駄を履かせるべきだと。

我が町の中での構成で言えば、中小企業よりももっと個人零細事業者、こうしたところにはやはり政府がしっかりとした制度、下駄を履かせる制度をつくる、これに関しては県の中企業基本条例等々もありますけれども、これを有効に活用することをぜひ積極的に求めて、小規模事業者の最低賃金を上げるように求めていく、このことが必要だというふうに思いますが、この点についてどのように認識されておりますか。もちろんこのことを町から上に声を上げていくということなんです。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現下における地域別最低賃金の状況では、東京都が最高で1,072円、最低が853円となっており、静岡県は944円であります。

また、静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例においては、その目的として、中小企業・小規模企業の振興のため、基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与するとされているところであります。

このところ報道等によれば、大手企業による賃金アップなども話題になっておりますが、一方で、国民の生活に大きく影響する物価高騰も顕著でありますので、最低賃金の改定は急

がれるところであると認識しております。

本町においても、可能な限り有効な経済対策を講じることが求められておりますので、機会を捉え、県内経済対策の更なる推進を求めるとともに、最低賃金の上昇を強く訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 非常に認識が一致して頼もしい限りであります。こうした点をぜひ近隣の自治体、首長、あるいはもう議会もそうなんです。こうして上に声を上げていくということが必要ではないかというふうに思います。

この②のところでも深刻な少子化ということ挙げましたけれども、この今回の質問では制度の問題ではないんですけれども、施政方針の中でも、賃上げに関しては構造的な賃上げや人への投資等々国の施策の言及を言っておりますが、いっそうそれをしたから突き上げていくということと同時に、首相が施政方針で異次元の少子化ということをおっしゃりますが、実際には具体的な施策答弁に関しては、今回の予算委員会の中でも答弁がちぐはぐで、なかなかこの根本的な点について見えてないのかなという思いが一方でします。

加えて、この間保育基準のことについてはあえて議会でもしばらく前に言っただけだったんですが、この異次元の少子化対策に関連して、日本の保育基準、これは社会保障の充実の子育て支援との関連なんですけれども、国の定める保育士の配置基準、南伊豆町は保育士あるいは待機児童がないということで、これは進んでいるということでももちろん評価していることではあるんですよ、しかしながら、国全体としては保育士の配置基準3歳、4歳、4、5歳児は70年代、戦後の1948年に基準決めて以降変わっていない。3、4、5歳児、30対1、そういう状態なの。

3歳児というと、2歳から3歳というのがおむつを外してパンツで生活できるようになってくる、それをいまだ30とか20とか、1人の保育士が見る。もちろん、2歳から3歳だと言葉も、ようやく言葉を発声して片言は言える、あるいは3歳になって少し連語が言えるような状態。これを30とか20、学校教育でさえ25人学級とかいっているのに、おむつを外れたかどうか、あるいはその一人一人の月齢によって成長を見守る、そういうところの視点が日本の政治の中で、何て言ったらいいのかね、恐ろしいほど後進なんです。

ちなみにドイツでは、2歳児で終日保育する場合は3.75、4人を切っている。あんまりい

っばい例を挙げるとあれですが、アメリカでさえ、資本主義の特化したアメリカでさえ、5歳児で、これはアメリカでもニューヨーク、9名に対して保育士1で、4歳児は8名、3歳児は7名、日本の状況がいかにかいひどいか。

翻ってこれを中間の配置基準にして、しかも正規雇用にした場合、南伊豆町のように保育環境が充実しているところを政府基準をちゃんと上げたら、それだけでしっかりとした安定した雇用、これが確保できる。これは、子育てだけではありません。

この施政方針では、8ページ、福祉防災の充実の項目で高齢者の心身の多様な課題に、9ページですね。9ページに、きめ細かな支援が必要、高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業展開を推進する。こうした点、これまでも委員会でも答弁求めましたが、そうした意気込みで現場本当に頑張っているけれども、介護従事者がなかなか事業所でも集まりにくい、これは介護報酬が極端に低い、いわゆる賃金が低いからと。そのじゃ、介護保険料はどうかといえば、介護保険料はもう目いっぱいぐらい払っている。

どこに問題があるかという、政府、介護保険制度、改定とあって、改悪なんですけれども、我々の見方からすれば。それに対して介護の事業者団体が政府に対して意見を暮れにも出してあります。若干動きは止まっているようですが。居宅給付費では、国は25%しか出してない。介護保険財政構成、施設給付、特養とか老健とかでは、国は20%しかお金を出してない。

都道府県や市町村負担等もちろんありますけれども、それで介護保険料と五分五分でやるんですが、やはり政府が介護保険等の基盤財政にしっかり充当すれば、その介護労働者、もちろん関連して医療労働者、その賃金が当たり前の水準になれば、地域経済を支える大きなケア労働者の賃金を上げるということは、地域経済を保つ上で非常に大きなものがあります。

南伊豆町が鉄道の終点から1番近くでも10キロ離れて、最遠では20キロ、25キロになるわけですが、そこでも現状で今7,800の人口保っております。賀茂郡の天城以南でも保育所が充実していないところでは、人口減少の歯止めは窮塞です。

我々はこうしたことをしっかり見据えて、単純な市場経済での誘客、誘客はもちろん大事なんで否定はしません。しかし、人の社会を人が支えるという、子供を生み育てる、お年寄りを生涯、年取って長生きするんじゃないかという人生を、社会をつくってはなりませんし、全うできて本当に長生きしてよかったという支える社会。医療を充実、これによって半島先端の末端のこういうところでもしっかりと地域を維持できて発展させることができる。こうしたことを町村会あるいは介護分野を含めて、あらゆる場で国・県へ声

を上げていく必要があるのではないかというふうに思いますが、町長、ご見解をご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国では介護、障害、保育など、福祉関係職員の処遇改善に向けた「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」などをもって、令和4年10月から臨時の報酬等改定を実施し、月額9,000円相当を上げる新加算制度が導入されるなど、これら処遇改善に向けた取組が図られていると認識しております。

また介護職においては、従前より介護職員等の処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算など、職員の資格・経験・技能に応じた賃金の引上げが図られており、町内の事業所においても、これら加算による引上げが実施されているところであります。

今後も国の動向に注視しつつ、介護人材の安定確保に向けた取組の強化など、国・県にも強く要望してまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、実際の現場の状況を的確につかみながら、こうした対応が単純に自治体からの促しということではなくて、やはり制度を変えていく、さじ加減でこれがよくなるもので、その声をやはり大きくすべきではないかというふうに思うんです。

地域経済の点での言及でありましたが、この今回の施政方針、予算編成方針の11ページで、現下においてコロナ禍や物価高騰対策など出口が見えない困難な状況の下という言及がありました、引き続き厳しい1年になると。

現状で、町長もこう先ほどの認識で、やはり時給、最低賃金を上げるとかそういうことを含めてやっていくという、こういう中で、一方では大軍拡のための大增税ということで、一体何なんだと。もうそんなに増税されたら現状でも、かつて江戸時代、封建時代、五公五民とか、もっとひどい六公四民とかとありましたけれども、税の負担がもう五公五民ぐらいの状態、それで30年間も賃金が上がらない状態。とんでもない状態。まして、軍拡だ何だ言っても一発やり合ったら終わりです。

こうした点で言うと、イデオロギーの問題ではなくて、やはり現場、町民の声から先ほど

ご答弁いただいた生活を守るために、しっかりと生活支える取組をしてくれと、それを改めて強く政府に町村会等々で団結して言及すべきだというふうに思います。改めてご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地方創生臨時交付金も新年度はあまり期待できないというふうに私も考えております。その中で、今までの経済対策というよりは、今度、物価高騰対策という形で国のほうも考えていると私は認識しておりますので、今後は様々な町民の皆様の生活費に少しでも国のほうの支援をいただきながら、町のほうも支援していければというふうに考えております。当然ですけれども、県の町村会のほうでもそれはしっかりと国のほうに、知事にもそうですけれども、国のほうにも要望を上げているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひその方向で、国に大きな声を上げていただきたいと、このことを要望しておきます。

2番目の、ERSプラントの実証経過と展望についてであります。

株式会社JETのERS、急速発酵乾燥資源化装置が、私たちが議会で視察したのが昨年10月21日、その後のデータを1月にいただきましたが、ERSで処理をした後の可燃物の組成内容状況と焼却処理の特性についてなんです、質問するのは、そのJETのホームページでもいろいろ知ることはできるんですが、現状出たときに、また多くの皆さんに知っていただきたいということもあって、実際のデータも含めてご答弁いただいてどういう状況なのか、1月11日にもらった時点からまた時間がたっておりますが、現状この急速発酵乾燥資源化装置を通して一般可燃物ごみ、これがどういう状況になっているのか、ご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ERSの実証実験においては、可燃ごみの10月から12月までのERSへの投入量及びER

Sからの排出量、加えて、その数値から算出される重量減少率36.23%という数値などが本年1月12日に株式会社J E Tから作業報告として報告されている段階であります。

このため、現状においては、組成及び焼却処理の特性などの詳細なデータなどは報告されておられません。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） E R Sでその処理をして重量が36.23%ということですか。町長でもいいし、担当課長でもいいし、その処理をしたものを焼却した場合と従来の何も通さないでやった場合、この燃焼の違いというのはどう把握されておりますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

まず、先ほど36.23%についてですけれども、そちらは重量の減少率になります。ですので、残量とすると、その逆の63%ぐらいという形になります。

委員のご質問の燃焼の仕方等につきましては、答弁のとおりです。詳細のデータ的にはこちらに報告は来ておりません。ただ、株式会社J E Tさん及び委託に出しておりますウォーターエージェンシーの所長等のお話を聞いた中での話になりますけれども、場長の話ですと、その燃料、燃料というか減量したものを燃やした際に、炎のちょっと状態が違うという形で報告は受けております。ただ、温度等の上昇とかの詳細についてのデータはまだこちらにありませんので、その燃え方の状況しか今のところ報告は受けておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そうすると、重量が現状では今までよりも36.23%減量して、63点何がしかが残ると。その乾燥状態、データが今後出れば、その燃焼、それ単独で焼却をするとかその違い、焼却炉のほうでE R Sを通したものの、単独で燃焼させたというそういうことは実験はされていますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

その辺の詳細については細かくは報告受けておりませんが、今聞いているところに

よりますと、ごみがピットにある状態で乾燥したものを持ち上げて燃焼しているという形を聞いております。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そうすると余計に、いわゆる燃料を投下して燃すということはどういう状況でしょうか。いわゆる水分が多い場合は、いわゆる可燃材料を入れて燃えを、燃焼を促進するということじゃないかと思うんですが、ERS通したものはどういう状況か、それは特にデータ来ていませんか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

議員のおっしゃっているのは助燃剤という形だと思いますけれども、そこら辺についての詳細なデータのものはまだ来ていないという状態です。10月の秋まで実証実験がありますので、その間に何らかの形で報告があるものと思われま。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 現状で来ている、上がっている詳細なデータは別として、町長は現時点での状況からどのように評価しておられますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まずは、水分がなくなるということは、残置物、その助燃剤として出た成果物に対して焼却を行う場合に、化石燃料を使う量が減るということは大変大きいかなというふうに考えております。それと、先ほど課長が答弁しましたけれども、ウォーターエージェンシーの工場長、場長のほうからも、水分の含んでいないごみが、回収してきたごみが、水分が含まれていないごみを混ぜることによって燃焼がしやすいということは、作業性は楽になっているというふうには聞いております。

大変、ERSが、今回はごみのいわゆる一般ごみの乾燥それから焼却に向けてという実験をしているところですが、今後いろいろな方向も考えられるのかなというところで、私どもとしても、当局としてもどういう成果が出るのか、最終的な費用対効果まで含めた中

で判断をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

まだデータ、詳細な実験をしたデータは、今後また明らかにして手元にほしいと思うんですが、10月の私たちが視察した段階でも、いわゆる重量、乾燥してそして臭気もないという状況は、三豊で見たトンネルコンポストの日数的には17分の1、三豊17日でしたからそれと比べて臭気の問題も全くないと、ほとんどない状態だもので、その違いは三豊と比べても画期的だと。

現状のものをふるいにかけて、いわゆる有機物とプラスチック、紙類を分けて圧縮すればそれ自体もまた違った展開ができるんじゃないかというふうに思いますが、JETのホームページでは一般廃棄物をやっているというのは例はなくて、ここが産廃とか等々はありますけれども、南伊豆町が初めてなのかなというふうに思いますが、動物の処理、かつて有害駆除で出た動物の処理等々もここで質問したことがあります、ERSでそういう処理をしているところが、事例で何か所か、2か所ぐらいありました。

畜産の堆肥、畜産の排泄物処理はこれはもともとここが発祥したところでありまして、こうした廃棄物処理を環境省等々のホームページでも調べていたら、紙おむつの処理、これが目に留まりまして、町内にも特養が2か所、老健もあって、私もまた保育所の送り迎えしておりますけれども、おむつと密接な関係にあるんですけれども、環境省がこの紙おむつの対策、これを研究というんですか、単純に燃すというだけではなくて、パルプとか再利用するという、それを見たときに、このERSが微生物で有機物を分解すると、紙おむつに出された排泄物の分解と、それと紙おむつそのものの素材を、これを水分を飛ばしてこれを他用するというのをしたら、えらい可能性が、また資源としての他用ができるのではないかというふうに思いますが、この点はどんなものでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

環境省では、高齢化に伴い消費量が増加する使用済み紙おむつについて、市町村等が殺菌等衛生的処理をした上で、パルプ等の再生利用や熱回収を行うことを検討するため、参考と

なるガイドラインを策定しております。

このガイドラインに紹介されている取組事例で、E R Sプラントに似た事例などもあり、株式会社J E Tも町内介護施設から紙おむつの提供を受け、実験を予定しているようでありますので、実験結果を踏まえた事業者提案を待ちたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そうすると、これからこれはやられるんですか。この環境省のガイドラインはまだ令和2年にできたばかりなんで、まだ試行錯誤の段階かと思うんですが、ぜひこれは高齢者が多い地域、周辺の自治体とも含めて、それと私も保育園からお迎えしてやっぱり紙おむつやはりバックの中に入れるんですよね、そのまま、ビニール袋に入れるんですが。いろいろ考えてずっと自分の子供もそうやってきたんですけども、衛生的な観点からいってもそれを事業系のものとしてまとめて保管して、それで、ましてE R Sで処理すれば様々な観点からいって有効的じゃないかというふうに思うんです。介護等々の事業所に関してはそういう話をちょっと聞いていたことがあるもので、この点について、何か考えたり、あるいは思いついたことあったらご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在は今議員がおっしゃられたように、紙おむつを保護者の方が持ち帰るという制度というか、ようになっておりますけれども、新年度からはやはり衛生的なこととか様々ありますので、紙おむつは園のほうでそのまま保護者が持ち帰らずに回収してまとめて処理するという形を取りますので、そこのところはまた保護者の方には使い勝手がいい保育園にこども園になっていくのかなと思います。

また、環境省のほうも、私も聞いたところによりますと、以前環境省にも行ってきましたけれども、環境省のほうでも大変この株式会社J E T様の紙おむつの処理、E R Sによる処理に対して興味を持たれているということで、これからかなり注視していただくということ聞いていますので、またそのような報告があろうかと思っておりますので、そのときにはご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 新年度から保育園の紙おむつを持ち帰らないといたら、画期的じゃないですか、そんなことやっている町がないんじゃないですかね。ぜひ期待したいというふうに思います。

3つ目の③で、これは剪定枝、生け垣切るとか、剪定枝ですよ、あるいは農地もそうですけれども、草刈りがもう南伊豆町は温かいんで草刈りがもう年にもうとめどなく草刈りの需要があるんですが。草刈り、あるいは、打ち上げ海藻、台風の時期にカジメだ、去年はカジメよりも天草回収はほとんどなかったんですけども、あるいは伐採の竹林とか広葉樹等々、これをERSで処理をしたら、いわゆる剪定枝なんかはただ燃す、生を燃すというのはそれ自体もやっぱりエネルギーかかるわけですが、ERSで乾燥して、しかも急速発酵する、そしたらもっと違う展開、肥料とか、肥料というか堆肥ですね、そういうこと、ERSは土着菌を使うということで、土着菌、竹やぶや木の落ち葉の下開けると、白くハンペンのように固まっているのがそうですけれども、それを使うもので地域環境に負荷を与えないということで、こうした点でも可能性は非常に多岐に広がってくるんじゃないかと思いますが、この点は何か考えとかERSをやった上で想像とか膨らんできちゃったんですけども、どうでしょうか、担当あるいは町長

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ERSによる剪定枝・草・海水のついた海藻、竹・木の処理についても、処理は可能であると株式会社JETから回答をいただいております。

ただし、投入口の規格などから、投入できるものの大きさに制限があるという報告は受けております。

今後については、乾燥したその剪定枝等、ERSで処理したものをどのように使っていくかということもこれも大きな課題、それと可能性があると思いますので、少しずつ実証実験をした中で方向性を見いだしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、堆肥でも木の皮等々、製材で出たバーク堆肥と違ってありますけれども、町内でも剪定枝をチップーにかけて、チップーでそれをそのまま入れちゃうとやはり分解するときに土中の成分を吸っちゃうもので、寝かせて1年とかかけて腐敗、発酵乾燥をさせてからやらないといけないものを、ERSを通して処理をするというやはり時間の短縮と成分の問題でこれが堆肥活用、土づくりにも生かせると。

それと、さっき言った台風のときの打ち上げ海藻の処理が、これは普通に積んでおいたら臭気も大変なものをそこで処理をしたらという想像が膨らむもので、ぜひ提案もしてこれが活用できるかどうか、そうすることによって、南伊豆町の中でのいわゆる農業や農地を活性化する上での大きな展望が出てくるんじゃないかというふうに思います。

あわせて、このERS、株式会社JETが設置して実証実験のために設置していますけれども、仮に導入した場合の、どのぐらい費用負担シミュレーションは、導入コストやランニングコストはそうした点は先方に問合せをしているのか、検討されているのか、その点をお答えしていただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これらERSに係る導入シミュレーション、導入コスト、ランニングコストについては、株式会社JETの実証実験が完了した段階で事業者から提案が示されるものと考えております。

先般、西伊豆町議会の視察の際にも議員の皆様から同様の質問がなされておりましたが、事業者からは試験中であるため今はお答えができないとの回答でありました。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 承知しました。実証実験を期待しながら、先ほど項目でも挙げました、剪定枝・刈り草・打ち上げ海藻・伐採竹林・常緑広葉樹は、もちろんこれをカットしてチップにして、JETのホームページではこうした一般廃棄物もそうなんです、熱利用として発電のユニットを取り付けることもできるということがありましたが、こうした点に関しては打診はされているんですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

そういうお話もいただいております。でも私のほうとしては、それは次の段階だと。まずはその回収してきた一般廃棄物、それから剪定枝等の処理、それから後利用、そういうことがまず第一段階で、次のステップが発電につながればというところでお話をさせてもらっています。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、実証実験の段階ということであれなんですけれども、こう話をしてくると一般廃棄物で、今緑の指定袋で回収してやったものというのが、今まではごみやっつけるといふか処理するといふか、こうところが、有効な燃料とか資源になる。そうすると認識が、かつてはもう21年前ですか、一般廃棄物の焼却場の焼却残渣をどうするか、今は群馬県のほうに持っていっていますけれども、管理型処分場で密閉式でやろうかどうかという大きな波がありました。

ところが、水分を飛ばして乾燥させて有効に燃焼できる、そして発電もできるとなったなら今までの形の焼却場って必要なくはないですか。そこで発電して電気を起こせるようになっちゃえば、いわゆるやっつける形のごみ処理場というのは要らないことにならないですか。どうですか、町長。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

構想といふか、いろいろ考えるとそういうのも要らないんじゃないかとかというところもひとつ考えとしては出るかと思えますけれども、今の現在实际的に考えると、やっぱり焼却はなくてはならないのかなというところなんです。

発電も、今回のERSの実証実験の中で発電がもしできるとしたときに、その発電のいろいろな設備、それからランニングコストを考えて発電量がどのくらいあるのか、金額にしてどれくらいなのか。私も言われたのは、その施設の中の電力は賄えるといふので、そのぐらいだけのために発電の投資をしていいのかというところも、それもこれから考えていかなくてはいけないと思えますので、その辺のところは今後の進み具合でいろいろと判断していき

たいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ごみ処理場の事業とこう一緒にやっちゃうと、首長ですから支障が出ちゃうんであれですけども、率直な何か疑問で、そういう必要ないんじゃないかなと思ってしまうので。

最後、再生エネルギーと資源循環のまちづくり。

これに関しては冒頭の経済、現状の中で、電気の高騰の問題、電気料の問題ありましたけれども、ERSのプラントがあって、目にしたり、このJETのホームページを見たりする中で、こうしたものを通じてやれば、発電も実際に今1市3町で計画しているごみ処理場の熱利用に関しては、燃焼してもいわゆるそれほど発電量は見込めないということは実際に言われて、これは組合の趣旨目的からしてもこれはおかしいじゃないかという意見を言ったこと、1月に言いましたけれども。まず、現状としては燃焼して発電をする。熱利用でまた温室とか農業利用とかその他の利用ができればあれですけども、電気を起こすことができれば、地域エネルギーをつくることができるんじゃないかと。

今、風力発電とメガソーラーが稼働しておりますが、大手企業やあるいは外資の問題で売電事業でやっていますから、ここが地元で使えるというわけではありませんけれども、ERSとか生活ごみ、事業系ごみで、ERSでこのごみが燃料という資源になればこれをやることで農地の土づくりやハウス暖房。

そしてもう漁業の点では南伊豆町では石廊崎沿岸、黒潮に近いところで漁業が盛んですが、しかし、黒潮の蛇行等々の影響で沿岸漁業が大変な状況にあります。こうした中でも大瀬、本瀬ですね、栽培漁業センターがあって、はるか内陸、海がない私の故郷の栃木県のもっと更奥でここの本瀬の漁業センターの技術を、更奥って、のところでフグの養殖とかやっているんですよ。そしたら、こんな近くにあって、陸上養殖、今、アワビでさえ絶滅危惧種になっている、これをこうした熱利用しながら陸上養殖をしたら、安定的にここのブランドを引き継いでいけるんじゃないかと。

地球環境が戻ってくれば、やがてカジメとかなんかも戻ってくる。そういうことを展望しながら陸上養殖の可能性も出てくるとか、この間バイオマス発電とか議会でいろいろ担当者悩ませてきましたけれども、もうほぼデータ見る限り、権利譲渡繰り返してもう終わってい

るんじゃないかと、そういう言い方も難しいんじゃないかと思えますけれども、逆に今のこのERS、こういうことを通じて自分たちですだ椎の広葉樹の山、団栗をうんと育ち過ぎた、薪炭林から放置された山を計画的に伐採してやったら循環エネルギーをつくり出すことができる。しかも、剪定枝等々はもう毎年のように計画的に言えばこれを堆肥等々にもできるわけですから、これで地産地消のまちづくり、こうしたものが展望できるんじゃないかと。

青市の野辺にも縦貫道残土を使って畑地転用進められ計画されておりますけれども、こうした点、まず①の質問でもう時間残り少ないですけれども、今ある風力発電とかメガソーラーで住民生活どういう状況があるか、特になければ別にいいですよ、なければ。こうした点も、外資であっても南伊豆町が再生エネルギーの町として大きく打ち出して、将来にわたってそうしたことを自らのエネルギー地産地消もすることを展望できるんじゃないかというふうに思いますが、この点ご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内で稼働する再生可能エネルギー発電については全て民間事業であるため、個々の財務実績などについては町としては掌握しておりませんが、一律の規制条例等の制定においては、健全な経済活動にもブレーキをかけてしまいかねないという側面もありますので、特段の規制制度等も設けておりません。

太陽光などにおいては、規模の大・小もあり全件把握もしておりませんが、現在大瀬エリアで稼働中の風力発電施設と太陽光発電施設については規模も大きく、土地利用委員会案件相当として取扱っておりますので、この2件についてご報告をさせていただきます。

風力発電については、電源開発株式会社が運営するもので、地上高で約120メートル、出力2,000キロワットの風力発電機が17機稼働する3万4,000キロワット級の発電施設であります。

2010年10月から売電を開始し、既に13年が経過しており一部改修もされておりますが、稼働当初においては、音、低周波などに関する苦情、問合せが町に対してもございましたが、現在は全くありません。

太陽光発電については、明日パワーワン合同会社が運営するもので、開発面積が約49ヘクタール、その25%程度を緑化スペースなどとして残し、2万2,000キロワット級の発電施設で、一昨年9月に売電を開始いたしました。特段の苦情などは受けておりません。

なお、現時点においてであります、手石・小稲エリアにおいて静岡県に対し、1万7,000キロワット級の太陽光発電施設許認可申請手続が行われており、地区住民に対する説明会は既に完了していると聞いております。

また、かつては本町経済の屋台骨を支えていた新炭産業がプロパンガスなど新たなエネルギーの普及に押され、それまで定期的に伐採されていた山林の広葉樹は放置状態となつてから60年以上が過ぎようとしております。このことについては、地域資源の未活用、伐期を過ぎた大木からなる山林や土壌に「はらむ」災害の危険性に加えて、荒廃山林が獣害の温床となる可能性など、様々な角度から問題視され、平成22年度には、「緑の分権改革推進調査研究事業」が実施されました。

このような中で、平成30年度には「町再生可能エネルギー農山村活性化協議会」が設置され、「未利用である広葉樹を電気に変えて有効活用できないか」などの検証が続けられてきたところであります。

この中で、課題として常に俎上に上がってきたのが、規模感と採算性であります。チップなど木質エネルギーを取り扱う場合を例に挙げれば、年に300日以上、1日40トンから50トン程度を20年間供給することができないと、採算が取れないとされております。

同協議会においては、本町には約8,000ヘクタールの山林があり、1日40トンで90年間切り続けることが可能な広葉樹の賦存量が確認されており、バイオマス発電やE R Sの活用なども含め、有効な手法を検討しているところであります。

このようなことから、E R Sの実証実験などを踏まえた中で、事業者からの提案をもって、1次産業への利活用に係る展望など、その可能性に期待を持って取り組んでまいりたいと考えております。

バイオマス発電も含めまして、エネルギーの地産地消、これは、町では重要な施策として捉えておりますので、今後、今、発電事業者、それから電力会社の皆さんといろいろ検討しておるんですけれども、なかなか簡単にはいかないということなんですけれども、引き続き、エネルギーの地産地消を進めることによって、地域住民がいざというときに電気のない生活がないような、そういう町の環境をつくりたいというふうに考えております。

また、陸上養殖についても大変すばらしい、今、お話だったと思いますので、なかなか全国的にも進んでいるので、うちは遅れてしまっている状況ですけれども、また今後、議員からもいろんなご提案いただければと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） これで、横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（谷 正君） 1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 午後1番目の質問ということで、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、自分の質問は、自然環境保全への取組、それと農地の集約化、効率化についてと、鳥獣害総合対策についてという3つの質問をさせていただきます。

まず、最初の質問ですけれども、自然環境保全への取組ということで、「いのちの水」という言葉が大きな話題を集めました。一くくりに水と言えますが、その中には地下水と表流水など様々な水があります。

一番大切なのは森の保水力を高めること。森や里に降った雨が森の中の沢を通り、川となり、海に微生物が分解した栄養素を運んできます。藻場の再生事業も大切なことですが、これは森の再生とイコールでなければいけないことと承知していることと思います。その過程に、里山を本来の姿に戻すことも必要で、山を後退させ、里を元に戻すことです。

森の水源涵養は、今はどこも人の手が入らず、雨が降ると地表に落ちる水が減少しています。その原因が関節蒸発と言われるものです。関節蒸発は、森の木の葉や樹幹に雨水がたまり地表までたどり着けず、そこで蒸発することを言います。そのことが最近の気候変動と相まって自然災害の原因とも言われています。地表や草木に落ちたものは蒸散されます。こちらは本来の姿です。関節蒸発する量が多くなり、保水力が低下してしまいます。他方で、森

は二酸化炭素の貯蔵庫とも言われています。今、多くのところで二酸化炭素の排出量の削減等々言われていますけれども、やはり二酸化炭素の吸収量、これを増やしていく、そのことも一つ大事なことではないでしょうか。

人が一生の間に排出する二酸化炭素の量は木6本分と言われています。つまり、生まれたときに6本の木を植えれば、その人の一生分の二酸化炭素、吸収、貯蔵されるわけです。

現在の森は木が大きくなりすぎ、森の中に落ち葉がなくなり、保水力の低下、二酸化炭素の吸収量の低下など、様々な問題が発生しています。そのようなことから、現在の森の健康状態は不良ということになります。

SDGs、持続可能な開発目標の中には、二酸化炭素の排出抑制であるとか、海を守るなどもあります。循環型社会の創出のために取り組まなければ、本来のふるさと、子供たちのために残すべきものが残せなくなります。

町として、自然環境保全のために現在取り組んでいること、それと、森を育てることが海を守るということへの認識、それと、漁協、NPO法人などが取り組む漁師の森づくりプロジェクトへの協力体制、そのようなところがどのようになっているかお聞き、お願いしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、森林は巨木化が進行し、常緑広葉樹の賦存量も多いことなどから、表土の保水力低下や二酸化炭素の吸収量の低下なども危惧されており、特に森林保水力低下は大規模災害にもつながるリスクが高く、その対策が急がれるところであります。

また、通常の森林整備の考え方としては、人工林の整備が中心となっている現状からも、町内の約8割を占める天然林の早急な整備が求められていると認識しております。

このため、天然林の早期整備が自然環境の保全に極めて重要であることから、静岡県の森の力再生事業などに加え、森林環境譲与税を活用した森林整備に取り組みながら、落葉広葉樹への転換を図りたいと考えております。

これら森林整備の推進に向けては、一朝一夕とはまいりませんが、実施面積の拡大など継続的な整備に努めつつ、持続可能な循環型社会の創出に取り組んでまいります。

近年において、サザエ、アワビ、イセエビなどの餌となる海藻の著しい減少や、磯焼けなどの現象が顕著であり、本町の特産品ということからも、極めて深刻な状況にあると認識し

ております。

これらは、黒潮の大蛇行といった気候変動の影響もあるとされておりますが、その因果関係は立証されているわけでもありませんが、ご指摘にもありました森林機能の低下による海への影響などもその要因の一つであると考えております。

このため、先ほども答弁いたしましたとおり、森を再生することが海の再生につながるという認識には変わりはありません。

漁師の森プロジェクトは、NPO法人伊豆未来塾が運営を行い、苗木の調達や植樹指導は林業事業体が担当し、伊豆漁協や漁師の方々、一般の参加者との協働により植樹が行われ、資金面では公益財団法人の助成金を活用しているものと認識しております。

また、NPO法人の活動は単に植樹のみに限らず、事前での講習会など通じてその活動の重要性を説き、参加者がこれら取組の意義などを広く理解していただく効果的な事業展開をされており、参加者においては、町内外の小学生も参加するなど、未来に向かった森林環境教育の場として大きな役割を担っていると認識しております。

本町ではこれまで、植樹の場所として町有林を提供したほか、私自身も参加し、ご挨拶をさせていただいたところではありますが、今後においても、当該事業が効果的に展開されるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

海を守る、そのために森を育てる。現在のこの町内の森林環境、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、すだ椎がかなり大径木化している、それをエネルギーとして変えていくという質問もあったんですけども、なかなかこれだけ大きくなってくると様々なことに余計な負荷がかかってくる。今まで手をかけてこれなかったという部分があります。

その原因の一つとなるのが利用価値がなかったと。その昔は薪炭材として活用されてきたものが一切お金にならなくなっている。転換する事業、そういったものも生まれてこずに、現在の森の状況ということになっているんだと思うんですけども、どのように活用するかというところが、今、一番問題であるというふうに私は認識をしています。

その中で、先ほど町長の答弁にもあった森林環境譲与税であるとか、県の森づくり再生事業、そういったものを活用する、それは確かにそうなんですけれども、その切った後の材を

どのように利用していくのか、また、それをエネルギーとして活用していくのか、資源の活用方法、そういったところがどうなっているのかというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

本年度、森林整備のための計画を策定させていただきまして、来年度以降、環境譲与税を使った中で整備をしていくというような形で進んでいきたいというふうに考えておりますが、先ほどから申されている切った木の始末、こちらのほうなんです、大径木とか曲がったような木があるんですが、そちらのほうは要木と言って残したほうがよいというようなことが言われておりまして、それはなぜかという、その木を切ったことによって土砂が流出するというような木になっておるので、そういった木は切らないで、残して整備していくというようなことなんです、そうしたときに、うちのほうは急峻な山でございますので、切った木は柵工と言って土が流れないように形で制御をするものがあるんですけども、そういった木にまずは使って、だんだんと広めていきたいということで考えております。

また、その未利用な木材については、ちょっと私どもとは違うところで考えてございますので、また、そちらのほうで回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

切った木の電気に変えて活用するということに関しましては、平成30年度に立ち上げましたバイオマス農山村活性化協議会で協議を続けているところでございます。古くは平成22～23年の緑の分権改革のときから机上での調査は続けておりますし、また、部分調査は続けておりますので、1ヘクタールに400トン程度の広葉樹ということで、賦存量は十分ございまして、ただ、現状がどうしても事業者さんたちにお話をすると、1日4トン程度が限界だということで、これが1日40トン、80トンをどういう形で集めるかということで、これまで地域内での林業力に頼ろうということでやってきましたけれども、今後につきましては、少し外にも目を向けて外からの力もお借りしないと、基本的に5年話を続けてきた中で、地域ではちょっと集められないということがありましたので、集めればバイオガスのほうはいろいろ調整大変ですけれども、バイオマス、要は単純に燃やして発電するほうも再生可能エネルギー扱いですので、そちらであれば、本当に集められればできるということですので、外か

らの力も少し探ってみたいということで今、調査をしているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 活用するについての説明はよく分かりました。

まず、その南伊豆の山、急峻の山が多いと、そういった中で、やはり車両が入れるような林道整備も一緒に兼ねてやっていかないとなかなか、人が森に関わっていくことが難しくなってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

先ほどの環境譲与税、こちらのほうでも作業道のほうは作成できますので、そちらのほう活用した中で考えてございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ぜひ、有効に活用していてもらいたい。それと、しっかりした整備をしながら山の奥までしっかり手が届くような計画を立ててもらいたい。

それと、環境学習、漁師の森づくりプロジェクト、これ環境学習に特化しているよという話なんですけれども、今年2月に伊豆ユネスコクラブのフィールドを使って、柵の植林事業がございました。3月にもう一回ございます。

その中でもやはり、子供たちが、多くの子供がまず1回目のときも集まっていますし、2回目のときは100名以上の募集をかけて行う予定でいるんですが、なかなか漁協さんがかなり力を入れてくれているんですが、町の姿が見えないよと、環境学習を幾ら進めようと思っても町の姿が見えないよという声が多いんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（谷 正君） どちら様ですか。

副町長。

〔副町長 橋本元治君登壇〕

○副町長（橋本元治君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

もともと、先ほど町長の答弁にもありましたように、取っかかりといいますか、一番初め

はNPOさんのほうからお話があって、まず場所の世話をしてもらいたいというところから入ってきました。ちょうどこれは、旧竹麻村の学校林のところもありましたので、そちらのほうを提供させていただいたということがあります。その中で、徐々に、徐々に、このNPOさんもいろんな形の中で、子供さんたくさん入れてこようとかというふうな形で、そのプロジェクト自体もだんだん広範囲に広がっているというところがあるかと思います。

そもそも、主催が町ではないというところがありますので、なかなか入りにくいというところがありますけれども、先ほど来、町長の答弁にもありましたように、協力できることはしっかりと協力をしていきたいということでございますので、これからまた、教育委員会も含めて、その対応が可能であればぜひ協力をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

できるだけ子供たちに伝えていく必要もあろうかと思えますので、教育委員会さんのほうでもぜひご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問にいきます。

農地の集約化と効率化について。

町内青市地区で伊豆縦貫道下田河津区間建設残土を利用した農地の集約化、効率化が昨年本会議にも、この議会にも提出され、承認されたところですが、2年ほど前の2021年頃だったと思いますが、南上地区内において同じような案件があったと記憶しています。町内を見回してみると、荒れた荒廃地や遊休農地がかなり目につくようになりました。そのような場所を埋め立て、田んぼから畑に転換していく必要があります。現在の食料供給の基盤である優良農地の確保を図りながら、農業上の利用に支障の少ない農地に誘導していくためにも、農地の集約化は必要と考えます。

2021年7月3日の熱海市土石流災害により、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）が令和5年5月26日から施行されます。これは、人的被害の防止、盛土等の安全性の確保、責任の明確化、実効性のある罰則などが改正の概要です。現在、改正法施行への移行期間ではありますが、改正法にのっとった形への書類整備などが進んでいます。

町内で新規就農、または就農者に生産性の効率を図ってもらうためには、農地の集約化は必要不可欠です。法改正前にできた平面の農地で柑橘栽培に取り組む若い世代もいます。山

の勾配の強い土地では収穫も一苦勞ですが、平たんな場所で車が入る農地であれば作業効率も上がり、収穫量も増えてきます。農地の地権者も、1か所平たんな農地ができると自分のところもという声が多く上がってきています。

そのようなことから、まず農地の集約化の考え、2つ目として食料供給の基盤である優良農地の確保対策についてお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

農地の集約化に向けては、関係法令などに基づく中で、農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいるところであります。

農地等の利用の最適化では、担い手への農地利用の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消、新規参入の促進などとされており、地域計画の策定が求められております。

この地域計画においては、ご指摘もありました農地の集約化は不可欠であり、集約化が生産量の向上、農家所得の向上、未来に向かっての農地保全や農地維持につながるものであります。

現在、本町農業委員会においては、農地が比較的まとまっている竹麻地区、南中地区、南上地区の農地所有者に対して、今後の農地活用についての意向調査を実施しておりますが、これらは今後集約化の施策の参考とさせていただくものであります。

また、耕作放棄地は担い手不在や高齢化が主な要因とされる中で、営農上における条件不利という要因も排除できません。

今後もこれらを解消するための基盤整備事業なども視野に入れ、持続可能な農業生産活動が展開できるよう取り組んでまいります。

また、農地は農業生産において最も基礎的な資源であるため、優良な農地は良好な状態で維持・保全し、有効活用することが極めて重要であります。

また、一団のまとまりがある農地や基盤整備を実施した農地などは、優良農地として良好な営農条件を備えているものと認識しておりますが、現状において耕作放棄地なども散見されております。

このような中、青市の野辺において、伊豆縦貫自動車道の工事発生土を活用した基盤整備事業が進められており、これら優良農地の確保をもって、生産性の向上や担い手不足の解消などにも期待が寄せられております。

また、これら優良農地確保の取組をもって、規模の大きな農業法人の参入なども見込まれることから、長期的な展望の下、農業生産活動が持続可能な体制整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

生産性を上げることによって食料自給率を上げる、そのことが地産地消にもつながっていきながら、何かあったとき、要は災害時等においても食料供給が十分に行っていくことができる体制が組むことができてるんじゃないかというふうに、自分は思っているんですけども、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

午前中の議員さんの質問にもお答えしましたとおり、エネルギーも含めて、食料も地産地消というのは大変重要と考えております。その中でやはり、生産者、農業担い手がいらっしやらないということは大変大きな問題ですので、これは、農業をするフィールド、いわゆる耕作放棄地は多く見られますので、そこを活用していただけるまず人材ということも大変重要かと思えます。

今、NPO法人湯の花、道の駅の湯の花の皆さんが、やはりこれからの高齢化に向けて、生産者の減少というのを危惧されております。その中で、新たな生産者を確保しようという努力もされているというふうに伺っておりますので、そういう方たちにも協力できることはさせていただいたり、町のほうとしても、新規就農者の確保にも、これから力を入れて努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

様々な事案が考えられますけれども、やはり効率化、集約化されていると、そこに新規就農者、または現在就農行っている若い世代が集まりやすくなってくると、みんなで共同で行

えるようになってくると、農業法人化、そういった方向へと進んでいけばさらにいい方向へ向かっていく、そのように思っていますんで、これからまだ様々な法律の関係もございましょうけれども、よろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

鳥獣害総合対策についてということで、一般質問でも何回も自分、やっていることなんですけれども、鳥獣害対策は被害の管理、生息地の管理、個体数の管理であるという話を何回も行っています。被害の管理は、被害を軽減またはなくすことを言います。生息地の管理は、本来生息地である森の再生や里の荒廃地の管理など、個体数の管理は、捕獲することで生息数を適正にすることです。

昨年9月にロケット花火を使った猿の追い払いが新聞にも掲載されたわけですが、これは被害の管理の中でも大きな役割を果たすものです。野生動物に対し、里は人の住む場所であることを学習させるために少し怖い思いをしてもらう、そのためのアイテムとして活用する。反面、生息地の管理がなされていないと、森に帰しても食べ物がいないためにまた里に出てきて畑を荒らしてしまう、だからこそ個体数管理、生息地管理、被害の管理を面的に行う必要があります。

そのようなことから、ロケット花火を使った追い払いというのを町民の反応と、効果と検証についてということと、今後の鳥獣害対策を進める上での総合対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年度において、野猿による農作物被害の報告が数多く寄せられており、猿対策に効果的とされるロケット花火を使った追い払いに取り組んだところであります。

ご承知のとおり、猿については捕獲が非常に困難であり、見かけたらとにかく追い払う、それも1人で追い払うのではなく、地域の方々も含めた集落単位で追い払うことが効果的とされております。

また、これら集落単位での活動においては、数多くのロケット花火発射器具が必要となりますが、幸いにも、器具に必要な材料の提供を町内水道工事店が無償で対応していただいたことから、これまで373セットを作成し、各地区の皆様へ配布したところであります。

これら集落での取組においては、発射器具の数量はまだ不足しておりますが、お困り

の皆様が個々に発射器具を作成し、近所の方々に配布するといった活動も見られましたので、その波及効果に期待をしているところであります。

効果検証については、現段階では断定できておりませんが、町民の関心は確実に高まっており、追い払いの機運が高まることで所定の効果はあったものと認識しております。

地方の小規模自治体においては、人口減少や急激な過疎化などに伴う生活環境の変化に加え、荒廃森林や耕作放棄地の拡大に起因する鳥獣被害は増加の一途をたどり、効果的とされる対策はやり尽くした感があります。

このような現状を踏まえ、捕獲による個体数の削減も重要と考えますが、一方で、集落、あるいは地域単位において、守る、寄せつけない、追い払うという広域的な行動も重要であると考えております。

このため、令和5年度においては、集落・地域で対策を講じるための施策について予算化をしたところでありますが、守るというキーワードにおいては、有害獣の行動を正しく学ぶための講習会の実施を予定したほか、防除柵等の適正なる設置に対するアドバイザーの派遣事業も予定しております。

次に、寄せつけないであります。効果的な鳥獣緩衝帯の整備や鳥獣等を誘引する不要果樹の伐採事業なども予定し、追い払うについては、先ほどの答弁にもありましたロケット花火による追い払いを引き続き支援してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、人々が居住する周辺環境の整備促進が有害獣の出没に最も効果的とされておりますので、荒廃森林や耕作放棄地の解消と併せて、引き続き、個体の捕獲にも努め、地域全体での実用性の高い効果的な施策を展開してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

寄せつけないというのが一番大切なキーワードかなと思うんですけども、その中でいつだったか、自分もこの下賀茂通りを車で走っていたときに、電線の上を猿が悠々と歩いていて、役場に用があって来たのかなと思いつつ見ていたんですけども、車の横を見たら、放置果樹、柿が今年はずごくなくなりました。それが熟していたから秋だと思います。その柿を狙ってうろうろしていたと。

やっぱりこれ、どこの集落行っても同じように放置果樹がある。それと、こういう下賀茂のように、住宅が密集していると人を恐れない、一番彼らにしてみると追い払いをされないんで、安心して出てこられる場所、そのようになってしまっている。そこに餌があるからなおさら出てくる。何かすごく悪循環になっているなと思ったんですが、全員協のときに、放置果樹の伐採等が入っていたんで、少し安心をしたところですよ。

下田市と今一緒に、事業、その鳥獣害対策の講習、井上先生を呼んでやっているわけです。その中で、100歳まで楽しい農作業というのを提唱しているのがこの井上先生で、先生と言うと、この人は京大の農学博士なんですが、先生と言うと罰金を取るという結構変わっている先生で、自分たちが呼ぶときには、まさ姉と呼ばなければならない、自分でそのように言ってNHKにも出たりなんかしているんですけども、その先生の書いている本の中に「女性がやればずんずん進む鳥獣害」という本がございます。これは実際に島根県美郷町のほうで井上先生がそれを実践して、そして、鳥獣害が全く出ない町、それをつくり上げたんです。その一番の原動力は地域のおばあさん、お母さん、女性たちがそれをつくり上げたわけです。

その井上先生の確実に防げる鳥獣害の講習を今、下田と南伊豆町が共同で講習を受けているわけです。その先生の講習の率直な感想、そういったものが聞かせてもらえるといいかなと思って、これ担当課長のほうがいいかなと思うんで、お願いします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

その当時、100歳までできる農業ということで提唱されておられたみたいなんですが、今現在はその方々も大分ご高齢になって、今現在は120までできる農業ということでやっているみたいです。

そうした中で、私が、2月16日第2回の講話会がありました。その中で感じたことは、草刈りの関係なんですけれども、9月以降に刈られると今の時期になるともう新芽が出てきて、それが鹿の餌になるよということでした。

そうした中で、女性の方がうちにいて、旦那さんに9月とか11月、うちのほう11月になると祭りが始まるのでどうしてもきれいにしたいということになってこよいかと思うんですが、そうしたときに刈ってしまうと鹿の餌になってしまうということで、それはよしたほうがいいよというような話を伺ったところです。

それと、その中でやはり、緩衝帯ですとか、不要果樹の剪定、こちらのほうは非常に大切だなというふうに感じておるところです。また、地区で取り組むことがやはり一番肝要かな

というふうに考えております。

また、先ほど議員がおっしゃったように、山に戻せばいい、でも山の中にはもう下草が生えていないので餌がないよということなものですから、先ほども申したように、森林環境譲与税を使った中で、うちのほうは常緑の広葉樹が多ございます。なので、日が当たるような形で、落葉の広葉樹を植栽して山の改善に努めて、獣害が山の中でも餌があるような関係をつくっていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

今、地域整備課長が言ったことは、これ地域住民の皆さんに、さっき町長の答弁にもあったとおり、お願いをしていかなければならない、そこをこれからも役場のホームページなり広報紙なりにおいて説明をしながら、町民の皆さんの理解を得て進めていく、そういった必要があろうかと思えます。

どうか、今後も森林整備と鳥獣害対策、これを進めていってもらいたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（谷 正君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで13時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

◇ 比野下 文 男 君

○議長（谷 正君） 3番議員、比野下文男君の質問を許可します。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 3番、比野下です。よろしくお願いします。

マスクを外させていただきます。

まず、一般質問の前に、冒頭、この場を借りてエールを送りたい方がいらっしゃいますので、ご理解とお許しをお願いします。

新年度には4年に1度の統一選挙が4月に行われます。本町で元同僚議員が県議選への立候補を予定されております。時代を切り開いてくれる人物だと私は期待しております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

岡部町長の公約と6年目へのビジョンについてです。

1つ目は、コロナ対策、町内経済復興対策等の政策の実行について伺います。

新型コロナウイルス感染は既に3年を経過いたしました。昨年後半より国・県による観光、飲食業等々の支援並びに規制緩和は大きく変化し、回復へ日が差しつつありますが、町内は依然厳しい状況ではないでしょうか。

昨年、今後の景気動向についての質問を町長にいたしました。町長は政策の1つであるウィズコロナ期の感染予防対策及び町の経済対策、ポストコロナ期の町内経済復興対策を中心に政策展開していくとともに、町民が何を望み、行政が何をすべきかそれを見極め、効率性、有効性、緊急性の視点を踏まえ、施策の実行に努めてまいりますとの答弁でした。

公約であった政策はおのこの視点から踏まえ、実現に向けて施策はどのように進めてきたのか、町長、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） まず、感染予防対策についてお答えをいたします。

感染予防対策についてはワクチン接種を最優先施策とし、所管課のみならず、全庁的な相互協力体制の下で取り組み、賀茂医師会を核として町内の各医療機関に加え、町内在住の看護師の方々にもご協力をいただき、令和3年5月10日から1回目の集団接種を開始いたしました。

当初においては、ワクチン接種に伴う予約時の混乱などから多くの苦情もいただいたところではありますが、オンライン予約の導入、予約日方式への転換を経て、順調な接種体制が構築できたと認識をしております。

ワクチン接種状況については2月5日現在で、3回目接種者数は6,242人、接種率は全人口に対し79.94%、オミクロン株対応ワクチンの接種者数は4,719人、接種率は60.44%とな

っており、これら接種と並行して、基本的な感染対策であるマスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避などについても広く周知に努めたところであります。

また、政府においては5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げることと決定し、医療や社会生活に関する制限措置の緩和など、具体的な検討が進められておりますので、今後も国・県が発信する情報に注視し、的確に対応してまいりたいと考えております。

引き続き、経済対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、長期間にわたり、町内経済に暗い影を落としてまいりました。

国・県においても様々な経済対策を打ち出し、その対応に努めていただきましたが、当町においても、基幹産業である観光関連事業者への支援策として、アフターコロナにおける誘客強化に向けた施策として、伊勢海老まつりやみなみの桜と菜の花まつりの時期に合わせた宿泊割引キャンペーンによる誘客促進事業を5回、また、広範囲で町内消費拡大の底上げ策としてプレミアム付商品券事業についても5回実施してまいりました。

これら宿泊割引キャンペーンについては、受付直後に予約が埋まってしまうほどの人気を博し、有効性の面では本町の認知度アップに大きく貢献したことはご承知のとおりでありますし、将来的な誘客にもつながる所定の事業効果は示されたものと自負しております。

また、プレミアム付商品券事業においては、緊急性を重視した中で、財源確保と発行手続が整い次第、切れ目なく事業展開を図り、幅広く町内事業者はその効果が行き届くとともに、町内消費に直結することから、効果性も効率性も高く、その経済波及効果は毎回1億円程度に上るものであったと推測しております。

これら事業の執行においては、本町における主力産業団体でもある観光協会や商工会との連携強化による取組でありましたが、各事業において深いご理解とご支援を賜りました。町民の皆様に改めて感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

町長は、町内の経済対策に積極的に行われていたことは私も感じております。

しかし、高齢者はまだまだ、私は、ワクチンの接種、いろんな面で、経済の面、消極的で、

私はそういうところがまだまだ行き渡っていないのではないのでしょうかと、私は痛切しておりました。

この件について、町長はどういうふうに思っておりますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、集団接種から今、個別接種となっておりますので、一人一人、高齢者に限らず皆様、住民の方お一人お一人が接種に取り組んでいただくよう、今後とも町としても推奨をしていきたい、このように思っております。

また、経済対策は特に高齢者に限ることなく、全住民に対して経済対策というのは重要であると思います。高齢者の方もプレミアム付商品券については大変、私も称賛の声をいただいているところですので、やはり頂けるものは限りなく欲しいかと思っておりますけれども、限りある財源の中ですので、その辺のところはご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） いろいろとありがとうございました。

やはりこういう有効な意味をこれからもぜひ、町長は発信していただきたいと思っております。

行政側も当然、職員を含め周知徹底して行動されたと思いますが、町長として職員の行動関係はどうだったんですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まずは、コロナ関係ですけれども、担当の健康増進課をはじめ、庁内一体となってワクチン接種に取り組んだということは、本当に私は、うちの職員に限らず、各市町の職員、県の職員の方たちは大変苦勞をされた、また、成果を上げたというふうに私は思っております。

毎年毎年の日々の決まった業務がある中で、この異例なワクチン接種ですとか、当初は接種者の把握から県への報告等、様々な業務がありまして、その接種が終わった後に日々の仕事を、業務をこなすということで、深夜になる職員も、日が変わって家に帰るといった職員も多数おりました。こういうことを思い出しますと、大変、私はうちの職員頑張ったなど、み

んな頑張ったなというふうに思います。

全庁的にみんなが協力してくれたということは、これは正直住民の皆様には届いていないと思いますけれども、これは本当にそれだけやったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ご理解いたしました。ありがとうございます。

次に、2番目として、地区懇談会の開催をお願いしたいということで、2番目つくりました。

町長に再三申し上げておりますが、就任当初より町民ファーストをメインに、町民に寄り添い、町民は何を望み、活気あるまちづくりをどのように進めていくか、共に汗をかき、町民全員で考えていこうではとの公約ではありませんでしたか。

私は質問のたびに、町民との町政懇談会を各地区に出向き、ぜひ開催してほしいと何度も懇願してまいりました。しかし、一向にその気配はなく、意見交換の要望があれば執務に支障のない限り、庁舎内でグループと会合を行い、町で会った方々数人とも意見交換している、そういう答弁でした。

日々、経済は変化し、景気低迷は続く中、新型コロナ感染は長期を要しており、特に高齢者の皆さんは日々の生活を必死に暮らし、互いに支え合い、頑張っております。なぜ、寄り添い、温かい手を差し伸べてやらないのですか、町長。町長が訪問することで皆さんは、町内の状況、生の声を聞きたい、高齢者にとってこんなうれしいことはありません。

町長、それでも我が町の行政のトップですか。町長は広報みなみいずに逐次町の動向を掲載していると常に申しいらっしゃいます。全ての町民の方々があの小さい文字を読み、理解しているとは私は思っておりません。町長が出向き、まちづくり事業を丁寧に説明し、そして、町民の声を反映させる、それが使命ではないでしょうか。懇談することで町長も地元からの情報やヒントを得ることは、私は多々あると思います。

最近では、東伊豆町、河津町の首長さんらもスケジュールを組み、町政懇談会等々、地域ごとに開催しております。なぜ、町長にはできないのですか。なぜ実行しようとならないのですか、町長。そんなに多忙なんですか。それともこういうことは無駄でやらなくてもいいというのですか。

町長の真意をお伺いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町民一体でのまちづくりを実現するためには、町民の皆様が日々の暮らしの中で思い、感じる様々な事柄を忌憚なくご発言いただけるような場を提供することが大切だろうと考え、町長就任の年、平成29年11月に、町長と未来を語ろうを立ち上げました。それから、既に5年が経過いたしました。この間、延べで約30団体の皆様方と膝を突き合わせ、町民の生の声を聞かせていただくことができました。そして、この形こそが町民ファーストにふさわしい形の在り方ではないかと私は実感しているところであります。

ご指摘の地区懇談会など、地域ごとに集まっていただく形態については、町政運営において極めて大きな政策の転換期となるような事案であるとか、政策面における重大な決断などを町民の皆様幅広くご説明させていただくような場合には必須であると考えておりますので、その実施の有無に当たっては、町長である私がしっかりと判断してまいりたいと考えております。

高齢者にとって、業務終了後の職員、町長、副町長、教育長をはじめ、各課局、室長を従えて各皆さんの地区へ行くということは、逆に高齢者にとって夜間の外出等、なかなか参加がいただけるのか分かりません。

今までも各地区の老人会の皆様とも未来を語ろう、それから、暮れには湊区の方たちとも未来を語ろうというのをやらせていただきました。このような形で本当に、2人でも3人でも集まればやれるというのが、いろいろと意見をいただく中でも、私も町政に参考になりますし、住民の方も大変忌憚なくご意見をいただけたと思います。

各地区の公民館や体育館でやって、なかなか、10人、15人の中で発言するというのも発言しにくいのかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 私は町長に、町民が集まって夜やるとは言っていません。昼間でもいいわけですよ、町長。

そして町長は、就任当初からお話を聞いていると大変スピーチが上手になりました。これ

は私が褒めていいか悪いだか。そういうふうに、やっぱり町民の皆さんは町長のお話を聞きたいと、先ほどから何度も言っていますから、そういうあれです、私が懇願しているのは。

そういうことで、私はくどく言っています。ぜひ私はこれからもそういうふうなことを考えていただきたいと思っております。

広報1月号に、町長の新年に向けての抱負が掲載されておりました。

皆さんご存じだと思いますが、この中に、今年ほうさぎ年で年男とのこと。町長いわく、文字どおり飛び跳ねまわってトップセールスを行い、国内全ては今までどおり海外とも親交を深め、本町のすばらしさを伝え、南伊豆ファンになっていただけるようになれば南伊豆町内安泰間違いなしと述べております。そうですよね、町長。

新年に向けて夢は大きく、希望は満ちた町長であると私は信じております。その実現に期待しております。

しかし、それだけのエネルギーとフットワークがあるのならば、まずは我が南伊豆町民の安泰ではないでしょうか。

ご承知のとおり、町長は南伊豆町民の皆さんから選ばれた町のトップです。それを十分認識しての発言でしょうか。どうですか、お答えください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当然ですけれども、町のトップとして自分が何を最優先すべきかというところ、この新年を迎えて、このアフターコロナ、先ほども議員の質問にもありました観光をはじめ様々な経済の立て直しに向けて何をやるかというところは、私は住民の皆様からは直接お話を聞くことは大事と思いますが、それ以上に、私ができるトップセールスとして町の外へ出て、いかに町の魅力を発信するかということが私は重要だと思っております。これは、担当の職員が行ったりするよりは、町長として名刺を持っていくことが大変重要でございます。その成果も、もう年明けて一月半ほどたったところですが、成果も出てきております。今までの活動、行動の中でも想定もしないようなことに波及しているということも事実でございます。その辺のところは、本当に国内外からの南伊豆ファンというのも十分できております。その辺のところは今後、今年1年の様々な活動の中で皆様に逐一報告できることはしていきたいと思っておりますし、自分でもそのいろいろなことを担当課の職員と話をしたりしていると、本当にワクワクする、正直言ってその新年の広報の挨拶を、文章を考えると時にはそんなにびよん

ぴょん飛び跳ねるほど多くのことはないのかなという思いはあったんですけども、自分を鼓舞する意味でもちょっと大げさめに書いたんですけども、大分今年面白い年になるのかなというふうに思っておりますので、また皆様からもご支援をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） いい文章じゃないですか、町長。

でも、やはり最低でも私は、南伊豆町の6地区の構成がされています。南崎、竹麻、南中、三坂、南上、三浜、やっぱりその1つの中の代表のところでも、やっぱり懇談会をされるということが私はそれが念願なんですよ、町長にお願いしているのは。全くくどいですけども、私は。町長、分かりますか、笑っていますけれども。そういうことで私は、念願を新年度には達成していただきたいと。

やはり町長の、やっぱりそういう行かれるということが町民はすごく感嘆するわけです、皆さんが、町長が来てくれた、いい話をしてくれた。先ほども申し上げましたけれども、町長は言葉がすごくスピーチが上手になりました。そういう関係で、ぜひこれはお願いしたいと思っております。

次に3番目として、6年目のビジョンについて伺います。

先ほどから申し上げておりますが、南伊豆町内安泰になること間違いなしと述べております。後日、令和5年度の当初予算案が審議されます。新年度に向けてに当たり、町長の一番目玉となる政策に期待しておりますが、その方策は何か。ぜひ伺いたいです、いかがですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの施政方針及び予算編成方針の中で、私の町政運営に対する基本方針とともに予算の概要を述べさせていただいたところでありますが、引き続き「子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実」を基軸とした町政運営に取り組んでまいります。

町長就任時より、最重要施策として取り組んでいる子育て支援については、高校生の通学バス助成制度をはじめとする各種支援策を継続するほか、子育て応援事業を新たに創設し、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と、出産・子育て応援給付金などを通じての

少子化の流れを食い止めるべく施策を展開してまいります。

観光・地域産業振興では、観光需要喚起策として伊勢海老まつり、みなみの桜と菜の花まつりでの宿泊及び体験クーポン事業の継続実施のほか、サテライトオフィス事業などを核とした関係人口の拡大による地域産業の活性化などにも注力してまいります。

福祉・防災の充実では、各種福祉サービスの提供はもとより、高齢者の買物や外出支援などの移動支援と生活支援の一体的実施について早期の事業化を図るほか、高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業展開を推進し、防災対策の面では、大規模災害に備えた資機材、備蓄食料・飲料水の確保のほか、自主防災会補助金を通じ各自主防災会の資機材の充実を図ってまいります。

限られた財源の中で適切な予算配分に努めたところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 2～3日前に、新聞に当初予算が掲載されておりました。新年度は目玉となる新規、大規模な事業はないと説明されております。

確かに財政は厳しいです。大型投資は皆無に近いと、私自身も残念ながら十分認識しております。

町内安泰を宣言しているならば、情報、アイデア、そしてその町長のフットワークをぜひ駆使して、海外とも親交を深めると言っているならば、外部からの企業誘致を駆使する、それに本腰を入れていただきたいです。

このような状況では、我が南伊豆町は危機的な状況に陥りますよ。ぜひその点は、もう町長も6年目になります、ぜひ命を張って頑張ってくださいたいですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先日の全員協議会でも担当のほうから報告がありましたとおり、今、静岡県と下田市、南伊豆町、その他松崎町等近隣の市町と一緒に、農業法人の誘致に向けて取り組んでいるというご報告をさせていただきました。また、それ以外にも、まだ確定ではないですけれども、企業の南伊豆への進出、それから、本社の移転等、様々な案件があります。

やはりこれは、たしかにたまたまかもしれませんが、ここ数年でのいろいろ交流等の中から出てきていることですので、企業誘致というのも、この南伊豆町、ご存じのとおり山と海の距離が近く、工場や企業が進出しにくい地域ということ。また、交通の便も大変不便ということ、東西南北の北以外は全部海に囲まれていますので、条件不利地域という面を考えても、なかなか企業が進出しにくいところですが、その辺はしっかりと、その中でも進出できるような企業を選定した中で、企業の皆様にいろいろと誘致をしているというところがございますので、またご報告できるようなときはしっかり議会の皆様にも報告させていただきたいと思っておりますので、それまでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 確かに外部からの企業誘致というのは厳しいです。また、皆無に近いです。それは私も十分認識しております。やはりそこは町長が2期目、先ほども言いましたが6年目になります。フットワークを駆使し、そして、アイデア、町長の能力と元気なパワーをぜひそのほうに向けていただきたいと思いますと思っております。

次に2つ目として、町立2中学校の統合計画について伺います。

令和2年1月20日の町総合教育会議にて、教育長は、南伊豆中学校、南伊豆東中学校の統合について、両校舎とも老朽化は相当ひどく、補修費はかさむ一方で限界を感じている、そういう意味では統合の方向性を定め、一気にやり替えるならばぎりぎりまで待つの方策であると発言されておりました。これまで3回の統合への検討委員会が開催されたとは聞いております。今後に向けての場所の選定、開校予定時期、財源等々、多岐にわたり課題は山積していると私も想像しております。

そこで1つ目として、令和5年度の生徒数の今年度より減少していると聞いておりますが、2校それぞれの入学、何名の生徒が予測されているのか伺います。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

令和5年度の中学校新入学生ですが、2月1日調べでは、南伊豆中学校が35人、南伊豆東中学校が18人の合計53人で、今年度と比較し7人減となる見込みです。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 次に2番目として、残念ながら少子化の現象は全国的であり、我が本町もその一途をたどっております。現在の本町以外の賀茂地区の小中学校の現状と、今後の統合計画について、進捗状況が分かれば教えていただきたいです、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

賀茂地区内でも少子化から学校統合が進んでおり、今年度、下田市4中学校が下田中学校1校となったことはご存じかと思いますが、令和5年度は河津町の3小学校が統合し1校になります。

東伊豆町では、昨年12月、学校教育環境整備委員会から「現在の小中4校を一貫校1校とするのが望ましい」との答申を受け、来年度、統合についての議論を開始する方針です。

また、西伊豆町は、先月、小中一貫校の計画を中止するとの発表がありましたが、複式学級解消のため、3小学校のうち、令和6年度に賀茂小と田子小を統合する予定であります。

このように、賀茂地域内でも学校統合が進んでいる状況です。

出生数の推移から、どのような形が教育環境として望ましいかを最優先に、学校統合準備委員会で協議を進めていく予定で、進捗状況につきましては、議会でも報告をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 教育長、もう一度ちょっとお伺いします。

河津町は、中学はもう統合されていますよね。で、小学校は来年度、要するに令和5年度に小学校は1校にする。小中一貫校にまだならないですか、これは。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） 河津町につきましては、その計画はまだ外には出されておられません。

なので、中学校1校、小学校1校で、しばらくは行くのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 3つ目は、本町の過去5年間の出生数は、平成30年度39人でしたが、

令和元年度は33人、令和2年度は31人、令和3年度は27人で、既にそこで12人も減少されています。今年度は、12月末現在ですが、26人の出生数にとどまっております。残り3か月間ですが、出生の増加に私も期待しております。

しかし、このような状況を鑑みますと、一定の人数が確保された環境で子供たちが関わりを重視した教育を進めることは、非常に大切です。統合への改革は、至難の業だと私も思っております。本町の統合への計画をどのようにして考えているのか伺います。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたのは出生数の話ですので、これ当然小学校の統合というような話に、最終的には結びついていくのかなと思いますけれども、現状ではまだ中学校の統合をやっておりますので、そちらのほうのことがまだ答申を受けていない状態なので、あまりはっきりしたことは申し上げられないんですけれども、小学校についてということも当然、やがて訴状が上がってくるのではないかと私見いたします。ただ、今、議員がおっしゃられたように、多くの人数で関わることの大切さというのはございますので、多くの市町で小中一貫校という言葉が出てくるのは、そういったものに基づいて発言がなされている、あるいは計画が進んでいるというふうに私見いたします。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 教育長の個人的な考えであると思いますが、開校予定をちょっと伺いたいたんですが、予定ですけどもいかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

これもまだ答申いただいていないので、非常に言いづらい話ではあるんですが、令和8年度の中学生の総数が147です。この147という数は、学年2学級で足りるといいますか、2学級を使う人数なんです。で、現在、南伊豆中学校、南伊豆東中学校、学年2学級分の通常学級はございます。ただ、それ以上の学級数になると入らないものですから、別にプレハブ棟を建てなければならない。その辺りまで待つてということであると、2校の統合がすんなりいくのかなというのと、もう一つは、令和9年度になりますと一気に129に落ち込みます。それから、令和13年度になりますと、また93という人数になります。この93という人数は、

今度、学年1クラスで済む人数になります。というようなことを勘案しながら統合準備委員会を今進めている最中です。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

なかなか厳しい状況であると私も痛感させられています。

次に4番目として、最近、保護者の方々から、今、教育長からお話ありましたように、将来の統合について心配される声が聞かれます。教育委員会との連携を速やかに実施し、保護者はもちろん多くの町民から理解され、納得される統合計画でありますよう私は希望しております。

本町の教育大綱にありますけれども、ふるさとを愛し、心豊かな人を育む、それが南伊豆っ子の原点であります。そういうすばらしい未来の子供たちのために、喫緊な課題であり、早期の決断を願う次第です。

町長に伺います。

町長としての立場は立場で、やはり財源問題が当然絡んでくると思います。開校予定を今、まだ未確定でございますが、令和8年頃と今なお聞きました。町長自身、当然構想中と思われませんが、現時点個人の見解を町長に伺います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

教育長から、随時、近隣の統合計画状況や町の学校統合準備委員会の報告を受けているほか、総合教育会議では、教育委員の方々和学校統合についても情報共有をさせていただいております。

学校統合については、どのような形が子供たちの教育環境としてベストなのか、保護者、地域の方々にもご理解をいただけるよう丁寧に進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

最後に、教育長に伺います。

開校までまだまだ未定と思っていますけれども、一応3年後とするならば、あっという間に来ますよね。当然、全体的な構想は、教育長ならではの個人的にも考えていることは私も重々承知しております。町、学校、教育環境、整備委員会との答申がとても気になりますが、その進め方はどういうふうになっていますか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

まず、基本的な統合に対する考え方なんですけれども、子供の数が減少することにより、やむを得ず統合するという考え方ではなく、今求められている令和の日本型教育に対応し、学びの質の向上にも特化できる教育環境を整えるための学校統合と考えております。

学校統合準備委員会でも様々なご意見をいただき、課題もありますが、学校統合目標年度までのスケジュールを常に意識し、保護者、地域の方々に納得いただけるよう進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） いろいろご意見、ご答弁、ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（谷 正君） ここで暫時休憩いたします。

そのまま着席をお願いします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時35分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（谷 正君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） マスクを取ります。

通告に従い質問させていただきます。同僚議員と同様の質問がありましても、ご答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、町の活性化と戦略ということで、大きなくくりで質問させていただきます。

その中で、まず初めに、産業振興計画について、その中の観光業、これについて質問させていただきます。

近年は、個人の価値観の多様化に伴い観光客のニーズは、従来の、見て、遊んで、食べて、泊まってという旅行スタイルから、自然や景観、街並み、歴史、産業など特色ある地域資源を体験したり地元の人との触れ合いを楽しんだり、これまでにない観光スタイルを望む観光客が増えております。そのため、地域らしさ、地元ならではの体験をセールスポイントにした地元企画型の観光商品づくりが全国で、各地で広がっております。

また、旅行者の旅先での行動については、自然の風景を見る、温泉浴、名所旧跡を見る、そのような順番になっている一方、観光形態、それを見ますと、家族、友人、知人等の少人数で出かける個人旅行が主流になっております。旅行全体の個人旅行が占める割合は、8割強となっております。こうした状況に対応するため、今までの観光を捉え直し、観光振興による交流人口の拡大や、地域の活性化を図ろうとする動きが強まりつつあり、地域づくりと観光を連動させ、観光交流による地域活性化や地域経済の底上げ、地域の誇りの醸成などを目指す着地型観光や滞在交流型観光の推進に向けた取組も進められております。町の観光振興として情報発信をはじめ、内なる醸成、外との連携などを戦略として挙げ、実現に向け具体的な施策を展開する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、令和2年度から南伊豆町産業振興計画を展開しております。「子供たちが誇れる南伊豆の産業を目指して」というすばらしい言葉が表紙を飾っております。基幹産業の観光業についての推進状況、達成度、見直し、そして今後の展開をお答えください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

産業振興計画は、持続可能な地域産業の構築に向けて様々な課題を克服していくため、第6次総合計画や、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間に合わせ、雇用の場の創出に重点を置いた産業振興促進計画を包括する形で、令和2年、策定いたしました。

本計画においては、町の観光振興に関する取組についても触れられており、様々な具体的な施策も盛り込まれておりますが、既の実施した施策で、デジタルコンテンツを活用した事業として「リアル宝探し・南伊豆大秘境」、美しい伊豆創造センターを核とした広域観光推進、ジオパークビジターセンターを中心としたジオサイト、ジオパークの普及啓発などがございます。

いずれも新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限を受けた中での事業で、思うような成果は上げられませんでした。新型コロナウイルスの2類から5類への移行に伴い、行動規制なども緩和されることから、今後も本計画に沿って遂行していくものであります。

商工業振興については、計画の重点戦略の一つとして挙げられている「情報発信など広域戦略の強化」の施策として、デジタルコンテンツ作成ツール講座を開講いたしました。

今年度は13名の参加をいただき、それぞれの業務に生かすべく、目的により使用するSNSを使い分けることや魅力的な写真の撮り方などを学んだほか、個別相談にまで至るケースなどもあり、町内事業者のSNSに対する関心の高さがうかがえました。

今後も参加者のニーズを把握しつつ、本計画に沿って進めていきたいと考えております。

雇用と所得につきましては、横嶋議員の質問でも答弁いたしましたが、県内外の経済回復による中小企業の振興があってこそその雇用促進、所得向上であることから、本町においても可能な限り有効な経済対策を講じることはもとより、機会を捉え県内経済対策のさらなる推進を求めつつ、最低賃金の上昇を強く訴えることで所得の向上へつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） そこでお聞きしたいのが、趣意書にも書いているんですけども、この「効果の高い観光プロモーションに向けた検討」という言葉があるんですけども、今そのプロモーション、これは要するに南伊豆をどういうふうにして売っていくかということかと思うんですけども、そういう仕事というんですかね、検討をなされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

効果の高い観光プロモーションというところなんです、実際に先ほど来の町長のお話にもございますように、アフターコロナを見据えた事業がそういう形になろうかと思っております。そういう部分で、伊勢海老まつりの誘客キャンペーンであるとか、桜まつりでの同様のキャンペーン、そういうものが令和2年から、3年、4年と続けてやってきたことで、かなり周知度が増したという部分を考えておりますもので、それをつなげていくことによって効果の高いものにしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 事業は事業でそれはそれでよろしいんですけども、そればかり柱が2つ、3つ、柱は多いほうが町としては強みがあるのかなというふうに考えているんですけども、私が調べた結果、このプロモーション、宣伝なんですけれども、効果の高いプロモーションとは何ぞやと、ということで調べてみたんです、いろいろと。そうしますと、どの観光地もお客さん、観光客を集めるためにいろんな施策を試行錯誤していますけれども、その中で勝ち残るには、ただそういうものばかりを追い詰めるのではなく、名物といいましょうか、どこにも名物があると思うんですけども、プラスアルファ、これが付加価値を付けた方向でアピールするのが大切ですよということでした。

まず一つとして、集客したい、要するに観光客です、旅行客のターゲット層、これを明確にしないでそのプロモーションを実施してしまうと、期待した効果が望めませんよと。観光客とか旅行客にとって、いろんな層があると思うんです。まず、ファミリー層、それからカップル層とか学生層、シニア、訪日の外国人等々がいらっしゃると思うんですけども、その地域の強み、それから、親和性の高い属性を明確にしてターゲットを選定することで、このプロモーションの効率も改善されるではないかと思うんです。

要するに、どこからどこまでターゲットにしていますよというのは、伊勢海老まつりも今やっている、菜の花とみなみの桜もそうなんですけれども、明確なものはあるんでしょうか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

国内のターゲット層というんですかね、そちらのほうにつきましては、現在のところそれ

ほど絞り込みというのはしていないというのが現状でございます。

ただ、今後アフターコロナに向かってかなり海外からのお客様も増えてくるであろうということで、来年度は町長の台湾へのトップセールス等も予算化をしてあるところなもので、その辺も含めて海外からのお客様を誘致したいなという足掛かりをつくっていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 私、この若年層とかあるじゃないですか、若い層、この若い層のコミュニケーションツールってあるんですよね。SNSですか、要するに、ツイッターとかフェイスブック等々、皆さんやっているかどうか分かりませんが、よく私も見ているんですけども、で、こちらの桜とかいろいろ宣伝というか、載せてやっているんですけども、そういうものを活用したり、ファミリー層には子供を主体にした消費行動、これを意識したプロモーションとか、シニアであれば、インターネット得意な方もいらっしゃいますけれども、今までみたいに雑誌とか、それとか新聞、これの有効活用も必要ではないかと、こう思います。

要するに、誰かに伝えたい、人に伝えたい、こういう期待値を超えるような体験、こういうものを皆さん求めていると思うんです。それで、このインターネット、フェイスブックなりに載せて、南伊豆はこういうことがあるよ、こういうことができるよと、そういうものを宣伝してもらおうというんですか。要するに、自分たちが宣伝するんじゃなくて、そういうものがあると自然と広がっていくじゃないですか、ものが。そして人を集めてくるんです。それも、人が人を呼ぶというんですかね、そういう感じでなっていくと思うんですけども、そういうものを上手に使っていただいて、今後の観光戦略のほうに考えていただければ幸いです。

もう一つ、南伊豆にはキャラクターがいますよね、いろっ男爵。それも全面に出して、要するにコラボしてやるのも一つの手かなと。いろんなどころに行っているいろんな名物というか、それで写真とか、できれば動画なんか撮ると、かなりよろしいんじゃないかというふうに思いますので、その辺は担当課といろいろと情報というんですかね、お話し合っただけであればと思います。

特に、何が人々の心に訴えるインパクトがあるか、これは私、ちょっといろいろ、これも

調べたんですけれども、特に非日常的な目線なんです。人間の情報というのは、目から入るのが8割から9割です。そこを頭に入れて、今後のプロモーションに生かしていただきたい。例えば、空中は鳥の目、で、地上付近は何かというと虫の目なんです。で、水の中は魚の目。それが非日常的なものになりますと。で、人間の目で見るとどうなのかということなんですけれども、人間の目線だと大体分かってしまうと。相手も、見る人も人間ですから。だから、そういうものをうまく使うのがいいのかなと。それはどういうふうにするかということ、UAVとかUUA、UGV、これ、何かというと小型無人機。要するにドローンというやつです。これを使ってプロモーションビデオ等々を使うと、まず非日常的なものが出てくるインパクトもある。そういうものを、進んで効果的なものをつくっていただきたいと思います。

一つそのドローンについてちょっとお話しておきますけれども、ドローンというのは、今ロシアとウクライナ、戦争状態で行っていますけれども、その呼び方が、要するに、ドローンというのは戦争兵器だよと。で、プロのパイロットの方、いるんですけれども、UAVとかUUA、私たちはUGVとして、ドローンと分けて話をしていますということでした。一つの参考までです。

それと、次に、町民の安全・安心な生活について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行、これについて所見を伺いたいんですけれども、政府では、去年の夏にオーストラリアで新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が発生したことから、我が国においても同時流行についての備えを呼びかけました。今年の冬においては、新型コロナウイルス感染症について夏を上回る感染拡大が生じ、加えて季節性インフルエンザも流行し、より多くの発熱患者が同時に生じております。そうした事態にも対応できるよう、同時流行下に多数の患者等が生じる可能性を想定して、重症化リスク、疾患等に応じた受療行動フローを示した上で、新型コロナの発熱外来の強化と治療薬の供給、インフル等による受診を希望する患者の診療体制の強化、自己検査キットの確保、入院治療が必要な患者への対応の強化の備えを進めるとともに、町民への情報提供と重症化リスクなどに応じた外来受診、医療への協力の呼びかけなどの対策に取り組んできたと思います。

しかし、8波では高齢者の死亡率が過去最高水準に達している現状があります。70代、80代、90代、これを含めまして9割ちょっとの死亡者がこの高齢者だということです。本町では、70歳以上の高齢者が約3,000人くらいいらっしゃいます。2類相当から5類に下げるのは、時期尚早ではないかという不安の声もあります。また緩みが出て感染が増える可能性も

考えられます。ご所見を伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

報道等によれば、国では新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げること、決定し、医療や社会活動に関する制限措置の緩和など、基本的な検討が進められており、コロナ禍からの脱却に向けた大きな転換が図られようとしております。

厚生労働省では、「ウィズコロナをさらに進めるための必要な準備を行うことで、国民の安心を確保し、5類への段階的な移行を目指す」としており、ご指摘の同時流行なども含めた各種懸念事項については、関係機関等と調整の中で適切な取組が進められるものと解します。

本町においても、今後の動向に注視し、5類への移行に向けた対策などが示された段階で、機動的かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 町長言われたように、5月8日から新型コロナウイルス感染症をインフルエンザなどと同じ感染症法上の5類に引き下げる方針を固めましたけれども、5類になれば様々な制限が減るんですね、これ。さらなる感染拡大の医療逼迫を招きはしないかという懸念もあります。

新型コロナの感染者は、全国で多いときに1日20万人を超えるなどをしていました。検査を受ける人の割合が減り、実際にはこれより多くの人感染しているのではないかという指摘もあります。亡くなる人は、多いときに1日で500人を超えたと。過去最多となっています。病床の使用率も上昇し80%を超える、医療が逼迫する県もあったと。

では、この2類と5類では、何が違うのかと。

2類の場合は、自治体が感染者に入院勧告や就業制限ができます。医療費は公費負担となる。一方、5類は、原則ですよ、原則これらの処置は取られない。医療費は一部で自己負担が発生する。つまり、行動制限はこれより弱まり、費用負担などの支援は減少するということとなります。

また、医療現場の対応も変わってくるんです、対応が。2類の場合はどうかというと、入院患者の受入れは感染症指定医療機関などの一部に限られるが、5類になると、一般の医療機関でも広く受け入れられるようになるんです。5類になれば経済への影響も少なくなる。国の財政負担が減る。対応を変えることによる感染拡大、あるいは、医療逼迫のリスクも懸念されるんです。

だから、本当にインフルエンザと同じ扱いでいいのかと。慎重な議論が必要だと思うんです。新型コロナとインフルエンザを比較してみると、厚生労働省の専門家会議です、それでは、感染はコロナのほうがはるかにインフルエンザより強いよと、こう指摘されている。

また、流行時期も、主に冬に起きるインフルエンザと違い、コロナは予測が困難ですと。

一方、重症化率についてですけれども、先月厚生労働省が発表したデータでは、大きな差は見られないと。しかし、専門家から言えば、集計方法は異なり比較は難しいよという指摘が出ています。

死亡者の数も、厳密に比較するのは困難だと思いますけれども、インフルエンザが年間3,000人程度に対し、去年のコロナの死者数は3万人を大きく超えております。

また、治療薬の公共の供給体制も、コロナはインフルエンザほど整っていないという声も聞かれている。

こうした点などから、現段階で新型コロナがインフルエンザと同じ程度の感染症と言いきることができないのではないかと。

とはいえ、同じ程度になるのを待っていたら、これ、いつになるか分からないですよ。なので、今すぐこのインフルエンザと全く同じ扱いにするのではなく、先ほども町長もおっしゃっていましたが、変えられる部分から段階的に5類の形に変えていく必要があるのではないかと。

そして、患者を一般の病院でも広く受け入れるのか、自治体の入院調整はどこまで行うのか、医療費やワクチン費用の自己負担を求めるのか、そして、行動制限はどこまで必要か、これらを維持するのか、あるいは変更するのか、一つ一つ丁寧に考えていく必要があるのではないかと。

まずは医療体制ですよ、どの病院で患者を受け入れるのか。今は特定の医療機関や発熱外来などで対応していますけれども、5類の感染症になれば、先ほど言いましたけれども、一般病棟で広く入院患者の受入れが進むことが期待されます。

しかし、コロナは、皆さんご存じのように十分な感染対策が必要です。現に今も医療機関

でクラスターが出ております。病棟ではどんな感染対策が必要で、それが一般の病院でも広く実践できるのか、重要ではないでしょうか。そうしなければ、町民の不安というんですか、それが払拭できないのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

国は3月13日から、またマスクの装着についても個人の判断で行うということとなっております。

コロナの医療体制については、やはり私たちがどうこう言うところじゃなくて、国が的確に判断していくことが重要かと思います。

私たちとしましては、来年度も実施するという新型コロナウイルスのワクチン接種を遅滞なくすすめることが重要かというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、マスクということで、3月13日からですか、屋内屋外問わず個人の判断にゆだねるということで、医療機関を受診する際とか通勤ラッシュ時といった混雑時、電車やバスに乗る際、マスクの着用を推奨するなどとした方針を決定したということでした。新型コロナの流行期に重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く際には、感染対策としてマスクの着用が効果的であると周知するとしたほか、症状がある人や同居家族に陽性者がいる人などは外出を控え、通院などでやむを得ず外出する際には、人混みを避け、マスクを着用するよう求めているということですのでよろしいですね。

今までと何が変わるのかと。今までも、要するにこういう、私、外していますけれども、密集するところなんかマスクするじゃないですか。で、病院行くときもマスクするじゃないですか。何が違うのかなとちょっと疑問に思ったんですけれども、もし何か分かっていることがありましたらお願いします。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

マスクの着用等につきましては、結局、うつりやすいところではマスクをしたほうがいいということで、それはコロナだけでなくインフルエンザのときも同様だったと思います。やはり、病院行くときには、インフルがはやっているときにはマスクを、着用をお願いします。

すというふうに言っていたと思います。

ですので、そこら辺は5類の感染症という扱いの中で同様に行動していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） それでは次の、プレミアム商品券販売の振り返りと今後の予定について所見を伺うんですけれども、午前中も同僚議員が質問していましたけれども、物価高騰による支援対策について所見を伺うんですけれども、今までも電気やガス、それからガソリンとか軽油、燃油関係ですか、これらも結構高い値段でなったということを知っていますけれども、2月からも値上げする商品が5,000品目を超えると聞いています。

今までのプレミアム商品券販売率、経済効果等、今後の販売予定について所見を伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

プレミアム付商品券の販売については、これまで5回実施し、より多くの町民から称賛の声をいただいているところでありますが、国においては、従前のような手厚い経済対策は縮小傾向にあると推測されます。

このような状況を踏まえ、新年度予算編成においては、伊勢海老、桜まつりでの宿泊助成やクーポン券発行の継続を見込みましたが、国からの新たな支援策などが示された段階で商品券発行事業などの各種経済支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） もう一つ、物価高騰によって令和4年度は給食費は上げないよと、もし上がったときには間髪入れず助成するという、前の議会でおっしゃっていましたが、令和5年度の給食費、この値上げというものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国においては、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給しており、静岡県においても物価高の影響を受ける県内中小企業者・小規模事業者を対象とした中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金制度などがあります。

本町においては、現時点で直接的な支援制度は設けておりませんが、先ほど来申し上げておりますとおり、新年度予算において伊勢海老、桜まつりでの宿泊助成やクーポン券の発行を継続しつつ、国からの自治体に向けた新たな支援策などが示された段階で適切に対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

学校給食に関しては、教育長のほうから答弁をしていただきます。

以上です。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

学校給食におきましては、小麦粉価格の高騰対策として比較的価格の安定している米飯を主食とする給食回数を増やすことや、質を落とさない給食の維持を優先とした旬の野菜を利用するメニューへの変更により、現行の給食費での提供を継続しております。

できる限り保護者への負担をかけないように給食を提供していきたいと考えていますが、今後も物価高騰が予測される中、値上げについての検討が必要になるかと思われまます。今後は、近隣市町の状況も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 前は、町長が、給食費上がったときには補助するよと、間髪入れず補助すると、こう明言されました。今回は、今教育長がおっしゃたように、いろいろ物価も上がっています。いろんなものが上がっている。その中で、子供たちのためにひとつ町のほうでも、給食費が上がったときには、じゃ、補助するよという、そういう考えというのはお持ちでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現行においては、ただいま教育長が答弁したとおりでございますが、今後、値上げの状況、それから国の状況を鑑みながら対応していきたいと思いますが、まずは、議員がおっしゃられたとおり保護者の皆様への負担は増やしたくないというふうに考えておりますので、適時判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 子育てというのは、お金がかかる。で、南伊豆は静岡県下でも所得は低いほうですので、できるだけ子供たちのために、未来のために投資をしていただきたいと思っております。

次にまいります。

带状疱疹の予防ワクチン接種についてお伺いします。

80歳までに、約3人に1人が带状疱疹が発症すると言われております。

また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の2割の人は長い間痛みが残ると。带状疱疹後神経痛（PHN）、これになりますという可能性があるかと。

成人の90%以上がウイルスを潜伏保有していると言われております。まず、带状疱疹の認識をお伺いしたいと思っております。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、加齢や疲労、ストレスのほか、糖尿病やがんなど、免疫力の低下する病気が原因とされており、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

現在のところ、2種類の带状疱疹ワクチンが薬事承認されておりますが、どちらのワクチンも発症を完全に防ぐものではなく、重症化を防ぐ効果があるものとされております。

国の専門部会では、带状疱疹ワクチンの定期接種に向けて、ワクチンの安全性や有効性などについて検討が進められておりますので、これら国の動向に注視しながら、带状疱疹ワクチンが定期予防接種に位置づけられた時点で公費助成を検討してまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、町長がおっしゃったように、この带状疱疹は、子供のときに感染する水ぼうそう、これと同じウイルスで起こる皮膚の病気なんです。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に発生するもので、水ぼうそうが収まった後もウイルスは体内の神経節に潜伏して、過労やストレスなどにより免疫が低下したときに再び活性化して、带状疱疹を発生するというメカニズムになっています。

日本人の成人の90%以上が、このウイルスが体内に潜伏しています。带状疱疹を発生する可能性があるんです。

病気にかかる割合ですけれども、40代が10.3%、50代が19.7%、60代が22.3%、70代が16%、80歳以上では7.7%となっている。これは、50代から70代までに多い病気だということが分かると思います。

さらに、国立感染症研究所の資料によると、50歳以上になると、先ほど町長おっしゃったストレス、疲労、免疫力が低下すると発症しやすい、そうになっています。で、80歳までに3人に1人が発症する。

発症した人のうち、先ほど言いましたけれども、約2割の人が带状疱疹後神経痛になります。これはどういうものかという、3か月以上も焼けるような痛み、締めつけるような痛み、ずきんずきんとすると、そういう痛みが継続するそうです。

また、この带状疱疹は、頭から顔にできることもある。そうなると、重症化するとどうなるかという、視力の低下、失明、顔面神経痛や麻痺、耳鳴り、難聴、目まいなどを引き起こす、こういうふうに言われています。

先ほど言った带状疱疹ワクチンですけれども、生ワクチンと不活性ワクチンの2種類ありますよね。法令に定められた定期予防接種の対象疾患ではないんですけれども、任意予防接種なんです。この値段ですけれども、不活性ワクチン、これは1回8,000円前後だと。生ワクチンと言われるもので、予防効果が50から60%だと。5年を超えると有効性が低くなると、こう言われている。で、それより倍ぐらいするのかな、1回2万円前後の不活性ワクチンというのがあるんです。シングリックスというんですか。予防効果が90%ある。結構なものです。接種してから10年後の時点でも80%程度の予防効果が確認されている。

带状疱疹ワクチン接種の助成制度、静岡では藤枝とか島田ですか、ここで助成しています。全国では約40の市町村で導入されているわけですから、議員でもなった方いらっしゃる

んですけれども、大変だということを聞いています。

先ほど国の動向云々とおっしゃっていましたが、ほかの自治体でもやっています。

また、予防ですよねワクチン接種は、独立行政法人、要は国立病院機構の静岡医療センターでも行っているということは、要するに、病院ではもう当たり前がこのワクチンは効きますということを言っているのではないかと思います。

ただ、この接種費用なんです。この病院だと、効果の高いやつは1回が2万2,000円。だけど、それを2回やらなきゃいけないと。ということは、消費税入れて4万4,000円というデータが出ております。4万4,000円払えと言われても、ちょっとすぐにはどうこうという値段でもないものですから、今後、町長も町村会議でも上部団体と話すこともあると思うんです。そのときに、こういうワクチンあるんだけど、一緒に訴えてくれないかとか、そういうことをお願いしてもらいたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

また県の町長会のほうにもご提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

これも50代から70代、80代、かなり南伊豆にはいらっしやいますので、その命を守るといふことにもなってくると思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（谷 正君） 宮田和彦君の質問を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

なお、第2常任委員会の委員は引き続き3階会議室において委員会を開催いたしますので、

ご参集願います。

本日はお疲れさまでした。

またあした願います。

散会 午後 3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和5年3月定例町議会

(第2日 2月22日)

## 令和5年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年2月22日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)
- 日程第 4 議第 3号 南伊豆町議会議員及び南伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第 4号 南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 5号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 6号 南伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 7号 南伊豆町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 8号 南伊豆町立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議第 9号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議第 10号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議第 11号 南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議第 12号 南伊豆町立地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議第 13号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議第 14号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議第 15号 南伊豆町漁業集落環境整備事業及び漁港環境整備事業の費用の分担

に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第17 議第16号 南伊豆町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議第17号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第19 議第18号 南伊豆郷土館設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 日程第20 議第19号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第21 議第20号 南伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 日程第22 議第21号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備工事）
- 日程第23 議第22号 南伊豆町指定金融機関の指定について
- 日程第24 議第23号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議第24号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議第25号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議第26号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第27号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議第28号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議第29号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議第30号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議第31号 令和4年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議第32号 令和5年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第34 議第33号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議第34号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議第36号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第38 議第37号 令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第39 議第38号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第40 議第39号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計予算

日程第4 1 議第4 0号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導  
主事共同設置事業特別会計予算

日程第4 2 議第4 1号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計予算

日程第4 3 議第4 2号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算

日程第4 4 議第4 3号 令和5年度南伊豆町水道事業会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	5番	谷正君
6番	長田美喜彦君	7番	稲葉勝男君
8番	清水清一君	9番	漆田修君
10番	齋藤要君	11番	横嶋隆二君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君
地方創生室長	勝田智史君	地域整備課長	飯田満寿雄君
商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	佐藤禎明君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和4年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日目の会議を開きます。

なお、昨日の第2常任委員会におきまして、互選により比野下文男君が第2常任委員会副委員長となりましたことをご報告いたします。

---

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第2、これより一般質問を行います。

---

◇ 清 水 清 一 君

○議長（谷 正君） 8番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、定住促進について質問させていただきます。

町長の施政方針等の中で、定住促進のことは、縷々述べられておられました。その中でいろいろあったわけですが、定住促進、町としてこのようなことをこうやって進めていくんだというのが施政方針並びに予算編成方針の中にも書いてあるんですけども、それ以外にまた述べたいものがあつたら、まず聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、定年後の移住希望者はもとより、多世代の方々から移住相談を随時受け付けており、お試し移住や空き家バンク、移住セミナー等の各種制度や取組をもって、移住に向けたサポートを継続しております。

お試し移住や移住現地セミナーでは、町内での生活体験に加え、町民や先輩移住者との交流の機会を提供するなど、移住後の実生活を正しくイメージしていただくための手法を取り入れております。

また、コロナ禍により、実施できなかった移住現地セミナーについては、2月11日にNP  
O主催の日帰りツアーが3年ぶりに開催され、今週末には杉並区民を対象とした町主催のツアーに、定員を大幅に上回る応募をいただき、抽せんで当選された区民の皆様が来町される予定となっております。

人口減少が進行する中で、それを補い、将来にわたり安定した町の機能を維持するためには、転入者の増加のみならず、観光交流人口やワーケーション、サテライトオフィス、多拠点居住者などを含む関係人口の流入増加が不可欠でありますので、今後も全庁を挙げて様々な事業を展開し、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ありがとうございます。

お試し移住とかいろいろあるわけですが、そういうものやってくるんですけども、定年移住者についてはなかなか難しいところがあって、お試し移住を含めた中でやってくると思うんですけども、2番目の町営住宅、分譲地の取組、住宅のあっせん等については、どのように考えているのか、町の考え等を伺っておきます。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町営住宅につきましては、南伊豆町営住宅条例に定める入居要件を満たす方であれば、移住者であっても入居は可能となっております。

次に、分譲地と住宅のあっせんがありますが、本町の場合、住家を建設する土地が不足する状況にないこと。また、集落内の空き家、空き地が増加している現状などに鑑み、新しい居住地の造成ではなく、現存する空き家、空き地のさらなる利活用を推進すべきと考えますので、現行の空き家バンク、空き家バンク等リフォーム補助金などの制度の拡充をもって、これらに対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 空き家バンク等もあるという話なんですけれども、この間2月19日に、岸田総理大臣が岡山県奈義町へ視察に行ったという話がありました。それ新聞記事にも出ていたんですけども、子育て支援のまちという形の中で、女性の出生率が2.95という形の中で、奇跡の町と言われてきたわけなんですけれども、そこへ岸田総理は視察に行ったと。そのときのことを調べてみましたけれども、町営住宅として60戸のものがあるとそれを建ててあるんだという形で見ましたところ、9割方入居されておられるという形があるときに、町の町営住宅も少し空いているところもあると聞いているんですけども、そういうものがあつたほうが、また定住促進を進める中で、いい方向になってくるかなと思うんですけども、今の町内の町営住宅が空いている中で、そういうものもなかなか難しいと思いますが、考えておいていただきたいと思いますので、答えはなかなか出せないと思いますので、考えておきますという答弁になろうかと思うんですけども、一応要望としてどうでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、町営住宅の空き状況もありますし、また移住者、移住希望者に対して、提供する空き家の数が少ないという現状もあります。ですから、やはり住まいというのは大変重要かと思っておりますので、今後議員おっしゃるとおり検討しますという最終的な答えなんですけれども、今後様々な方向からやはり民間の空き家も含めた中で、移住希望者が住まいといして確保できる住宅を町としても数を増やしていかななくてはならないと考えておりますので、今後なお一層検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。いろいろありますけれども、次にまいります。

町有地の有効活用。定住促進のための融資、利子補給の考えはという形はあるんですけれども、やはり先ほども言われましたけれども、空き家バンク等の関係もありますし、リフォームの関係があるという形の中で、ここが来ているんだろうと思っておりますけれども、町有地の有効活用等あるいは融資等はこれまでやってきておられるのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

定住促進を目的とした町有地の利活用については、先ほどお答えいたしました分譲地に対する考えと同様で、集落内に現存する空き家、空き地の利活用を優先してまいりたいと考えております。

次に、移住者の方に限定した定住促進のための融資、利子補給に関しましては、利子補給について制度化している自治体も散見されますが、本町では現住する町民とのバランスも考慮し、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

どうにもできないなという形なんですけれども、先ほど言いました奈義町の関係を調べたときに、町営の分譲する団地があったと、一戸建て用の。それが2区画、約30軒ずつ入るような区画だったんですけれども、それも完売しているというそれも町営の団地ですと書いてあって、それも土地を分譲していたという形があります。そういう形を考えたときに、町でもそういう分譲住宅用の定住あるいは子育て世帯の分譲のための用地も確保したらどうかなと思うんですが、それについての考えはいかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりではございますが、今後機能のいい通学、それから病院の通院等、そういう適した場所があって、そこが町として購入することが可能であれば、そういう方向も有効なのかなというふうに考えます。その辺も含めてこれからの若い世代、それから住宅を所有しようとしている移住者も含めた中で、どの程度のニーズがあるかも調査しながら、検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 定住促進として、子育て世代がたくさん来るのがいいわけなんですけれども、そういう形で奈義町、この間調べたときに、すごい町だなと。だから岸田総理大臣が行くんだなという形でびっくりしたわけなんですけれども、そういう形でもありますけれども、定住促進については、町としても取り組んでいただきたいなと思えます。

続きまして、次の質問にまいります。

地域コミュニティ活動についてお伺いいたします。

家族、地域社会、町との絆を大切に、地域コミュニティ活動の活性化の取組の考えはという形でございますけれども、やはり地域のコミュニティがあって、その活動があって、その地区の発展につながってこようかと思うんです。その地区のコミュニティが活性化になってくれば、ひいては町の活性化につながってくると考えますが、それについての考えはいかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

総務省では、コミュニティの定義として何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っている集団としており、地域コミュニティを共通の生活地域の集団としております。

古くは、地縁、血縁によって固く結びついた集落で構成される社会であり、集落が地域コミュニティの単位として人々の生活基盤の根底をなし、安定的にその機能を果たしてまいりましたが、その後の経済成長社会において、急激な人口変動と移動を誘発し、都市部と地方の二極化から様々な社会問題が発生しており、とりわけ地方においては人口減少が急激な過疎化をもたらし、地域経済の衰退や生活環境の悪化を招くことで、さらに人口減少を加速化させ、最終的には地域コミュニティ機能の喪失から、集落が消滅するという負の連鎖が止まらなくなっております。

このように、地域コミュニティの消滅は危機的な段階にあるように思われますが、一方で、現状を維持し、さらに活性化するための活動や施策に対し、地域住民が積極的に参画し、総力を挙げて地域コミュニティを守っていくことこそが地域再生には不可欠であると考えられます。

今後も地方の小規模自治体の生き残りをかけた行政課題と捉え、総合計画や過疎計画、地方創生に向けた総合戦略などの各種取組をもって、町民と行政が一体となって、各種施策の着実な履行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 町の総合計画とあるいは過疎計画等の中から、こういうコミュニティ活動についてやることによって、コミュニティ活動の活性化につなげていきたいという答弁だったと思うんですけども、やはりなかなか先ほど答弁の中にもありましたけれども、負の連鎖になったときに集落がなくなっていくのではないかなという心配等があるわけですから、そういうことについてまた町としても一生懸命やっていただきたいと思います。

その中で、地区の消防団あるいは老人会、婦人会、青年団等がある地区もあるわけですが、そういうものについての町としての取組等はようになっておられるのかをお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、地域コミュニティの維持活性化をもって、持続可能な南伊豆町は実現できるものと考えております。

現状を維持し、さらなる活性化に向けた取組に向けては、地域住民のみならず、本町との関係人口なども含め積極的に参画することが必要であると思っておりますし、総力を挙げて地域コミュニティを守ることが地域再生には不可欠であると確信しておりますので、良好なコミュニティ環境を維持するため、行政区の統合、消防団や老人会組織などの再編、女性の団体や青年団組織などの復活も可能であれば検討すべきではないかと考えております。

本町においては、地勢的な条件から個々の集落や居住地が孤立しており、これらの集約化に伴う適正規模の確保や体制強化については、一朝一夕とはいきませんが、農林漁業体験や着地型観光と豊かな自然環境、情報ネットワークやアクティブシニア層の取り込み、定住、移住、自然再生エネルギーなどをキーワードとして、さらなる地域コミュニティの活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

続きまして、定住促進の取組と地域コミュニティ活動についての考えをお伺いいたします。

定住促進という形の中で、先ほどの定住促進の質問の中でありましたけれども、地区の方と一緒にやってもらいたいという話をお試し移住の中の答弁でございましたけれども、やはりよそから移ってきた人の中に、人足等は嫌でございますよという方もおられるあるいは各地区の区費も払わないで、払いたくないという方もおられるわけですが、こういうものについて町としてどう考えておられて、どう対策を取られているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

移住、定住への取組については、適時、行政報告などで申し上げているところであります、今後も移住希望者のニーズを的確に捉え、多くの方に本町を移住先として選んでいただ

けるよう事業を推進してまいります。

また、杉並区などで開催をしておりますお試し移住説明会の中でも区費や共同作業、祭典といった地域における様々な活動についてもご案内しており、お試し移住滞在費助成制度においては、制度の利用条件に地域コミュニティ活動への参加などを明記していることはご承知のとおりであります。

このように、移住を希望される方々には、新たな地域の担い手としても活躍を期待するものであり、今後の移住説明会などにおいても引き続き地域コミュニティ活動の重要性と必要性を訴えてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

[ 8 番 清水清一君登壇 ]

○8番（清水清一君） ありがとうございます。

定住促進の取組という形の中で、今から十何年前に各地区にアンケートを取って、区費は幾らだとかあるいは人足等はどうなっておられるのかという形の一覧表をつくったような覚えがございます。それは今現在更新されておられるのかあるいは配っておられるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 議員申されたとおり、以前一度作りまして、その後1回見直しをかけたところがあります。その後は見直しをしておりません。見直しのときに、一度お配りをさせていただいたということがございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

[ 8 番 清水清一君登壇 ]

○8番（清水清一君） それをまた更新していただいて、また定住促進のときに、各地区でこういうものがあるんだからそういうものに協力してくださいよという、古いものでも本当はいいんですけども、提示するかあるいは閲覧させるだけでも違うわけですから、そういう中でそういうものをまた復活あるいは更新していただいて、説明会の際の資料として使っていただけたらなと思いますので、更新していただくようお願いいたします。

答弁は、これは要りません。

続きまして、3番目に移ります。

町職員の資質及び能力の向上という形の中で、町長の施政方針の中でもありますように、スキルアップ等あれば、町はよくなるよと、施政方針の中で教職員についてはICT人材地域活性化企業人制度の関係を使って、教職員のスキルアップを行っているという話がございましたけれども、町役場職員についてはどのようにやっているのか、人材育成基本計画の内容と効果をお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆町職員人材育成基本方針は、令和2年4月から令和11年3月までの9年間を計画期間として、目指すべき職員像を自ら学び、行動できる職員と掲げ、その目標達成のために、職員一人一人が重点的に伸ばすべき能力と意識、職位ごとに果たすべき役割と求められる能力を明らかにした上で、人材育成の具体的な方策を掲げております。

人材育成の具体的な方策としては、次の4点でありまして、1つ目は、職員研修の推進で、各種団体が行う研修への派遣、近隣市町との合同で実施する研修等への派遣、自己啓発に対する支援（自主研修費助成制度）、職員が講師となって教える庁内講師を実施しております。

2点目は、人事評価制度の活用で、期首、期末等の面談を通じた意見交換や職員の発揮した能力と業績を承認することで、モチベーションの向上や能力開発を推進しております。

3点目は、職員の適性を生かすための人事異動で、職員の持つ能力と活用したい業務内容、異動に対する希望、有している資格、免許などを人事異動希望調書として毎年提出させ、できる限りこれを考慮した人員配置に努めております。

4点目は、ジョブトレーナー制度で、新規採用職員に対して、入庁5年目以上の職員を指導担当者として、業務や職場生活全般の指導、助言を行い、人を育てる職場づくりを推進しております。

これら効果については、計画実施期間中であり、策定から時間が経過していないことから、効果測定などはまだ実施しておりませんが、次期方針を策定する上で必要になることから、今後測定方法などを含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ありがとうございます。

いろいろ4つのいろいろな項目があって、それについてやっておられるということなんですけれども、まず最初に職員の自らの目標があるというわけですしけれども、目標があつていいわけですしけれども、1つ目の研修への派遣とかあるいは自己研修という形がありますけれども、それについてどう考えておられるのか、3番目と同じになってくるんですけれども、職員提案制度をとばして、職員研修制度がどうなっておられるのか。人事評価とか、適正な職員異動とあるいは新人についてはやっていますよという形ですしけれども、最初から1番目の答弁の中の1つ目の職員研修制度をやっていますよという形がございましたけれども、それについてどのようにやっておられるのかお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをさせていただきます。

職員研修につきましては、地方公務員法第39条第3項の規定に基づき、毎年度職員研修実施計画を策定しております。

令和4年度におきましては、静岡県、静岡州市町村振興協会、賀茂郡町長会が主催をする各種研修への派遣、下田市、西伊豆町、河津町との合同で実施する研修への派遣に加え、本町で実施をいたしました部下指導、部下育成研修、民間団体等が実施する研修への派遣、自己啓発支援として、自主研修費用を助成したほか、書籍や冊子などの参考資料の情報提供などを行っております。

ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響などから、計画した研修が未実施という状況も続いておりますが、今後はオンラインやEラーニングを活用した研修なども受講できるよう情報収集に努め、受講環境の向上に努めてまいります。

なお、これら職員研修においては、研修参加後に復命書の提出を受けておりまして、総務課におきまして受講状況の確認及び効果なども検証をさせていただいているところでございます。

令和4年度、今年度まだ全部は終わっておりませんが、これまで31の研修につきまして、総勢62名を派遣させていただいているところでございます。いろいろコロナ禍で中止になった研修も数多くありまして、本来であればもう少し派遣をしたいところでありましたが、今年度についてはこのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

一生懸命やっていると思います。トータルで31の研修があり、62名という形が研修を受けてきたという形で報告も受けておられるという答弁でございましたけれども、この研修制度、それでは自己啓発とかあるいは最後に資料等の形でやっているという話が今課長の答弁の中でもありましたけれども、自己啓発はどのくらい、何件くらいあったのか、それについてお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 町の制度の中で自主研修に対しての助成制度がございます。この中で、やはりコロナ禍ということではなかなか研修に行く機会がなかったということがありましたが、令和4年度につきましては、1名が利用しております。その前の年については3名程度が利用している状況でございます。前の年はたしかわなの免許を取りに行くということで、一応3名に対して助成をしているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

自己啓発、わなもいいんですけれども、それ以外の各種免許も取っていただけたらと思います。役場ですから、免許は要らないんですけれども、やはり免許を持っていることによって信頼度が増すかなと思いますので、そこをうまく考えて指導していただけたらなと思います。

職員提案制度の内容と効果についてお伺いいたします。

これについてはどのように考えて提案制度はようになっておられるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本制度については、行政事務の効率的運営と業務の改善並びに町の活性化等に関する職員の提案を推奨し、職員の研究心と行政参加の意欲を高めるとともに、行政水準の向上を図ることを目的として導入いたしました。

その後、提案の実現性の担保、自発的制度であることでの職務への圧迫など、一例として

は職員定数の削減などに伴う時間外勤務の増大といった課題も重なり、職員によるワーキンググループでの協議を経て同制度の運用が中止決定いたしました。

本職員提案制度については、中止となってから既に5年が経過しておりますが、現在では職員の研究心と行政参加の意欲を高め、行政水準の向上を図ることに重きを置き、職員が自ら選択する各種研修への積極参加に力を入れているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

各種研修のほうへ回ったという形の中で、回って、それで一生懸命やっているから職員がよくなってきていますよという形でお伺いいたしました。

それについて、4番目の幹部職員はどのように考えておられるのか、どのようにしておられるのかという形で、これ聞きにくいんですけども、副町長からと総務課長の2名だけでいいですから、お伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをさせていただきます。

南伊豆町職員人材育成基本方針の中でも、人材育成の推進体制における上司の役割について明記がされております。職場のマネジメントを行う幹部職員にとりましては、部下の育成は重要な役割でございまして、部下のやる気を引き出すため、職場環境や健康管理に注意を払い、適切なコミュニケーションを図りながら、人材育成に主体的に関わっていく必要があります。

このため、職員研修の受講や自主的、主体的に行う取組は、職員の能力開発や能力向上に資することからも積極的に支援をしているところでございます。

今後も部下が自主的にチャレンジできるあるいは既存事業の生産性を向上できる自立型の人材育成、キャリア支援に向けた体制整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

そういうことを一生懸命やっただくことによって、町長が言っている町職員ワンチームで町をよくしていこうよと。総力をもって取り組むことはいいことにつながってくると町長は言っておられますけれども、役場職員がそれぞれ研修の上、スキルアップしてくればワンチームとして町がよくなるという大きな成果が出てこようと思いますので、頑張って研修等をやっただきたいと思いますし、お願い申し上げて、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（谷 正君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

◇ 漆 田 修 君

○議長（谷 正君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 9番、漆田でございます。

その前にマスクを外させていただいて、通告に従い、1番目として、南伊豆分校存続とデジタル田園都市国家構想のスマート農業化と高専化への提言、2番目として、12月議会でも議論されました共立湊病院跡地の公有地化への施策の2点につき、質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初の問題であります。実は10日ほど前、南伊豆分校の募集と応募の数字が新聞等で示されておりました。40人に対する20人という0.5ですね。本校とはちょっと違っていて、特殊性がありますので、昨年同様低い数字だなどは感じております。

そこで、実は町長から聞いたんですが、令和5年1月31日、教育長と町長とで県教委のほうを訪問して、入学応募者数の漸減する南伊豆分校の存続について陳情、要望に伺ったと聞いております。県教委の担当部局とのやり取りの中、具体的な進展はあったのでしょうか。

そして、2月8日、これ南伊豆分校の外岡副校長から伺いましたが、第2回の南伊豆分校の評価審議会、正式名称はちょっと分かりませんが、その場での議論の内容についてはいかがであったのか、本題に入る前に、この2点を最初にお答えを賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今年度、県立高校の在り方に係る地域協議会が設置され、来月、第3回が開催される予定です。

南伊豆分校については、こども園、小・中学校と南伊豆分校で園芸を通じた交流を継続しており、これは町の特色ある取組であるとともに、南伊豆分校の魅力にもなっていると実感しています。

1月31日、町長と県教育委員会へ出向き、この現状を改めて県教育長をはじめ教育部長、教育監等へ伝え、南伊豆分校の存続を要望してまいりました。県教育委員会も園芸を通じた交流を高く評価していただいているところですが、残念ながら県側からは特に存続を含む南伊豆分校の方向性についての言及はありませんでした。

また、2月8日開催の南伊豆分校魅力化推進協議会では、今年度の活動報告として、プロジェクトの研究発表をDVDで視聴いたしました。植物工場で栽培した野菜を販路開拓のため、生徒自ら事業所に出向いたり、農業法人として収益を上げるために生産サイクルをどの程度まですべきかなど、スマート農業の事業化を具体的に検討する研究発表に対して、委員から新たな販路の提案や支援の声をいただきました。

植物工場は、南伊豆分校の特色であり、町としても期待しているところですので、連携を図るとともに、支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

2月8日の議会で、結局漸減する、15人を続けて切りますと、その目前には廃校というゴ

ールが見えていますが、そのためには質的に向上させるにはどうするかという側面の議論が非常に多いと思うんですね。これ全ての公立小・中学校の統廃合の問題も、そういう観点からの議論が非常に多くございますね。

そこで、ちょっと観点を変えまして、逆に今田園都市国家基本構想の中では、スマート農業がその大きな3つの柱の一つにうたわれているわけですね。現実に南伊豆分校においては、水耕栽培等、試験的にやまして、近くには分校OBの事業者が、農業者が非常に成功を収めているメロン栽培ですね。これもデジタルなんですね。結局科学的に、電子的に水であるとか、栄養分を補給しながら、ある一定の果実を収穫するという、そしてその循環をなるべく早くして、農業の生産性を上げるというようなやり方をしている業者もありますね、南伊豆分校の近くに。

ですから、そういう観点で、私は実は高専化はどうだろうというふうに考えたわけですよ。結局それをそうしますと、目的とする事業に符合するわけでありますから、そこで調査立法考査局、これ国立国会図書館にあるんですが、その局の中の文教科学技術調査課に実は資料提起をお願いしたんですよ。そうしましたら、今質問書に添付してあります、これは徳島県神山町、これはごみ問題で私前回もずっと質問しております上勝町とあるんですよ。徳島町から約1時間、両方とも1時間ぐらいですが、ここは地方分権を勉強する行政マンにとっては、ある一種の聖地になっているんですね。ですから、非常に多くの役場とか市役所の職員が研修に行っているゾーンなんですよ。そこの高専の実績のことが書いてあるんですね。これは私、町長以下担当の部局には資料としてお渡ししてありますが、そこで地方でのデジタル技術の実装に向けて5Gですね。今はやりのブランドですが、情報通信インフラの整備を加速し、光ファイバー網も2030年までに全国の99.9%の世帯をカバーする計画がございますね。こうした情報基盤を生かすものの中に今私が申し上げましたスマート農業があります。

これは何かといいますと、ロボット技術やICTの先端技術の活用による新たな農業であって、2025年までに農業のほぼ全ての担い手がデータを生かした営農に取り組めるようにすることで、デジタル化に取り組む自治体向け交付金も創設するほか、デジタル化を進めるために専門人材230万人を2022年度から5年間で確保するということでもあります。

話は非常に大きいんですが、昨年9月15日、朝日新聞のこれ町長のところにお渡ししましたね。担当部局に行っていますが、香川全県下のこの新聞記事によりますと、まだ実際にはできていないんですが、そういうNPO集団が結局自治体を巻き込んで高専化を図ろう、そしてその高校をつくり上げたいということで、今動いて、実際にはもうほぼ完成する状況に

なっておりますが、全国から非常に注目を浴びている自治体であります、この神山町自身が。

さっき言いましたゼロ・ウェイストの上勝町は南側にありますし、非常にさっき言いました聖地であるなど、私もこれを見させてもらって感じました。

そして、翻ってここで南伊豆分校を見ると、ロボット化による水耕栽培がなされ、各種の発表会においても優秀な成績を収めております。そこで、下田高校の分校から高専化というのは、非常にハードルが高いんですが、研究、検討に値すると思慮されますが、お渡しした資料を読まれた感想も含めまして、当局の認識を賜りたい。

ちなみに申し上げますが、高専化というのは、所管が国なんです。文科省なんです。ただ、今の南伊豆分校を例示しますと、ハードは県であるが、人的な人件費であると、そういったものは文科省の所管になるという、そういう意味でハードルは高いと私申し上げたんですが、併せてご認識を最初にお伺いしたいと思います。町長でもいいです。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

教育長の答弁にもありましたが、分校魅力化推進協議会で研究発表を視聴させていただきました。植物工場のこれからを分校生が地域とともに事業化できないかを考えた発表に分校の魅力化を進める上で、町としてもできる限りの支援をしていかなければならないと強く感じたところでございます。

また、高専化については、今議員のほうからもお話がありましたとおり、南伊豆分校は県立高校でありますので、静岡県が高専化を進めるということであれば、町としても全面的に協力をしていきたいと考えております。

また、このような今日の提案は、賀茂地域局長等にお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

最初から門前払いの答弁かなと思ったんですが、実はこれ一つの手として、これできるかどうか分かりませんが、所在地の該当の自治体の長と教育長がまず沼津高専に行って、何とかスマート農業を今やっていますんで、傘下に入れてくれないかというお願いをするのが第

一歩だと思えます。そして、沼津高専側がどのような動きをするか、文科省の出先ですね、中部地区の。そこへ行くのかということが次のステップだと思えますが、その辺の努力が非常に大変だなと思えますが、お願いできませんでしょうか。教育長どうですか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

大変高いハードルでございまして、神山町のほうは私学なんですよ。神山まるごと高専というのは。大変すばらしいことも読み取りましたし、それから卒業生の4割が起業できることを目指しているという、全くすばらしい発想なんですけれども、それを私たち町のほうから働きかけていくというのは、大変難しゅうございます。正直これ県が動いてくれれば、まだ何とか、最終的には文科省を動かすことになりますので、大変町からの底上げはなかなか厳しいのではないかと思慮いたします。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

そのような認識で結構だと思います。何しろ頭の中のどこかに置いていただければいいかなと思います。

実は、この問題、教育問題の関係は持ち時間15分ですが、あと3分ほど、先ほどの町長の昨日の施政方針の中の具体的な施策ページ、7ページですが、その中の関連についてちょっと二、三分質問させてもらってよろしいでしょうか。デジタル構想の関係も一部関連がありますので、質問させてもらいます。

7ページの中では、引き続き地域活性化企業人制度により派遣されているICT教育アドバイザー、これModisのことだと思いますが、その専門的なサポートをもってICTのスキルの向上と効果的な事業への活動を通じてその事業を展開している、クリエイトするための事業を展開しているという表現なんですね。

ちょっと私、別の方に聞きましたら、Modisと教育委員会事務局長とその方ですね。教育の非常に造詣の高い非常に優秀な人間なんですけど、その方とお話ししましたら、Modisは何をやっているんだと、あれで金を取るなんておかしくないかと、私に逆に食ってきているんですね。食らいついてきたんですよ。そんなことはないでしょう、その前年には矢祭町でもある程度のシステムはつくっていますし、実際南伊豆町は教育委員会の予算では

ありませんけれども、地方創生室の勝田君のほうの予算ですが、その中で一千数百万補正で前回上げましたね。その金額を充当して派遣されている方々と2年目ですから、ソフトの充実を図るということらしいんですね。それがページ7ページの上段に書かれている表現だと思うんですよ。これは中身を捏造したんでしょうか、そんなことないですよ。理解、分かる範囲でちょっとお答えいただけますか。

○議長（谷 正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

議員のおっしゃる方とModisの教育アドバイザーとして来ていただいている古家さんと3人でお話しさせていただきました。その中で、今年度地域活性化企業人として学校でIGAスクール構想推進のためにどのような形で進めてきていたか、教育アドバイザーとしての実績をお話しさせていただいてきたところです。教育委員会としましては、当初ICTの専門的なエンジニアがいないということで、どのように進めていけばいいかという中で、教育アドバイザーとしてエンジニアの古家さんに来ていただいたことについては、ICTをどのように活用すれば授業に使っていただけるか、また教職員の負担軽減にどうつながるかということについては、積極的に町内の学校に足を運んでいただき、教育委員会としては大分進んできていたかなと評価しているところです。その中でも教職員の意識の向上というのが大分大きなものであると思っております。

ただ、今後どのように進めていくかというのは、まだ1年目ということもありますので、また新たな課題も含め来年度以降一つ一つ課題を解決していただくかと考えているところです。まだまだレベルということに考えると、いろいろ思われるところはあるかと思えますけれども、教育委員会としましても前向きに進めているところですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） そういう事情なら理解します。

結局まで具体的な相対による打合せ会議が緒に就いたばかりなので、まだ順調に進んでいないという認識でいいんですか。そういう理解でよろしいですか。

○議長（谷 正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

まずは、まだ基本的な部分というところでは、一歩ずつ進んでいるかなと思っております。ただ、どこを目標にしているかという年度的なものですとか、複数でどういうふうに計画を進めていくかというところになると、まだまだ評価的には低い部分もあるかと思いますが、前向きに進んでいるところは実感しているところです。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

古家さんという方は、非常に本社へ帰りたがっているような感じらしいんですが、次の新しい人がお見えになるということなんですが、東中の校長先生がいますね。その方が非常に精力的にその授業を各町内の学校の専任者を1か所に集めて推進しているということをお承っておりますが、私はそのほうが逆に仕事としては早いんじゃないかなと思うんですよね。

ですから、大体今オデッセイとか、Z会とか、そういう民間の大きな教育関係のことを専門にやっている組織体がありますが、そちらのほうが逆にModisよりよっぽど進んでいますね。ですから、その辺も検討されたらいいのかなと思うんですよ。予算がついたから、なるべくそれをこなさなきゃならないという意識を払拭して、幅広く視野を外へ向けてやられたほうが結果は早いのかなとは思いますが。地元の東中の校長先生もついてますし、そういう組織体も既にありますから、その辺を再検討されたらどうかと思います。

この場では答弁は結構です。私言いっぱなしになりますので、そう言いながら次の質問に入らせていただきます。よろしく申し上げます。

次が共立湊病院跡地の公有地化と地方財政計画についてであります。

これは12月議会でも非常に同僚議員4～5人の方が質問いたしましたので、その背景は意見書の提出に関わるものであります。それがサウンディングと申しまして調査研究ですね。これ一部事務組合が主体となって、今民間の事業者2社に対するサウンディングを行ったんですが、そのサウンディングが結局プロポーザル方式だと私自身も勘違いしてしまっていて、実はそのサウンディングも含めて病院の経営強化に対するプラン、そういったものについての関連の質問を第1番目にさせていただきたいと思っております。

実はこういう資料、町長のところにいっていますよね。担当の課長さんにお渡ししましたが、これは公立湊病院の強化プランの記載事項、これ従来の新公立病院の改革プランとの比較ということで、これうたわれております。そのメインに当たりますのが1番目の役割機能

の分化と連携の強化、これ実は、今月13日のメディカルの一部事務組合の議会でも議論の対象になりました。機能分化と連携強化については、後ほど質問しますが、具体的に病棟の機能をそれぞれ分化して、より経営効率の高いシステムに変えましょうということは、当局側から提案されたんですね。

そこで、本文に戻りますが、医師不足等により厳しい経営状況に直面する中で、公立病院が。地域に必要な医療体制を確保するためには、地方公共団体が機能分化、連携強化、医師、看護師確保等により、公立病院の経営強化に取り組む必要があると言われております。このため、限られた医師、看護師等の医療資源をその地域全体で最大限効率的に活用するという観点を重視して、令和3年度までに総務省において、持続可能な医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを策定し、地方公共団体に対して令和5年度中に公立病院経営強化プランを5年度中にですね、これです。さっき言いました。5年度中に取りまとめるよう要請されております。

地方公共団体が当該プランに基づき、公立病院の経営強化に取り組むことができるよう、病院の機能分化、そして連携強化に伴う施設、設備の整備費等を対象として病院事業債を拡充するとともに、公立病院等の医師派遣に係る特別交付税措置についてと、看護師など医療従事者の派遣や診療所への派遣を措置の対象に追加する、いわゆるここでいいますとみなと診療所であるとか白浜クリニックですね。派遣元病院に対する措置などを拡充することとしていると。

そして、地域医療機器の実現や医療包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、公立病院の経営強化に向けた取組を進めるよう指導されているところであります。

こういった背景の中、首長による運営会議の場で管理者または事務局から当該問題に対する説明は、岡部町長のほうにあったのかどうか、また構成の市町の長としてこの問題に対してどのような見解をお持ちであるのか、最初にお答えをいただけませんか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

公立病院経営強化プランにおいては、一部事務組合下田メディカルセンターの病院経営の根幹をなすものであることから、当該組合において確認すべき案件であり、令和4年3月29日に総務省が公表した持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立経営強化ガイドラインに基づき、令和5年度までに策定されるものと解します。

また、下田メディカルセンターは、指定管理者が運営する病院でありますので、組合と指定管理者、静岡メディカルアライアンスとの協議、検討を経て公立病院経営強化プランがまとめられ、令和6年2月の組合議会定例会に向けた運営会議において、首長間の確認、協議がなされるものと認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 今のお答えですと、具体的な、担当課長は理解しているのかなと思いますが、例えば1つのこれ回復期機能に対する病棟の編成、これ分権化の一つの手法をここで策定して、JMAですね。メディカル側でまとめた資料がここにあります。これは、町長のところにも資料として行っていると思いますが、添付しましたので、その中においては、現実にも今、1階、2階、3階のA、Bにおいては病棟がございます。高度の急性期の機能、そして回復期の機能と慢性期の機能、機能的には4つ大きく分類されておりますが、その中で、特に急性期の機能の2階の病棟の52床、それから3階のA、Aということは東側ですね。東側の感染症、そのうち感染症病床は4床ありますが、全体で105床ですね。西側は実はりハビリテーションとしてずっと使ってきたわけですね。それをさっき言いましたケアシステムにそれを編入することによって、実は数百万円の利益が出てくるよということをシミュレーションされたんですね。

ですから、それはそれらにしましょうということで機能分化したということ、そういう細かいことは町長のところには報告とかそういうのはなかったでしょうか。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

機能回復病棟の関係につきましては、去る組合の定例議会に向けての運営会議上、下田メディカルセンターの職員のほうから首長間に説明があって、それは承認されたということとなっております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 説明があったということですね。あったんですね。

それを受けまして、実際は、これは大きな経営プランの策定の一つであるということは、

町長自身は認識していますよね。していましたか。していたということですね。

ですから、こういったことと、これは機能分化の一つなんですね。大きな柱の中の、要するにプランの記載事項の大きな柱のうちの一つなんですね。あと、医師と看護師の確保と働き方改革、これは前に私、松木市長と県庁の福祉部の部長さんのところに、県費で医師を補充されていますので、より質の高い先生の確保と、今、非常に人気のある医師をそこで存続してくれというような陳情に、一昨年伺いました。

その一連の動きの中の改革プランの一つであろうかと私は理解しておりますが、それとあと、デジタル化への対応ということも実は大きな柱の3つ目なんですね。

そこで、最後の経営の効率化の問題に入りますが、経営指標に係る数値目標の中で、これは平均在院日数、平在数と言っていますが、それが包括ケアのほうでは60日と決めたんですね。あと、内科と外科と整形外科の平均在院日数をすると、令和3年と令和4年で37日、36日と出ているんですよ。ですから、60日と設定した数値そのものは、非常に妥当な数字だなと私は理解しております。

これは、どうしてそういうことを言っているかということ、地域の医療構想、メディカルが第二次救急であるということ、併せて地域の一次救急の患者さんまで吸収してそこで処置をしているという2つの機能を持った地域の医療構想を持っているわけですね、メディカルそのものが。ですから、そういうことも踏まえて、機能分化を最初に手掛けたと思っております。

これに対して、町長、認識はどうですかということをお伺いしたいんですが、これはさっきの答弁で足りると思いますか。もしくは担当課長でもいいんですよ、あなたが一番よく知っているから。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

病院経営の根幹をなすことは、やはり共同処理している一部事務組合がすべき話であって、私たちがここで話すようなことではないのかなというふうに思っています。

報告を受けた地域包括ケア病棟の60日というのは、それは制度上、60日以上はできないというような報告を受けておりますので、もうそれは妥当とかそういうことではなくて、もう制度上、それ以上は入院できないということです。その中で、60日以上になった場合はどうするんだというような質問を運営会議でなされました。それに対しても、適切に処理していくという答えがありましたので、それをもって首長間では合意されたというような状況です。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 日々の医療実務に対しては、一部事務組合側では一定の範疇外の要素というのは非常に高いと思うんですが、高度医療機器等については一部事務組合でお金を出して、今回もMR、非常に高額なものを買いたいことに決まっていますが、お金を出している部分があるわけですよ。ですから、当然、構成する市町の要望というのは入れてもらわないと実は困ると思うんですね。

実は、病院経営の効率化を高めるために、医薬分離というのは10年前に発表されましたが、今回やっと外事業局を外に設ける。同じ建物の中ですが、入り口は別にしてということで、これも一つの施策の中に入ると思うんですね。

ですから、いろんな面でやはり注目をしながら、南伊豆町は、南伊豆町と下田が一番多いんですが、要望していくことも僕は必要かなと思うんですね。ですから、法律で、さっき山田課長が言ったように、決まっていることは決まっている、それはそれでいいと思いますが、言うべきことは言わないと私はまずいのかなと思うんですよ。町長どうでしょうね、その辺。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、課長のほうから答弁があったとおり、一部事務組合の運営会議、それから一部事務組合自体でいろいろと進めているというところもございますけれども、当然ですけれども、新年、副町長をはじめ、下田メディカルの院長のほうにご挨拶に行ったときもそうですが、やはり整形外科の不足というところは課題になっておりますので、そのところもしっかり、町としても、一部事務組合としてではなくて、町としても要望もさせていただきました。

また、それ以外のことも、南伊豆町として、町として要望すべきことは当然しておりますので、その辺のところはまだ事足りないかもしれませんが、また議会のほうからもそのような要望案件があるようでしたら、私どものほうで、一部事務組合もしくはメディカルセンターのほうに要望を上げさせていただきたいと思いますので、お伝えをしていただければ幸いです。ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

次の問題に行きます。

サウンディングの調査結果と運営会議での議論のところに移りますが、令和5年10月28日、別添資料の2、別添資料、こういったものをお渡ししてあります。この中で、サウンディング調査が応募民間事業者2社を対象に行われたことは承知のとおりであります。通告で示したとおり、プロポーザルではなく跡地の有効活用と民間意見の提案を受けた売却等による活用の可能性を検討することを目的とした調査であって、別添資料の2のページ1から4に記述のとおりであります。

10月28日の結果、首長間の運営協議会の場に、管理者または事務局より説明はあったのでしょうか。一連の流れは、その後、南伊豆町議会提出の意見書提出へとつながっていくのであります。報告があったならば、その内容はいかがであったのか、知り得る範囲で結構ですが、お答えください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今般のサウンディング調査の実施については、昨年11月及び12月に開催された運営会議の中で管理者から提案を受けたもので、その後の経過報告や結果についても同様に報告を受けております。また、12月の運営会議で首長間の承認が取れたことから、12月24日付をもって病院組合ホームページにも調査結果の公表がなされました。

詳細は、10月にサウンディングが行われ、そして10月中にその結果を私どもに事業者から聴取を受け、そして11月の運営会議で報告するというところだったんですけれども、その時点では事業者からの聴取ができていなかったということです。そして、その後、事業者からの聴取らしい聴取は、その後なかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

では、ここにその結果とかサウンディングの仕方とかいろいろ資料ありますよね。そこで特出すべきは、サウンディングの項目の中に、具体的な活用案としての購入要件、そして購

入金額、それから公募条件への希望、その他売却実施に向けて必要と思われる事項、実はこういった非常に重要な項目が含まれておりました。それが多分、管理者側の意に沿わない、非常に低い乖離した数字だったのではないのかなと思うんですね。そのうち1社については、全くそういった次の動きまでリンクしなかったということが背景にあったと思います。

これは、直結して民間への貸付けであるとか、民間への売却につながるものではないと、それは1月13日の管理者の答弁の中にも、それはございました。そこで、あとは南伊豆町で求めるしかないかなという認識、私自身はそういう認識なんです、それは次の質問でさせてもらいます。

小規模自治体の過疎対策予算、過疎対策という言葉を出すと、過疎債を使ってそれを買うのかなと思われるやもしれませんが、公有地化との対応、意見書がありますが、公有地化との対応という観点からお話をさせていただきます。

町長の予算編成基本方針の中で述べられたように、国家予算でも、国の予算も地方交付税は配分額ベースで微増であります。総務省の新年度予算の主要施策に見られますが、地方自治体の財源不足を補う地方交付税は、自治体への配分額ベースで前年度当初を3,000億上回る18兆3,600億円とし、一部輸出産業の回復や国内の巣ごもり需要の高まりなどから企業業績が好調で、国税の一定割合を原資とする地方交付税についても増額の道筋がついたからだと言われております。

一方で、財政健全化に向けた取組も進められて、財政不足を穴埋めするため、自治体が発行する赤字地方債の臨時財政対策債は、昨年同様、圧縮傾向にあり、さらに臨財債の残高や地方交付税特別会計の借入金残高も縮減傾向にあります。これは国の話ですが。

もう一つ忘れてはならないことがあります。令和4年1月下旬時点の過疎地域に指定される市町村数が、全国の半分を超える、1,718の半分を超えることが話題になりました。過疎新法が施行された2021年4月の時点では820市町村だったが、2020年の国勢調査の結果を受けて、65市町村を追加指定することにより885市町村となり、51.5%となった。指定自治体数が増えるのだから、過疎債の発行が膨らむのも当然な話であります。

本町における直近の過疎債援用として、石廊崎オーシャンパーク観光施設整備事業が思い浮かびますが、総務省所管の、これは新法であります、過疎事業は5つありますが、1つ1つ名前だけ申し上げます。集落ネットワーク圏形成支援事業、それから持続的発展事業、人材育成事業、集落再編整備事業、遊休施設再整備事業がありますが、共立湊病院跡地問題を課題として取り上げるならば、これらの支援整備事業や総務省所管のデジタル田園都市国

家構想特例交付金の調査検討などを視野に入れながら、対応を図ることなどが望まれているのではないのでしょうか。当局の基本認識を聞きたいと思います。これに対する認識ですね。お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

共立湊病院跡地については、以前に地方創生推進交付金と過疎対策事業債を財源とする生涯活躍のまちづくり拠点施設整備に取り組む計画がございましたが、令和元年4月に招集した政策会議の検討結果を受け、同年6月の定例会において当該土地の取得を断念し、生涯活躍のまち拠点施設整備事業を中止する決定をお伝えいたしました。

ご指摘のとおり、同病院跡地の取得とそれに伴う事業計画を策定し、その財源にデジタル田園都市国家構想推進交付金並びに過疎対策事業債を充てることは可能ではありますが、令和元年の事業中止決定以降において、私の考えに変わりはないことから、現時点で本町による当該土地の取得と利活用に関する検討などはしておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

これは、一番最後の質問とも関連するんですが、今現在、そういう意思はないということと捉えていいんですね、今現在ですね。分かりました。

過疎債を援用するときには、まず事業を立ち上げないといけませんね。前町政のときには、CCRC事業と温泉大学構想、それを絡めた大きな事業を取得費とそれぞれの事業を発展させるために数億円、金額はちょっと忘れましたが、そういう併存した事業を立ち上げないと過疎債というのは使えませんね。買うだけだとお金は下りませんから。そのためには何かの事業をしなければいけない。ですから、今、岡部町政においては、その事業を模索しているんじゃないかと、これは私の推測ですよ、模索しているんじゃないかなという意味で捉えていますけれども、実際そういう段階でしょうか。今、単純に考えていないと言い切らないで、今、模索していますよという、そういう理解でいいですかね。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

広い範囲で考えて、模索していると言えば模索しているという状況でございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

それなら次の質問につながります。ありがとうございました。

それで、最終的には、現時点で、本町は跡地の取得を前提とした事業活動、あるいは購入条件、金額等の検討はしていますかという質問なんですが、広い意味では模索をしているということでありました。

町長のところに、この資料行っていますよね。行っていると思うんですが、その中で、これは3通りの取得のパターンですが、その次の次のページに、緑色の、この資料行っていますか。課長、これは町長にお渡ししてくれましたか。この中で、平成9年に厚生省から買い取ったときの事業債、一組としての事業債が7億2,465万円、約7億2,000万円でそれを買取しているんですね。平成24年に、今の南高跡地にメディカルを設置したときには、病院の跡地と、それから院長の宿舎については、繰上償還が求められて、繰上償還額が2億9,000万円をお支払い、債権残高を償還したということです。

令和4年3月31日現在の未償還額が8,376万円、そして、そのうちの問題は、病院跡地のこの中のA、B、Cなんですね。Aはなぎさ園とみなとクリニック、そしてB、Cについては、旧海軍病院の病棟跡と、それから看護師とか医師の宿舎が山側の根元にあります。このB、Cが今回、公有地化の問題の対象になった土地なんですね。その広さは、Aは1万9,000平米、B、Cについては2万2,000平米なんですね。ですから、これをどうするか。そして、この既存の建物が建っております病棟を取壊ししなければいけません。それで、一組のほうの予算は4億5,000万円なんですね。組合としてお金が準備できるのは2億円、あと2億5,000万円については、1市5町の皆さん、どういう割合でお金を出してくれますかということを議論はまだしていないんです。これは3月22日の臨時議会で、これをやりましょうということになっていますよね。それが済みますと、実は土地の問題に移行するわけですよ。

土地そのものは、これも資料をお渡ししてありますが、通常の資本取引、償却資産ではありませんので、取得価格がずっと簿価として残っているわけですね。ですから、7億数千万

というのは、買取りの簿価として、土地評価としては帳面上は残っているわけです。

そして、あと、時点修正というのがございまして、直近が一番古いのは、令和4年10月1日現在で、時点修正したものが、B、Cについては3億9,600万円、この金額とさっき言いました残りの2億5,000万円を各自治体でどうするのか。そして、3億9,600万円については南伊豆町が買うとなると、そのお金を払わなければいけないということ、数値上の話ですけども、そういうことが実は次に控えているわけですよ。

ですから、意見書を出して、こういう誓いにして南伊豆町は求めましょう。変えよう変えようというだけなら誰でもできるんですよ。具体的なことを提案して、実はこういうことをしたらどうだろう、そのためにはこういう数値の基になるものがございませけれども、当局、どうですかというのが普通の順当なやり方だと思うんですね。これに対して、町長、どうでしょうね。面倒くさいや、そんなんいいよというだけでなく、ちょっとおっしゃってください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和4年12月議会の一般質問でも答弁させていただきましたが、当該地のリスクが極めて高い津波浸水区域であることの重要性に鑑み、土地取得及びこれらに関連する再開発に多額の財政負担が想定されることなどからも熟考し、跡地利用などは検討しておりません。病院跡地の現状は今も何ら変わりはありませんが、令和5年、6年、2か年での解体工事が完了するまでに、土地所在の自治体として利活用が可能な大手企業などの誘致なども努めてまいりたいと考えております。

今、議員がおっしゃられた残りの解体費については、一応運営会議では、負担割合というのは決まって、そしてこれから臨時会に上程をさせていただくようになるのかなというふうに考えております。

それから、土地代金に関しましても、かなり高額の4億円近い土地評価額なのかと思えますけれども、これも首長間でも様々な意見がございまして、首長間とのいろいろ協議をした中で、南伊豆町として、うちも買える金額の限度というのがあるかと思えますので、その辺のところを各首長さんたちと協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） 負担割合は決まっているというふうなお答えでした。3月13日のメディア会議においては、それは管理者は明言しなかったんですね。多分、類推しながら皆さん、構成議員、市町の議員さんは、今までごみ問題の4、6ですね。そしてあと、斎場組合の大型補修修繕も4、6ですね。ですから、多分そういうイメージで皆さんいたと思うんですが、決まりましたと言いましたね。それは、何対何、幾つですか。

○議長（谷 正君） 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これは、決まったということは運営会議で決まったんですけれども、その内容については議会での報告となりますので、この場での発表は控えさせていただきます。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） 分かりました。

非常に問題としては大きいと思うんですね。それぞれの構成市町の思惑もありますし、それから一番の問題は、南伊豆町の財布の中身の問題ですね。要するに、東伊豆がそれを買うわけにもいきませんし、一番効率がいいのは、南伊豆町がそれを求めるということですね。

公有地化というのは、町長ご存じのとおり、貸付けか買取りか、どちらかしかないんですね。民間に貸し付けるのも公有地化なんですね。所有権はあくまでも一部事務組合に存在しますので、ですから、そういうことも含めて、ぜひ財政当局とも話し合いをしながら、何とかいい方向に持っていくようなことを善処お願いしたいと思います。

改めてお考えを伺います。

○議長（谷 正君） 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

運営会議でも、やはり南伊豆町議会から出されました意見書というのを大変重視しておられる首長さんがおられます。その中で、町としても皆様の意見書を尊重するに当たっては、どのようにしていくかというところ、最終的に購入できるのかできないのか、それから一部事務組合で所有し続けるのかというのは大きな課題かと思っておりますので、その辺のところは民間に売却ということではなく、官地として残していきたいなというふう考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 最後の質問にしたいんですが、実は13日のメディカルの議会で、管理者側からちょっと提案があったんですね。これは南伊豆町側で取得に関わる特別委員会、名称は何でもいいんですけれども、南伊豆町側で特別委員会をつくったらどうでしょうという提案があったんですね。ですから、私と長田議員の2人で、はい、いいですよとはその場では言えませんでしたので、持ち帰って、当局にもそれを相談して、当局と議会側を含めた広範な特別委員会を機能的につくったらどうかと思いますが、その提案については、どうでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

運営会議でも、管理者のほうからそのようなお話は、どうでしょうというお話はいただきました。当然ですけれども、そこで私がつくれます、つくりませんという判断もできませんので、ただ、まだ時期尚早かなというふうにはお答えさせていただきました。土地の所有権と売却等の方向が決まった時点で、南伊豆町で議会の皆さんと一緒に委員会をつくって、跡地利用に関して検討することは重要かと思えますけれども、今の時点でまだ南伊豆町が取得するのか一組で持つのかというところは確定していないので、今の時点では時期尚早かなと。

そしてまた、もし立ち上げるとしたら、南伊豆町議会も7月に議会選挙がございますので、選挙の後のほうがいいのかというふうな話はさせていただきました。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 以上をもちまして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

◎報第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

報第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第 2 号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、町長の専決処分に関する条例第 1 条第 1 項により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

事故及び和解の内容については、令和 4 年 12 月 14 日、午前 8 時 15 分頃、湯の花観光交流館にて、地場産品販売所を訪れた相手方の自家用車に敷地内にある樹木の大型の枝が強風により落下し、車両を破損させる事故が発生いたしました。幸い相手方にけがはなく、責任割合を町 100%、相手方ゼロ%とし、町は相手方に対し、損害賠償額 14 万 3,979 円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額については、全額が総合賠償補償保険により補填されるものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

---

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第3号 南伊豆町議会議員及び南伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第3号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年4月の公職選挙法施行令の一部改正において、物価の変動等に鑑み、選挙運動費用に関する公費負担額が引き上げられたことから、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成の公費負担額について、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー契約の場合、1日2万3,360円を2万3,800円に、選挙運動用自動車の借入契約である場合、1日1万5,800円を1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、1日7,560円を7,700円に、選挙運動用ビラ作成の公費負担額の引上げでは、1枚当たり7円51銭を7円73銭に改めるものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、施行の日以降、その期日を告示される選挙から適用するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第3号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第4号 南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員の報酬額等の見直しを行うため条例の一部を改正するもので、主な改正内容として、新たに地籍調査職を設けるものであります。

詳細については、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第4号の内容説明を申し上げさせていただきます。

本議案は、会計年度任用職員の報酬について、新たに地籍調査職を設けるとともに、外国語指導助手の職務級を変更したいものでございます。

地籍調査職につきましては、土地の所有者、地番、地目等を調査し、境界の位置、面積を測量する業務等に携わることから、豊富な専門的知識の必要性と人材確保を図るため、新たに設定するものでございます。

報酬額におきましては、近隣自治体との均衡を考慮いたしまして、25万円を超えない範囲内で、町長が別に定める額としたいものでございます。

外国語指導助手につきましては、業務の専門性や実施形態を踏まえた中で、現在の1級から2級に格付けのみ変更したいものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第4号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第5号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町民の利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進につなげるため、住民票の写しや印鑑証明書の交付に係る手数料について、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにおける料金を新たに設定するものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君） それでは、議第5号の内容説明を申し上げます。

現在、国では、令和4年度末までに、マイナンバーカードを全国民に行き渡らせることを目指し、普及促進に取り組んでおります。今後、さらなる普及を図るためには、その利便性やメリットを実感していただくことが極めて重要であるとのことから、コンビニ交付サービスによる各種証明書手数料の減額促進に係る通達を受けております。

このことから、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、コンビニ交付サービスに係る住民票、印鑑証明書の交付手数料を新たに追加するものであります。

お手元の資料ナンバー3、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

新旧対照表については、アンダーライン部分が改正箇所となっております、別表におい

て、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる住民票、印鑑証明書の交付手数料200円を新たに追加するものであります。

なお、料金改正は令和5年4月1日からの施行となります。

内容説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第5号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第6号～議第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第6号 南伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について、議第7号 南伊豆町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

て及び議第 8 号 南伊豆町立認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第 6 号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和 4 年 6 月 22 日に公布されたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、本条例の一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、子ども・子育て支援法の条項ずれに対応するため、本条例での引用条項を整理するものであります。

続いて、議第 7 号の提案理由を申し上げます。

本議案も前議案と同様に、子ども・子育て支援法の条項ずれに対応するため、本条例での引用条項を整理するものであります。

議第 8 号の提案理由を申し上げます。

本議案も前議案と同様に、子ども・子育て支援法の条項ずれに対応するため、本条例での引用条項を整理するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第 6 号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第7号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第8号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第6号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第7号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第8号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第9号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第9号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年6月22日に公布されたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び令和4年12月16日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容では、子ども・子育て支援法の条項ずれに対応するため、本条例での引用条項を整理するほか、第26条の懲戒権に関する規定の削除及び必要な字句の修正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第9号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第10号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第10号の提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容では、安全計画の策定等の義務化規定及びバスの送迎の安全管理に関する規定を追加するとともに、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和に加え、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化を図る改正のほか、懲戒権に関する規定の削除を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第11号 南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容では、安全計画の策定等の義務化規定及びバスの送迎の安全管理並びに業務継続計画の策定等の努力義務化に関する規定を追加するほか、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化を図るため改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第11号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第12号 南伊豆町立地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本議案は、国で定める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき実施される伴走型相談支援について、身近な相談機関である地域子育て支援センターで妊娠から出産・子育てまで切れ目ない相談に応じるため、本条例に定める使用対象

者の拡大を図るもので、具体的には、第5条に規定する使用対象者に妊婦を追加するもの  
あります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第13号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第13号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につ  
いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例に規定する出産育児一時金の支給額を令和5年4月1日より、40万8,000円から48万8,000円に改正するものであります。

なお、出産育児一時金の支給総額では、南伊豆町国民健康保険給付規則に規定する産科医療保障制度保険料掛金分1万2,000円が加算されるため、50万円となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第14号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物処理の財源確保及び円滑な事業の遂行を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第14号の内容説明を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物の処理における安全と財源確保を目的に、南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正するものであります。

資料ナンバー12の新旧対照表をご覧ください。

廃棄物処理の安全確保といたしまして、第5条の2、第1項及び第2項において、排出禁止物を有害性、危険性の面から規定しております。

次に、財源の確保として、第10条一般廃棄物処理業等許可申請手数料、別表第1において、収集手数料、指定袋に賦課される手数料として、1枚当たり20リットル6.5円を15.15円に、30リットル10.5円を20.95円に、45リットル17.5円を31.45円に、70リットル33円を52.35円に改正するものであります。

なお、この料金改正については、現行の指定袋販売委託における内容の見直しを実施するものでありまして、町民の皆様への指定袋購入金額については現行のままでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第15号 南伊豆町漁業集落環境整備事業及び漁港環境整備事業の費用の分担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日から漁業集落排水事業の公営企業化に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第15号の内容説明を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日からの漁業集落排水事業の公営企業会計化に伴う条例改正であります。

これまで子浦、中木、妻良の3地区においては、使用料の徴収及び維持管理に係る協定書に基づき施設管理をお願いしてまいりましたが、今般の公営企業会計化に伴い、町による一括管理となることから、当該3地区への施設維持管理委託料、受益者に求めていた施設修繕費用50%の負担も廃止するものであります。

資料ナンバー13の新旧対照表をご覧ください。

主な改正点として、条例名については、現状の国・県からの補助金名称に合わせるため、「南伊豆町漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業及び漁村整備事業の費用の分担に関する条例」に改め、第1条において漁村整備事業費を追加いたしました。

第2条第3項では、現行補助金の漁村整備事業の事業内容を、1号から6号まで規定しております。

第3条第3号では、冒頭でもご説明いたしました、漁業集落環境整備維持事業の受益者負担50%を廃止し、漁村整備事業において、国・県補助金を除いた残額の30%を受益者負担としております。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第16号 南伊豆町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第15号で改正された南伊豆町漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業及び  
漁村整備事業の費用の分担に関する条例第3条第3号の受益者負担割合を、本条例改正案第  
11条のとおり、改築工事分担金の分担割合としたいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

#### ◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第17号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年10月1日から静岡地方税滞納整理機構の事務所が移転することから、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、静岡県及び構成市町の議会の議決を求めるものであります。

具体的には、第6条に規定する広域連合事務所の位置を、静岡市から藤枝市に改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第18号 南伊豆郷土館設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

南伊豆郷土館においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、当該省庁の定める耐用年数は既に超過しております。

また、同郷土館内の展示物等については、より多くの来館者が見込める道の駅湯の花内の資料館に移転することといたしました。

このため、郷土館としての役割も終了したことから、今後は役場庁舎の一部として活用したいもので、本条例の廃止をいたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

○8番（清水清一君） 郷土館廃止という形になるわけですがけれども、その建物の名前は今のところ何て、分庁舎というのか、何て考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 今後、庁舎の一部として活用したいものですから、庁舎の別館というような表現にしたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第19号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日からの公共下水道事業及び漁業集落排水事業の公営企業化に伴い、本条例を全部改正するもので、水道事業を合わせた企業職員の給与の種類及び基準について、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例を準用するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第20号 南伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から全国的な共通ルールの下で運用が示されたことから、現行の南伊豆町個人情報保護条例を廃止し、新たに同法施行に必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 議第20号の内容説明を申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用され、個人情報の取扱いについてはこの法に基づいて行うこととなったため、法の施行に関し、法から委任され、または許容されている事項を規定する条例を制定するものでございます。

条例の概要は2点でございまして、1点目は、開示の請求に関する手数料について、本町においては無料といたしますが、公文書の開示の実施のため、特別な費用を要する場合と、公文書の写しの作成に係る費用は開示請求者が負担することとしてございます。

2点目でございますが、こちらは南伊豆町個人情報保護審査会について、本条例の改正や廃止、個人情報を安全に取り扱うための基準の策定、運用上の細則を定める場合で専門的な意見を聴く必要があるときは、当該南伊豆町個人情報保護審査会に諮問することができるとしてございます。

なお、個人情報のルールが1つに統合されることに伴い、現行の南伊豆町個人情報保護条例は廃止することといたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第21号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年6月定例会で議決を受けた、令和3年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備工事において、戸別受信機台数の精査、子局の追加、アンテナの数量変更など事業量が確定したことから、契約額の変更をご承認いただくものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第22号 南伊豆町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、指定金融機関を指定するものであります。

本町においては、令和3年10月1日から1年9か月の契約期間をもって三島信用金庫を指定してまいりましたが、令和5年6月30日をもって契約期間が満了いたします。このため、次期指定金融機関を選定するに当たり、本町収納代理金融機関に意向調査及び審査を実施した結果、現状要件を継続することで受諾意向を提示した三島信用金庫を選定することといたしました。

よって、令和5年7月1日から1年契約で南伊豆町指定金融機関として三島信用金庫を指定いたしたく、議会の承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第23号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から7,452万3,000円を減額し、予算の総額を56億4,446万

7,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、衛生費の保健衛生費349万4,000円、農林水産業費の林業費388万2,000円、土木費の道路橋梁費1,198万4,000円などを減額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、基金繰入金を2億2,468万6,000円減額するほか、町税2,907万8,000円、地方交付税1億4,081万9,000円、寄附金3,057万7,000円を増額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第23号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から7,452万3,000円を減額し、予算の総額を56億4,446万7,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の36、37ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費の1項12目地域づくり推進費の地域おこし協力隊推進事業では、753万円を減額いたしました。これは、専門的知識を有し、都市部の企業で働く外部人材を活用することで、行政内部の人材のみでは解決が困難な課題の改善や、より効果的な進め方が見込める事業の洗い出し効果が期待できる地域活性化起業人派遣制度を活用し、年度当初から3人の派遣をお願いする予定でありましたが、事業進捗の遅れなどにより、うち2人については11月からの派遣となったため、係る負担金が減額となることが主な要因でございます。

次に、46、47ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の1項2目予防費の感染症予防事務のうち、定期予防接種（小児個別）委託料を345万4,000円減額いたしました。これは、HPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチン接種に係る委託料を減額調整するものでございまして、このワクチン接種については、国の方針により、平成25年から令和3年の期間において積極的な接種勧奨が控えられていたことから、この期間に接種機会を逃した方が全国的に発生しております。

こうした方の接種機会を確保するため、定期接種の対象年齢である小学校6年生から高校

1年生相当を超えて、改めて公費での接種機会を提供することとした国の方針を受け、町でも未接種者のうち約4割の接種を想定し、6月定例会でも追加の補正予算をご承認いただき、接種勧奨に努めてまいりましたが、接種者が大幅に見込みを下回りそうな状況であるため、今回減額をさせていただくものでございます。

次に、50ページ、51ページをご覧くださいと思います。

5款農林水産業費の2項1目林業振興費の森林整備事業のうち、森林整備事業計画策定委託料を416万3,000円減額いたしました。これは、青野地内の南上財産区所有の山林において、常用樹から広葉樹への樹種転換を進めるに当たって必要となる森林整備事業計画策定業務を入札にかけたところ、設計額の半分程度で落札されたため、その不用額を減額するものでございます。

次に、56、57ページをご覧くださいと思います。

7款土木費の2項2目道路新設改良費では、1,198万4,000円を減額いたしました。この主な要因は、町道伊浜線のコンクリート吹きつけのり面でクラック及び空隙が認められたことから、その空隙にコンクリートを注入して補修する工事を施工いたしました。想定した注入量に至らなかったため、工事費を559万7,000円減額するものでございます。

減額とさせていただいた項目のうち、主なものについての説明は以上となりますが、本補正予算におきましては増額要求も幾つかございますので、そちらにつきましても説明をさせていただきたいと思います。

戻っていただきまして、32ページから35ページをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項1目一般管理費の一般管理事務のうち、光熱水費を129万6,000円増額いたしました。これは、石炭や液化天然ガスなどの輸入価格高騰の影響で、燃料費調整額が値上げされていることを受け、電気料金が値上がりし続けていることから、再度追加をさせていただきたいものでございまして、以降においても同様に、光熱水費の追加やそれに伴う施設管理運営委託料の増額がございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

また、同款同項12目の地域づくり推進費のふるさと寄附金事業には、1,569万6,000円を増額いたしました。これは、12月末現在のふるさと寄附額が昨年度の同時期に比べて1.17倍と好調なため、記念品代を700万円、返礼品梱包料を800万円増額するものでございます。

なお、歳入につきましても3,000万円増額し、今年度のふるさと寄附金額については2億3,000万円を見込んでございます。

続きまして、44ページ、45ページをご覧くださいと思います。

3款民生費の2項3目子育て支援費の子育て支援事業のうち、出産祝い金を75万円増額させていただきました。これは、当初予算編成時の出生見込数に比べ、第2子、第3子が共に2人多かったことによるもので、令和4年度の出生数は、最終的には36人となる見込みでございます。

次に、52、53ページをご覧くださいと思います。

5款農林水産業費の3項6目海岸保全施設整備事業に208万円を増額いたしました。これは、津波、高潮から集落を守るため、下流の海岸保全区域内に陸閘、胸壁を整備する事業を施工したところ、入札差金により国庫補助金に不用額を生じたことから、返還について県に相談をいたしました。当事業は令和4年度と5年度の2カ年事業であるため、返還はせずに、それを財源として事業を前倒して執行してほしいとの回答があったため、予算残額に208万円を追加し、陸閘の下部工（門扉を取り付けるレール部分の整備）を行いたいものでございます。

なお、本整備につきましては、これからの施工となるため、年度内の完成は見込めないことから、10ページに繰越明許費として設定をさせていただいております。

最後に、68、69ページをご覧くださいと思います。

11款公債費の1項1目元金に396万9,000円を増額いたしました。これは、さきの12月定例会に上程した議第108号 財産の無償譲渡について、承認がされたことに伴い、該当する公有林整備事業債の一部を繰上償還するものでございます。

続きまして、歳入について主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りをいただいて、20ページ、21ページをお願いいたします。

1款町税を2,907万8,000円増額いたしました。これは、個人町民税の現年課税分が株取引等の譲渡所得の増により1,500万円、固定資産税の現年課税分が800万円、たばこ税が500万円、入湯税がコロナ禍による緊急事態宣言等の発令がなく、通年並みの集客が見込まれたことにより200万円増える見込みとなったことが要因でございます。

次に、22、23ページをご覧くださいと思います。

12款1項1目地方交付税のうち、普通交付税を1億4,081万9,000円増額いたしました。これは、令和4年度の普通交付税交付額が7月に確定したのを受けて増額するもので、これを受け、20款2項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を1億7,772万1,000円減額いたしました。

最後に、28、29ページをご覧ください。

20款繰入金の2項1目基金繰入金のうち、ふるさと応援基金繰入金を2,576万5,000円、公共施設整備基金繰入金を1,680万円減額いたしました。これは、充当事業の進捗により不用額が見込まれること及び12月に普通交付税の追加交付があったことに伴い、基金の取り崩し額が必要最小限となるよう調整するものでございます。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第24号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費及び特定健康診査の実績を勘案した保健事業費の歳出調整並びに県支出金及び国民健康保険税の収納実績を勘案した歳入調整などが主なもので、歳入歳出予算の総額から3,107万6,000円を減額し、予算の総額を12億6,241万7,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費43万4,000円、2款保険給付費2,943万2,000円、6款保険事業費121万円を減額し、歳入では、6款県支出金2,938万4,000円、9款繰越金401万6,000円、10款諸収入181万5,000円を減額し、1款国民健康保険税265万3,000円、8款繰入金を148万6,000円増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第25号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付実績を勘案した保険給付費等の歳出調整及び介護給付費支払準備基金積立金の編成のほか、国県支出金等の歳入調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に5,304万2,000円を増額し、予算の総額を13億5,513万9,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費を87万7,000円、2款保険給付費を1,738万5,000円、4款地域支援事業費310万7,000円を減額し、5款基金積立金を4,504万7,000円、7款諸支出金2,936万4,000円を増額するほか、歳入では、5款支払基金交付金4,502万4,000円、6款県支出金2,043万5,000円、9款繰入金344万1,000円のほか、諸収入を15万2,000円減額し、1款保険料433万1,000円、4款国庫支出金324万9,000円、10款繰越金を1億1,451万4,000円増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第26号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整及び後期高齢者医療保険料並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なもので、歳入歳出予算の総額から11万8,000円を減額し、予算の総額を1億4,423万9,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費1万3,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金10万5,000円を減額するほか、歳入では、4款繰入金30万8,000円を減額し、1款後期高齢者医療保険料18万5,000円、6款諸収入を5,000円増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第27号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業確定に伴う構成市町の負担金精算に係る調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に127万8,000円を増額し、予算の総額を3,307万5,000円としたいものであります。

歳出では、共同設置町負担金返還金を127万8,000円増額し、これら財源として前年度繰越

金を同額増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第28号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額に132万2,000円を増額し、予算の総額を2億7,920万6,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2款業務費2項1目管渠費の管渠内面調査、清掃委託料417万円を減額するほか、2目処理場ポンプ場費、クリーンセンター等維持管理業務委託料を、電気料の高騰に伴い、542万7,000円増額するものであります。これら財源として、5款繰入金に132万2,000円増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第29号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第29号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定と歳入の組替えが主な内容であり、歳入歳出予算の総額から7,000円を減額し、予算の総額を3,317万4,000円としたいものであります。

歳出では、1款総務費を7,000円減額するほか、歳入で、1款分担金及び負担金を15万4,000円、8款町債380万円を減額し、3款繰入金354万1,000円、7款県支出金を40万6,000円増額するものであります。

また、中木漁業集落排水施設改築工事の施工に際し、建築資材の納品に不測の期間を要したことから、年度内での完了が見込めないため、第2表にお示しのとおり、繰越明許費を計上させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第30号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定と歳入の組替えが主な内容であり、歳入歳出予算の総額から1万2,000円を減額し、予算の総額を2,438万円としたいものであります。

歳出では、1款総務費を1万2,000円減額し、歳入では、1款分担金及び負担金9万7,000円、8款町債210万円を減額し、3款繰入金199万1,000円、7款県支出金19万4,000円を増額するものであります。

また、町債の減額に伴う地方債補正は、第2表のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第30号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第31号 令和4年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億4,318万1,000円、水道事業費用の総額を3億6,035万8,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を1億396万7,000円、資本的支出の総額を2億1,358万9,000円としたいものであります。

水道事業収益の主なものは、上水道料金を340万円増額し、一般会計補助金269万9,000円を減額いたしました。水道事業費用では、電気料の高騰に伴い、動力費486万8,000円を増額し、総係費委託料として予定していた簡易水道修繕計画の策定期間を令和5年度以降としたことから、2,220万円を減額いたしました。

資本的収入及び支出については、事業完了に伴う減額調整であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第32号～議第43号の一括上程、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第32号 令和5年度南伊豆町一般会計予算、議第33号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第34号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、議第36号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第37号 令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第38号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、議第39号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計予算、議第40号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町

指導主事共同設置事業特別会計予算、議第41号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計予算、議第42号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算及び議第43号 令和5年度南伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

議第32号議案から議第43号議案までの12議案につきましては、本会議での提案理由の説明、内容説明及び質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案から議第43号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和5年3月定例町議会

(第3日 3月14日)

## 令和5年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和5年3月14日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第32号 令和5年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第33号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第34号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第36号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第37号 令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第38号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第39号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第40号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導  
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第11 議第41号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第12 議第42号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第13 議第43号 令和5年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第14 議第44号 南伊豆町農業委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程第15 議第45号 南伊豆町個人情報保護審査会条例制定について
- 日程第16 議第46号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議第47号 令和5年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議第1号 南伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 日程第19 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙
- 日程第20 各委員会の閉会中の継続調査申出書

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（１０名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	5番	谷正君
6番	長田美喜彦君	7番	稲葉勝男君
8番	清水清一君	9番	漆田修君
10番	齋藤要君	11番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君
地方創生室長	勝田智史君	地域整備課長	飯田満寿雄君
商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 事務局 会長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	佐藤禎明君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和5年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎議第32号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

議第32号 令和5年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長（比野下文男君） 改めて、おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託された議第32号 令和5年度南伊豆町一般会計予算について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

なお、これにつきましては、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降省略させていただきます。

また、審議中にあった質疑または意見要望事項についても、委員会において全員賛成で可決することに決定した付託件目では省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第32号 令和5年度南伊豆町一般会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 令和5年度南伊豆町一般会計予算に当たって、賛成の討論を行います。

令和5年度予算は、コロナ禍が過ぎることを見越した予算ではありますが、これまで新型コロナウイルスは丸3年にわたって続いてきて、昨年の暮れから第8波が流行する状態がありました。こうした中で、岡部町政は、町内の住民の生活、そして零細個人事業者を守るために、100%プレミアム商品券を五度にわたって実施をして、住民の生活、営業を守ってきました。これは、賀茂郡下、県下でも他市町にないことであります。

こうしたことを含めて、同時にこれまで南伊豆町が築き上げてきた制度を削減することなく、維持、継続をしてきました。これまで、石廊崎開発を含めて、多額の起債の返還が始ま

っていくこの令和5年度に当たっても、こうした制度の維持を含めて、さらに高校生の電車通学の補助が新たに加えられました。これまで高校生のバス通学費補助に関しては、子育て世代を大きく励ましてきました。

高齢者が多い地域に当たっては、高齢者食事サービスをはじめ、在宅介護サービスの充実、また保育の現場では保育士の加配も含めて、国の制度を先取りする取組も行われてきて、これが維持されております。

地方創生の問題に当たっては、一言もあります、様々な課題や施策の変遷がありながらも、現場の取組で社会人口増など、様々な指標で県下中でも大健闘していることは評価するものであります。

本質的な地方創生の課題に当たっては、国の指針とするものを乗り越えた取組が必要だと思いますし、そうした洞察を含めて、今後の取組に期待をしたいと思います。

教育に当たっては、教員の加配も含めて、この南伊豆町に合った教育の形を進めてきていると同時に、教育そのものは、成果の評価に当たっては時間がかかるものと言われておりますが、私がこの間見てきている中で、現教育長が、現場現役時代に励まし合ってきた子供たちが、それぞれが励まし合って地元に戻る声かけをしている、こうした例が見受けられております。非常にうれしい限りであって、互いに尊重して、そして力を合わせていく、こうした教育の成果に将来展望を強く持つものであります。

新年度予算は、これまでの起債償還も含めて限りがありますが、住民の生活を守って、さらに町長の公約である子育て支援、これを一步一步前進させていく、こうした内容が見られることを評価するとともに、新型コロナ禍を経て、その先コロナ禍以前の状態をさらに一層、一步一步前進するために力を尽くして、現場とともに進んでいかれることを期待したいと思います。

同時に、委員会の中でも指摘しましたが、現場によっては残業の量等々の課題も見受けられると思います。人員配置の問題も含めて、こうした課題にも積極的に取り組むことを期待して、私も非力ながらコロナ禍を見据えた町の発展のために力を尽くすことを表明して、賛成の討論といたします。

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第32号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第33号～議第35号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第33号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第34号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長（比野下文男君） 本委員会に付託された議第33号から議第35号までの令和5年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第33号から朗読します。

議第33号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第34号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第33号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、問い、答えというこ  
とで朗読します。

問 乳幼児の均等割撤廃の話があるが、町の認識を教えてください。

答 乳幼児の均等割の半額を減免することについて、国保運協で承認をいただいているの

で、今年度から例規を改正し対応している。

問 1人当たりの負担額を市町村ごとに比較した場合、どのくらいか。

答 資料がないため具体的な数字は出せないが、県内下位となっている。

議第34号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、問い、答えということで朗読します。

問 介護従事者の課題と充足率は。

答 町内事業者のアンケート調査の結果は、現在は何とか足りているが、従事者の高齢化などにより、5年先を見据えた場合に人材不足の不安はあるとのことであった。今後、それに対応した対策が必要と考える。

問 基盤財政を厚くするよう国に要望を。

答 町長会で提言していく。

議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑、意見、要望事項はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をしてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第33号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算に当たって、反対の討論を行います。

現場職員の取組に関しては、高く評価をするものであります。反対の理由は、制度の改変を求めるものであって、国民皆保険制度の根幹である国民健康保険、これに対する国の財政拠出の割合を、抜本的に引き上げて負担を軽減させるべきだというこの1点に尽きるものであります。

この点を指摘して、反対の意思とさせていただきます。

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第34号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計予算に当たって、反対の討論を行います。

この討論の趣旨も、現場職員の取組については高く評価しながら、介護保険制度そのものの中身を変えるべきだということ、特に政府の介護保険財政に対する拠出割合を、居宅介護、施設介護、双方とも財政基盤に対する国の割合を抜本的に増やすよう強く求めて、反対の意思とさせていただきます。

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第35号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 議第35号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算に当たって、反対の討論を行います。

これは、制度の改廃を求めるものであります。

人間は、長寿は誰しもの願いであります。後期高齢者として選別すること、それとこの間、年金は減らされて、しかも医療費が上がるという人々の高齢者の願いとも相反することが行われております。こうした制度そのものをなくして、高齢者が報われる医療制度をつくるべきと主張して、反対の意思を表明いたします。

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第33号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第35号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第35号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第36号～議第39号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採  
決

○議長（谷 正君） 議第36号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第37号  
令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第38号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特

別会計予算及び議第39号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 比野下文男君登壇]

○**予算決算常任委員長（比野下文男君）** 本委員会に付託されました議第36号から議第39号までの令和5年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。議事件目、付託件目、議第36号から朗読します。

議第36号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第37号 令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第38号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第39号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○**議長（谷 正君）** 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をお願いします。

[「なし」と言う人あり]

○**議長（谷 正君）** 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第36号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○**議長（谷 正君）** 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○**議長（谷 正君）** 次に、議第37号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○**議長（谷 正君）** 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第38号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第39号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第37号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第38号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第39号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第40号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長（比野下文男君） 本委員会に付託された議第40号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第40号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第41号及び議第42号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採  
決

○議長（谷 正君） 議第41号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計予算及び議第42号  
令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長（比野下文男君） 本委員会に付託されました議第41号及び議第42号ま  
での令和5年度南伊豆町各事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。  
議事件目、付託件目、議第41号から朗読します。

議第41号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計予算について、委員会決定、原案のと  
おり可決することに決定。

議第42号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算について、委員会決定、原案の  
とおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第41号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第42号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第42号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第43号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第43号 令和5年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長（比野下文男君） 本委員会に付託された議第43号 令和5年度南伊豆町水道事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第43号 令和5年度南伊豆町水道事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

ここで10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時10分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

◎予算決算常任委員会正副委員長及び議会運営委員会委員長の辞任につ  
いて

○議長（谷 正君） 先ほど、比野下文男議員から予算決算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の辞表がそれぞれの副委員長に提出されました。各委員会は委員会を開催し、結果の報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時13分

---

◎予算決算常任委員会正副委員長及び議会運営委員会委員長の選任について

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

予算決算常任委員会は比野下文男委員長の辞任を許可し、南伊豆町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に長田美喜彦議員、副委員長に横嶋隆二議員を選任しました。

議会運営委員会は、比野下文男委員長の辞任を許可し、南伊豆町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に長田美喜彦議員を選任しました。

以上、報告いたします。

---

◎議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 引き続き、議案審議に入ります。

議第44号 南伊豆町農業委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷 正君） 朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本議案は南伊豆町農業委員会委員の辞任に伴い、新たに委員を選任するものであります。

農業委員の選任においては、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、委員を決定することになります。このため、南伊豆町農業委員会委員の候補者として応募のあった者のうち、南伊豆町伊浜632番地齋藤守正氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりご提案申し上げます。

なお、履歴については別紙をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第45号 南伊豆町個人情報保護審査会条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をもって、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から全国的な共通ルールの下での運用が示されたことから、開示請求等の審査請求に係る諮問機関として、南伊豆町個人情報保護審査会の設置を定める条例を制定するものであります。

詳細については総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第45号の内容説明を申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用され、個人情報の取扱いについてはこの法律に基づいて行うことになったため、南伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定させていただいたところでございますが、本条例の施行に伴いまして、南伊豆町個人情報保護条例が廃止されることから、調査審議に係る諮問機関の設置について新たに条例を制定するものでございます。

条例の概要としては、次の3点でございまして、1点目は審査会の所掌事務について、個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定等の審査請求に係る事項と南伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃、安全管理措置基準の設定、個人情報の取扱いに関する細則の設定に係る事項としてございます。

2点目は、審査会の組織について、廃止前の南伊豆町個人情報保護条例に倣い、委員は5人以内、任期は2年、取り扱う情報の重要性に鑑みて、委員の就任時、退職後いずれにも守

秘義務を課し、漏らした者には1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するよう設定を  
してございます。

3点目は、審査会の調査権限について、個人情報の取扱い等について諮問を受けた場合の  
審査会への口頭説明や資料の提出等を諮問した実施機関に求めることを規定してございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議は  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第46号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1億円を追加し、予算の総額を57億4,446万7,000円としたいものであります。

歳出では、総務費の総務管理費に1億円を追加し、これらの財源として地方交付税1億4,696万3,000円、国庫補助金60万8,000円を追加するほか、基金繰入金1,047万1,000円、町債3,710万円を減額するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第46号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億円を追加し、予算の総額を57億4,446万7,000円としたいものでございます。

今回の補正予算の編成理由でございますが、主に3つありまして、1つ目は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業が今3月末で終了することを受け、充当額と他の財源額の変更を行うこと、2つ目は、普通交付税の追加交付などにより、ある程度の決算余剰金が見込まれることから、今年度も臨時財政対策債の発行を見送る措置を取ること、そして3つ目は、さらなる新規の基金積立てを行える事態となった場合に備え、予算額を確保するためでございます。

したがって、従来は歳出に係ります補正項目から先に説明をさせていただいておりますが、今回については歳入に係る主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。

12款1項1目の地方交付税のうち、普通交付税には1億4,696万3,000円を増額いたしました。これは、国税収入の増額に伴い追加交付が行われたこと等により、予算額に比べ大幅な

増額交付となったため計上するものでございます。

次に、16款2項1目の総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金には、60万8,000円を増額させていただきました。これは、補助事業充当分の追加交付があったためでございます。

次に、20款2項1目の基金繰入金のうち、ふるさと応援基金繰入金では、1,047万1,000円を減額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業の終了に伴い、各事業への充当額を精算した結果、加納テニスコート整備工事への充当が当初の予定より増額できることとなったため、基金繰入金を減額するものでございます。

最後に、23款1項10目の臨時財政対策債では、3,710万円を減額いたしました。これは、さきにご説明した普通交付税の追加交付や町税の増収などにより、ある程度の決算余剰金が見込まれることから、同債を全額減額し、今年度の発行を見送るとしたものでございます。

なお、臨時財政対策債に対する交付税措置は、過疎対策事業債のように元利償還額の一定割合が措置されるのではなく、臨時財政対策債の発行可能額に対して措置をされるため、今年度発行を見送ったとしても、後年度にわたり交付税措置が受けられるものでございます。

続きまして、歳出に係ります補正項目について説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項15目基金費のうち、財政調整基金に1億円を増額いたしました。これは、5月末に翌年度繰越額が決定をいたしますが、今後の歳出不用額によっては新規の基金積立てを行える状況になることも想定されることから、それに備えて予算の枠を確保するものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第47号 令和5年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第47号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1,333万7,000円を追加し、予算の総額を51億3,033万7,000円としたものであります。

歳出では、民生費の児童福祉費に79万2,000円、衛生費の保健衛生費に1,076万3,000円、教育費の小学校費に178万2,000円を追加し、歳入の主なものでは、国庫負担金に470万円、国庫補助金に604万2,000円、基金繰入金に257万4,000円などを追加するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第47号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1,333万7,000円を追加し、予算の総額を51億3,033万7,000円としたいものでございます。

それでは、歳出に係ります補正項目について説明をさせていただきます。

予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費には、南伊豆認定こども園の浄化槽内の汚泥くみ取り費用として79万2,000円を増額させていただきました。

今回、予算を計上するに至った経緯でございますが、昨年末、契約業者が南伊豆認定こども園の浄化槽の定期検査を実施したところ、第3槽内に汚泥がたまっていないことに気づきました。後日、浄化槽内の清掃を行い、内壁の亀裂の有無など原因の究明を行いました。目視で確認できる範囲には異常はなく、作業員の手が入らないところで亀裂が生じており、そこから土中に漏れているのではないかとの結論に達しました。町では修繕を検討いたしましたが、製品が古く部品の調達が困難なこと、以前にも一度修理をしており、今回修理したとしてもいつまでもつか不明であること、修理をする場合には浄化槽の外周を掘削する必要があり、場合によっては新品に入れ替えるのと同額程度の経費がかかることなどが危惧されることから、修繕を諦め、新たに浄化槽を整備することといたしました。

よって、新たな浄化槽が整備されるまでの間、汚泥をくみ取り、これ以上の浸透を防ぐため、係る費用を計上するものでございます。

なお、新たな浄化槽の整備でございますが、現在の浄化槽を撤去した後に再度設置するか、既存の浄化槽は撤去せず新たな場所に設置するかなどについて、係る費用や今後の管理等を考慮して現在検討中でございます。決定次第、補正予算に計上し、ご審議をいただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、4款衛生費の1項2目予防費には、1,076万3,000円を計上いたしました。これは、2月22日に厚生労働省の専門部会が開催され、新型コロナウイルスワクチンについて、4月以降は重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や基礎疾患を持つ人らを対象に年2回の接種を認め、5月から8月に優先して接種し、その他の全世代については、9月から12月に年1回接種する方針が了承され、いずれの接種も公費で無料となる予防接種法上の臨時接種が適用されることを受け、ワクチン接種の実施に必要となる予約システムの更新委託料や医師等へ

の謝礼など、係る費用を計上するものでございます。

なお、今回の議論を踏まえた法令改正に係る諮問手続を経て、次回の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で、最終的な結論を得ることとされていること及び5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが現在の2類相当から5類に引き下げられることから、接種希望者が従来水準どおりとなるかどうか不確定な要素が大きいことから、今回は必要最低限の予算計上とし、今後の情勢を見極めた上で、適切な時期に予算の追加をしてまいりたいと考えてございます。

最後に、9款教育費の2項1目学校管理費には、178万2,000円を増額させていただきました。これは、南上小学校の敷地内に立つ電柱に設置されている高圧負荷開閉器が、1月に実施した停電検査時に不良状態となり、現在もその状態が続いていること及び設置から27年が経過し、耐用年数も大きく超過していることから、今回更新を行いたいものでございます。この高圧負荷開閉器とは、南上小学校で配線回路や設備機器の故障等による電気事故が発生した際に電気の供給を遮断する装置でございます。この状態を放置いたしますと、南上小学校で電気事故が発生した場合、影響が南上小学校だけにとどまらず、南上地区全体が停電になる可能性があることから、その復旧に多くの時間がかかることが想定されるため、早期に改善を図りたいものでございます。

続きまして、これら事業に対します財源について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種の財源といたしましては、国庫負担金に470万円、国庫補助金に604万2,000円を見込み、不足額については、令和4年度繰越金が確定していないため、財政調整基金繰入金を257万4,000円計上することで財源を調整させていただいております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 発議第1号 南伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

本案は比野下文男君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

日野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） それでは、説明いたします。

発議第1号 南伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月14日提出。

南伊豆町議会議長 谷正様。

提出者 南伊豆町議会議員 比野下文男。

賛成者 町議会議員 清水清一、以下、稲葉勝男、宮田和彦、黒田利貴男、長田美喜彦、

横嶋隆二、漆田修、齋藤要。

提案理由。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールが適用されることになったが、新法において、議会は新保護法が定める規律の適用対象から除外されることになり、新法の施行後も引き続き自律的な措置を講じるため、新たに南伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（谷 正君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙

○議長（谷 正君） 日程第19 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定によって指名選挙にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

この件は、先ほど慎重審議され、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。齋藤要君、稲葉勝男君を指名します。

お諮りします。

議長が指名しました齋藤要君、稲葉勝男君を南伊豆地域清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました齋藤要君、稲葉勝男君が南伊豆地域清掃施設組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました方々が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

---

### ◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（谷 正君） 日程第20、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました（所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項）についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣言

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和5年度3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦